

人口問題研究

第五卷 第十一期 第二十二號

昭和二十三年四月刊行

調査研究

都市人口の發展……………岡崎文
 年齢別子女扶養費について—第三次育児費調査の結果に関する研究—…三國一義
 産兒制限實態調査の概要(第一次報告)……………篠崎信男

資料

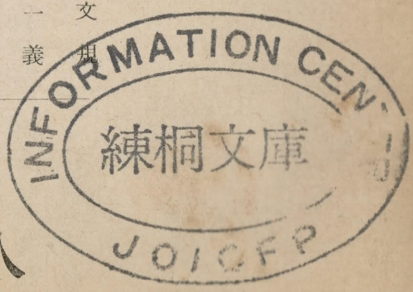
社會主義的人口論への一つの手引き—カウツキー晩年の人口論著について—
 ……本多龍雄
 ヘンリー・ウォーレス著「六千萬人の雇傭」……………黒田俊夫

雑報

調査部長の更迭—研究報告會の開催—研究資料の作成—研究所官制の一部改正—
 生活保護法並に施行令等の公布—兒童福祉法の制定—保健所法の改正—労働省の設
 置—失業手当法の制定—農地調整法の一部改正—人口動態調査の厚生省移管—生
 計費指數資料實地調査の休止

文獻

邦文人口問題關係文獻



厚生省

人口問題研究會

人口問題研究 第五卷 第十・十一・十二號

調査研究

都市人口の發展

岡崎 文規

都市人口の特性 都市のもつ性格は農村のそれとは著しく異なつていて、社會學的研究上、きわめて重要な課題であるところから、農村社會學とならんで、輓近、都市社會學はめざましき進歩を遂げた。また人口現象の近代的特徴の一つとして、人口の都市集中化は、つとに人口學者の注目をひき、幾多の貴重な文獻が發表されている。

わが國においても、人口の都市集中化は次第にはげしくなり、大都市問題ことに過大都市問題はしばしば論議されている。これらの論議は、多くの場合、都市政策の、或いは國土計畫の観点からなされるのであつて、このことの重要であることはいうまでもないが、ここでは、都市人口の發展を、もつぱら統計的に觀察したいとおもう。

都市人口の發展

市郡別人口割合の變化 資料の關係で、明治四十一年以降、昭和十五年に至る期間における、人口調査年次の市郡別人口を示すと、次の第一表の如くである。

第一表 市郡別人口

調査年次	全國人口	市部人口	郡部人口	全國人口に對する市部人口の割合
明治四十一年	四,三六,〇〇〇	七,三三,六〇〇	四,九六,七〇〇	一四・九
大正二年	五,九七,六〇〇	八,三三,六〇〇	四,六四,〇〇〇	一五・六
〃 七年	五,六三,九〇〇	一〇,〇七,七〇〇	四,六三,三〇〇	一八・〇
〃 九年	五,九三,〇〇〇	一〇,〇六,七六〇	四,六六,三三〇	一八・〇
〃 十四年	五,七五,八三〇	三,八六,八五〇	四,八九,九三〇	二二・六
昭和五年	四,四〇,〇〇〇	一五,四四,三〇〇	四,〇五,七五〇	三三・〇
〃 十年	三,四〇,〇〇〇	三,六六,三〇七	四,五七,八四一	三三・七
〃 十五年	三,二四,三三八	三,〇四,七五五	四,〇六,五三三	三三・七

備考 大正九年以降の人口は國勢調査により確定數

第一表で見ると、全國人口に對する市部人口の割合は、年を追つて次第に増大している。すなわちその割合は、明治四十一年には一割五分弱であるが、大正二年には一割五分六厘に、大正七年には一割八分に増加している。しかし、この期間における増加の割合は比較的に小さいといつてよいであろう。

ところが、大正十四年以降の増加割合は相當に大きく、昭和十五年に

は、市部人口は全國人口の三割八分弱にも達している。殊に郡部人口の實數は、昭和五年の四千九百萬餘を峠にして、逐年、絶對的の減少を暗示している。近年、大中市の行政地域の擴大ならびに新都市の成立は、行政的に市部人口を増大させ、逆に郡部人口の減少をもたらせた一原因をなしていることを考慮に入れなければならないが、しかし、都市そのものが郡部人口を著しく吸収しつつあることを見逃すわけにいかない。このように全國人口に對する都市人口の割合が著しく増大してきた重要な原因の一つは、後述するところで明らかかなように、たしかに人口の都市集中化にあるといわなければならない。

このように全國人口に對する市部人口の割合が次第に増大してきたことは、産業經濟の中心が農業より商工業に移りつつある一つの指標であると見ることができようし、またいわけゆる都市問題が、あらゆる意味において、重要性を加えきたつたものと考えられる。

しかし、この人口の都市集中化もイギリスのそれに較べると、なおその程度は甚だ低い。すなわちイギリスにおいては、全人口に對する都市人口の割合は、一八五一年には、すでに五割を越え、次第に増大して、一九二一(大正九年)には、七割九分を突破しているのである。大正九年におけるわが國の都市人口の割合は一割八分であつたから、その四分の一にもおよばないわけである。

1) Newsholme, A, The Elements of Vital Statistics, P. 39 全人口に對する都市人口の割合の増大と關連して、人口階級別に見た市町村數の分布状態と時の経過に伴うその變化ならびに人口階級別市町村における人口と時の経過に伴うその變化を觀察しようとおもう。

市町村の人口階級別については、人口五千未満を村、五千以上三萬未満

を町、三萬以上五萬未満を小都市、五萬以上十萬未満を中都市、十萬以上を大都市と見ることにして、そのように區分した。

まず、人口階級別に見た市町村數を、國勢調査年次別に示すと、次の第一表の如くである。

第一表 人口階級別市町村數

市町村人口階級	實 數										割 合(%)									
	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
五萬以上	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
三萬以上	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
一萬以上	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
五千以上	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
計	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

右の第一表で、市町村數を見ると、大正九年には一萬二千二百四十四であるが、わずかながらも、年を追うて減少し、昭和十年には一萬一千五百四十六となつてゐる。十五年間に六百九十八を減少したことになる。これは、おそらく、市域を擴大した都市にその近隣の町村が併合せられたことに原因してゐるであろう。

つぎに、人口階級別市町村數の分布を見ると、大正九年には、人口五千未満の村は、市町村總數の八割二分を占め、多くの人口をもつてゐる市町村ほど、その割合は少く、十萬以上の人口をもつ大都市はわずか一厘強にすぎない。この分布の状態は、その後の年次においても、全く同一の形を示している。しかし、大正九年と昭和十年とを較べて見ると、人口五千未満の村は、八割二分から七割七分に減少しているが、これよりも多くの人口

口をもつ市町村の割合はいずれも増大している。しかも、中都市および大都市の割合は著しく増大している。すなわち人口五萬以上十萬未満の中都市は、大正九年には僅か〇・二五%にすぎなかつたが、昭和十年には〇・四七%に、また人口十萬以上の大都市は、大正九年には僅か〇・一三%にすぎなかつたが、昭和十年には〇・二九%に激増している。

しかし、昭和五年と昭和十年とを較べて見ると、小中都市の割合は、昭和

第二表 人口階級別市町村人口

市町村人口階級	實		數		割	
	大正九年	大正十四年	昭和十年	昭和十五年	大正九年	大正十四年
五千 未 滿	二七、一〇五、七五六	二六、四〇八、三二六	二五、六八五、五一〇	二四、五六四、〇七八	四八・四三	四四・二一
五千以上三萬未滿	一七、七〇二、一九〇	一八、五一一、五九三	二〇、三九五、五〇二	二一、二五八、二〇五	三一・六四	三〇・九九
三萬以上五萬未滿	二、二九六、一九一	二、六三〇、七六〇	二、四八五、二九〇	二、二二八、七七六	四・一〇	四・四〇
五萬以上十萬未滿	二、一〇五、三一八	三、四四四、九一六	四、四〇二、四一五	三、六八五、〇二〇	三・七六	五・七七
十 萬 以 上	六、七五三、五九八	八、七四一、三三七	一一、四八一、二八八	一七、五一八、〇六九	一一・〇七	一四・六三
合 計	五五、九六三、〇五三	五九、七三六、八二二	六四、四五〇、〇〇五	六九、二五四、一四八	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

右の第二表で見ると、大正九年には、全人口の四割八分強は人口五千未満の村に住居し、これについて、人口五千以上三萬未満の町に住居する人口の三割一分六厘、人口十萬以上の大都市に住居する人口の一割二分が多し。これに反して、小中都市に住居する人口の割合は甚だ少い。

この分布の状態は、その他の年次においても、全く同様の形を示しているが、その程度は著しく變化している。人口五千以上三萬未満の町および人口三萬以上五萬未満の小都市に住居する人口の割合にはほとんど變化がないが、人口五千未満の村に住居する人口の割合は次第に減少し、これに反して人口五萬以上十萬未満の中都市、特に人口十萬以上の大都市に住居

和五年よりも昭和十年の方が少く、大都市の割合は、昭和五年よりも昭和十年の方が多くなつてゐる。これで見ると、多くの人口をもつ都市の割合は年を追うて次第に増大する傾向あり、特に大都市の割合は目立つて増大していることがわかる。

つぎに、人口階級別市町村人口を、國勢調査年次別に示すと、次の第二表の如くである。

する人口の割合は次第に増大している。たとえば、大正九年と昭和十年とを較べて見ると、人口五千未満の村に住居する人口の割合は、大正九年には四割八分強であつたが、昭和十年には三割五分強に減少している。これに反して、人口十萬以上の大都市に住居する人口の割合は、大正九年には一割二分にすぎなかつたが、昭和十年には二割五分強に激増している。これで見ると、人口は都市に、特に大都市に集中する傾向あることを明らかに看取することができる。

ついでに、諸國における人口階級別市町村人口割合を示すと、次の第三表の如くである。

第三表 諸國の人口階級別市町村人口割合

總人口一〇〇に對し人口階級市町村人口割合

國別	調査年次	一萬未満	一萬以上二萬未満	二萬以上五萬未満	五萬以上十萬未満	十萬以上	合計
日本	昭和十年	五・三	九・〇	六・三	五・三	五・三	一〇〇・〇
イギリス	昭和六年	三・七	八・四	一一・九	八・八	三・三	一〇〇・〇
フランス	昭和六年	六・七	七・五	八・四	六・七	一・五	一〇〇・〇
ドイツ	昭和十四年	五・四	六・三	八・〇	五・三	三・〇	一〇〇・〇
アメリカ	昭和五年	五・五	五・六	七・〇	五・三	二・九	一〇〇・〇

右の第三表で見ると、人口一萬未満の村または小さな町に住居している人口割合は、フランスの六割一分強が最も大きく、これについてわが國の五割四分、アメリカの五割二分が大きく、これと反對にイギリスの二割五分強は最も小さい。

人口一萬以上十萬未満の町または小中都市に住居する人口割合は、國によつて多少の差異はあるが、大して問題にするほどのものではない。これに反して、人口十萬以上の大都市に住居する人口割合は、國によつて著しき差異がある。すなわちイギリスにおいては、全人口の四割五分以上は大都市に集つている。これについて、ドイツの三割、アメリカの二割九分強が多く、逆にフランスの一割五分強が最も少い。

六大都市の人口 ここで六大都市というのは、周知のように、東京、大阪、京都、名古屋、神戸および横濱の各都市である。この六大都市は、わが國の大都市を代表するものであるから、これらの大都市における人口増加の趨勢を観察しようとおもう。

しかし、六大都市の市域は、市制施行以來、しばしば變更せられ、人口

の自然のおよび社會的增加のほかに、市域の擴大による行政的增加もあつたわけである。六大都市における市制施行と市域の變更を略説すると、次のようである。

東京市は、明治二十三年五月一日に特例市制施行、明治三十一年十月一日に一般市制施行

大正九年四月一日に豊多摩郡内藤新宿町を編入

昭和七年十月一日に荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾の五郡八十二町村を編入

昭和十一年十月一日に北多摩郡千歳村および砧村を編入

大阪市は、明治二十二年四月一日に特例市制施行、明治三十一年十月一日に一般市制施行

明治三十年四月一日に西成郡九條村ほか多くの町村を編入

大正十四年四月一日に西成郡、東成郡各全部を編入

京都市は、明治二十二年四月一日に特例市制施行、明治三十一年十月一日に一般市制施行

明治三十五年二月に葛野郡大内村の一部を編入

大正七年四月一日に愛宕郡白川村ほか多くの町村を編入

昭和六年四月一日に伏見市ほか多くの町村を編入

名古屋市は、明治二十二年十月一日に市制施行

明治二十九年三月、明治三十一年八月、明治四十年六月、明治四十二年十月に、近郊の町村を編入

大正十年八月二十二日に西春日井郡枇杷島町ほか多くの町村を編入

昭和七年十二月、昭和十二年三月に近郊の町村を編入

神戸市は、明治二十二年四月一日に市制施行

明治二十九年四月、明治三十年四月、大正九年四月、昭和四年四月にそれぞれ近郊の町村を編入

横濱市は、明治二十二年四月一日に市制施行

明治三十四年四月に久良岐郡保土ヶ谷町の一部ほか数町村を編入

明治四十四年四月一日に橋樫郡子安村ほか多くの町村を編入
 昭和二年四月、昭和十一年十月、昭和十二年四月にそれぞれ敷町村を編入
 昭和十四年四月一日に都筑郡川和町ほか多くの町村を編入

このように、市域の變更はしばしばなされ、その度に、人口の行政的増

第一表 六大都市の人口

都市	實數					指數				
	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年	昭和十五年	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年	昭和十五年
東京市	二,七三,一〇一	一,九五,五七七	三,〇三〇,九三三	五,八五五,六七七	六,七七八,八〇四	100.0	九一.八	五五.三	二一〇.四	三二一.九
大阪市	一,三五,九六三	二,二四,八〇四	三,四三三,七三三	二,九九九,八四四	三,三三三,三三〇	100.0	一六六.八	一五八.八	三三六.六	三九六.六
京都市	五二,三三四	六九,六三三	七五,一四三	一,〇〇,五三三	一,〇八九,七六六	100.0	一五五.〇	一九四	一八七.七	一八四.三
名古屋市	四九,九七七	七六,八五六	九七,四四四	一,〇八,八八六	一,三三八,八四四	100.0	一七二.七	二二〇.〇	二五八.八	三〇八.九
神戸市	六〇,八四四	七〇,七五五	七七,六六六	九三,一七九	九七,三三三	100.0	一五七.七	一九四	一四九.九	一五九.九
横浜市	四三,四三三	五五,〇七七	六〇,三〇六	七四,三三〇	八八,〇九一	100.0	一三三.八	一四七.七	一六五.五	一八八.九
合計	五,四九,〇九一	六,七八,三四四	七,六四,九三三	一三,六四,四九一	一四,三八四,三三九	100.0	一三三.七	一三六.八	一三〇.八	一三三.五

右の第一表で、都市別に人口の推移を見ると、東京市の人口は、大正九年には二百七十七萬三千餘であるが、大正十四年には百九十九萬五千餘に減少している。これは、いまでもなく、大正十二年の關東大震災によつて住居を失つた大量の難民者が地方に疎開して、まだ十分に復歸するに至らなかつたからである。昭和五年の二百七萬餘に對して、昭和十年には五百八十七萬五千餘の人口激増を示しているのは、人口の自然のおよび社會的増加のほかに、昭和七年に行われた市域の著しき擴張に伴う人口の行政的増加によるものである。昭和七年に東京市に編入された八十二町村の人口は、昭和五年の國勢調査の結果によると、二百八十九萬九千餘である。昭和七年までには、なお若干の増加あつたものと考へられるから、約三百萬に近い人口が東京市に編入されたことになる。昭和十五年の人口は、昭和

加をもたらせている。大都市の人口増加を問題にする場合、この點を見逃すわけにいかない。

そこで、六大都市の人口を、國勢調査年次別に示すと、次の第一表の如くである。

十年に較べて、約九十萬を増加し、六百七十七萬八千餘に達している。この増加は主として人口の自然のおよび社會的増加によつて生じたものと見てよいであろう。もつとも、昭和十一年十月には、北多摩郡千歳村および砦村が東京市に編入されているが、このために生じた人口の行政的増加はほとんど問題にするに足らないほど僅かである。

大阪市の人口は、大正九年には百二十五萬二千餘であるが、大正十四年には二百一十一萬四千に、すなわちこの五年間に八十六萬二千餘の増加を示している。この増加の原因の一つは、大正十四年四月に、西成郡および東成郡の全部を大阪市に編入したことである。その後も、人口は次第に増加して、昭和十五年には三百二十五萬二千餘に達している。

京都市の人口は、大正九年には五十九萬九千餘、大正十四年には六十七

萬九千餘、昭和五年には七十六萬五千餘であるが、昭和十年には百萬を突破し、この五年間に三十一萬五千餘の増加を示した。この増加の原因の一つは、昭和六年四月に、伏見市のほか多くの町村を京都市に編入したものである。昭和十五年の人口は、昭和十年の人口に較べて、僅か一萬たらずの増加にすぎない。

名古屋市の人口は、大正九年には四十二萬九千餘であるが、大正十四年には七十六萬八千餘に、すなわちこの五年間に三十三萬九千餘の増加を示している。この増加の原因の一つは、大正十年八月に、西春日井郡枇杷島町のほか多くの町村を名古屋市に編入したことである。その後、人口は次第に増加して、昭和十五年には百三十二萬八千餘に達している。

神戸市の人口は、大正九年には六十萬八千餘であるが、昭和四年四月に、武庫郡西灘村のほか一、二町村を神戸市に編入したにすぎないにかかわらず、人口は次第に増加して、昭和十五年には九十六萬七千餘に達している。

横濱市の人口は、大正九年に四十二萬二千餘であり、次第に増加して昭和十五年には九十六萬八千餘に達している。横濱市では、市域の擴張はし

第二表 六大都市の人口(昭和十五年八月一日現在の市域に組替えたもの)

	實 數					指 數				
	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年	大正九年	大正十四年	昭和五年	昭和十年		
東京市	三、三五八、五九七	四、一〇九、五二五	四、九八六、九一三	五、八九五、八八二	一〇〇・〇	一一二・四	一四八・五	一七五・五		
大阪市	一、七六八、二九五	二、一一四、八〇四	二、四五三、五七三	二、九八九、八七四	一〇〇・〇	一一九・六	一三八・八	一六九・一		
京都市	七〇二、三三九	八二六、四五六	九五二、四〇四	一、〇八〇、五九三	一〇〇・〇	一一七・七	一三五・六	一五三・九		
名古屋市	六一九、五二九	七八三、七五四	九二六、一四一	一、一一〇、三二四	一〇〇・〇	一二六・五	一四九・五	一七九・二		
神戸市	六四四、四七一	七〇四、三七五	七八七、六一六	九一二、一七九	一〇〇・〇	一〇九・三	一二二・二	一四一・五		
横濱市	五七九、三一〇	五九五、一一五	七〇四、二二六	七九六、五八一	一〇〇・〇	一二二・七	一二一・六	一三七・五		
合計	七、六七二、五四一	九、二三四、〇二九	一〇、八一〇、八八三	一一、七八五、四三三	一〇〇・〇	一一九・一	一四〇・九	一六六・三		

ばしばなされ、この増加の原因の一つは、この點にある。

いま、市域の擴張による人口の行政的増加も含めて、大正九年から昭和十五年に至る二十年間における各都市の人口増加の割合を見ると、東京市の三一・九%、名古屋市の三〇・八・九%が最も多く、三倍以上の人口増加になつてゐる。これについて、大阪市の二五・九・六、横濱市の二二・八・九%が多く、反對に神戸市の一五・八・九%が最も少い。

六大都市の人口の合計は、大正九年には五百四十七萬九千餘であつて、全國の總人口五千五百九十六萬三千餘に對して約九分八厘、すなわち二割弱である。しかるに六大都市の人口は次第に増加して、昭和十五年には千四百三十八萬四千に達し、全國の總人口七千三百一十一萬四千に對して一割九分六厘にも達している。

六大都市の市域は、すでに述べたように、しばしば變更され、そのために人口の行政的増加があつたが、東京市政調査會では、國勢調査年次における六大都市の人口を、昭和十五年八月一日現在の市域に組替えたものを計算している。いま、それを示すと、次の第二表の如くである。

第二表の人口は、市域を昭和十五年八月一日現在に組替えた場合のものであるから、市域の變更に伴う人口の行政的増加は除かれ、社會的および自然的人口増加による都市人口の増加の状態を推知することができる。これで見ると、大正九年から昭和十年に至る十五年間における人口増加の割合は、名古屋市の七九・二%が最も多く、これについて、東京市の七五・五%、大阪市の六九・一%が多い。これに反して、神戸市の四一・五%が最も少い。六大都市の合計について見ると、大正九年の總人口は七百六十七萬二千餘であり、年を追うて次第に増加し、昭和十年には千二百七十八萬五千餘に達している。この十五年間における増加率は六割六分である。

六大都市における人口の社會的増加と自然的増加との關係 市域の變更あつた年次間においては、人口の増加は、その行政的増加によつて攪亂されるが、市域の變更のなかつた年次間においては、人口の社會的増加と

第一表 六大都市における人口の自然のおよび社會的増加

都市	期 間	國勢調査による五年間の人口増加			五年間の出生數	五年間の死亡數	五年間の自然増加	(社會的増加)國勢調査による五年間の人口増加と自然増加との差
		五年間の出生數	五年間の死亡數	五年間の自然増加				
東京市	大正十四年乃至昭和五年	七五、三四六	二五一、一一三	一四七、九九七	一〇三、一一六	二七、七七〇	(-)	
大阪市	昭和十年乃至昭和十五年	二六二、四六六	三四七、一八七	二一七、〇九四	一三〇、〇九三	一三三、三七三		
京都市	昭和十年乃至昭和十五年	九、一三三	一二〇、九五七	八〇、九五八	三九、九九九	三〇、八六六	(-)	
名古屋市	大正十四年乃至昭和五年	一三八、八四六	一三七、〇二九	七九、六〇三	五七、四二六	八一、四二〇		
神戸市	昭和十一年乃至昭和十五年	五五、〇五五	一〇三、四八四	六九、九七八	三三、五〇六	二二、五四九		
横濱市	昭和五年乃至昭和十年	八三、九八四	九一、八九二	五二、三八三	三九、五〇九	四四、四七五		

右の第一表で見ると、東京都においては、大正十四年から昭和五年に至る五年間に、人口の増加は七萬五千餘であり、出生および死亡の差増すな

自然の増加との關係はやや明らかにこれを觀察することができる。すなわち或一定期間中における出生總數から死亡總數を差引いたものは自然増加であり、また同一期間中における、國勢調査の結果による増加人口と自然増加との差は社會的増加と見ることが出来るからである。東京市および名古屋市では、大正十四年から昭和五年の期間、大阪市、京都市および神戸市では、昭和十年から昭和十五年の期間、横濱市では、昭和五年から昭和十年の期間に、市域の變更は行われていないから、これらの期間における六大都市の社會的および自然的人口増加の關係を觀察しよう。

かろうかと推想される。昭和七年には、きわめて廣い地域は東京市の市域に編入されたが、これらの地域は、舊市内で溢れた人口を收容し、事實上はすでに東京市の形態をそなえていたのである。京都市も、同様に、昭和十年から昭和十五年の期間において、人口の自然増加は約四萬に對して、國勢調査による人口増加は九千餘にすぎないから、結局、人口の社會的增加はマイナス三萬餘であつて、これだけの人口は京都市外に流出したことになる。京都市の場合、東京市の場合とは異なつて、その近郊に移動したと見るべきではなからう。京都市は、その性格上、人口がさらに集中する社會的理由は甚だ乏しいようにおもわれる。

その他の四都市においては、人口の社會的增加はいずれもプラスになつてゐる。國勢調査による五年間の人口増加は、同一期間における人口の自然増加よりも大であつて、その差増は、他地域よりの人口の流入によるもの

第一表 六大都市における人口の出生地別(昭和五年調)

人 口	實 數		指 數	
	本市出生	府縣内他市町村出生	本市外出生	府縣内他市町村出生
東京市	二、〇七〇、九二三	八五三、九五〇	九四、七〇七	一、〇九六、九五四
大阪市	三、四五三、五七三	一、〇〇一、六三一	一一六、七三四	一、二五一、二六九
京都市	七六五、一四二	三七四、五六〇	七二、七二四	三〇〇、四六二
名古屋市	九〇七、四〇四	四五一、七〇一	一八三、八九九	二五三、九五一
神戸市	七八七、六一六	二九九、九八八	一四四、三七六	三一九、八七九
横濱市	六二〇、三〇六	二八二、三三八	五七、四四八	二六八、二〇二

右の第一表で見ると、全人口に對する自市出生者の割合は、名古屋市の四九・八%すなわち約五割が最も高く、これについて、京都市の四九・〇%、横濱市の四五・五%が高い。これに反して、神戸市の三八・一%が最も低い。と見なければならぬ。要するに大都市における人口増加は、大體において、自市の自然増加力のみによるものではなく、他地域からの人口の流入に依據してゐるといふのである。すなわち大都市人口の發展は、その自力のほかに、他方に依存してゐるのである。

六大都市における人口の出生地別 大都市における人口發展の有力なる原因は、他地域からの人口の流入にあるとすれば、大都市における人口構成について、自市以外の出生は相當に重き比重を示してゐるにちがいない。わが國においては、昭和五年の國勢調査において、人口の出生地別を調査し、その結果は公表されてゐるから、いま、六大都市における人口の出生地別を示すと、次の第一表の如くである。

く、東京市および大阪市では約四割見當である。このように、都市によつて、その割合には、若干の開きはあるが、大體において、大都市人口の五割以上は自市以外の出生である。郡部にあつては、全人口に對する自地域

出生者の割合は、六七・七二%に達しているから、これに較べると、大都市においては、自府出生者の割合は甚だ低く、それだけ他地域からの流入人口の割合は多いことになる。

次に、自府出生以外の人口について見ると、いずれの都市においても、本土外出生の人口割合は最も少く、府縣内他市町村出生の人口割合はこれにつき、他府縣出生の人口割合は最も多くなつてゐる。移住人口のうちで、本土外出生の人口割合が最も少いということについては、ほとんど異論の餘地はないであらう。しかし、それぞれの地域における人口と移出人口との割合を考慮に入れるならば、都市へ移住した他府縣出生の人口割合と府縣内他市町村出生の人口割合との關係には相當の變化が見られると推想される。

自府縣人口(當該都市人口を除く)に對するその府縣内他市町村出生人口の割合および他府縣人口に對する他府縣出生人口の割合を求め、兩者を比較することによつて、地域別による都市への移住人口割合の大小を明らかにすることができる。これを計算すると、次の第二表の如くである。

第二表 各地域の人口に對する大都市流入人口の割合(昭和五年)

	I	II	III	IV	V	VI	VII
東京市	三,三三七,七五五	四,七〇七	〇・〇二八四	五,〇四四,三三七	一,〇六六,六五五	〇・〇二一六	
大阪市	一,〇六八,四四四	一,二七,七五五	〇・〇一〇九三	六,〇九六,六八八	一,三三三,三九〇	〇・〇二一五	
京都市	七〇七,六九〇	七,七五五	〇・〇一〇九四	三,八七二,七三三	三〇〇,四三三	〇・〇〇七八	
名古屋市	一,六〇〇,〇〇九	一,八三,八九七	〇・〇一〇七	六,八三三,五三三	三三三,五三三	〇・〇〇四一	
神戸市	一,八五八,八五五	一四,三三六	〇・〇〇七七	六,八三三,七四四	三三九,八七九	〇・〇〇四三	

都市人口の發展

横濱市 九三,三〇〇 吾國入 〇・〇五五 三,八〇〇,三九〇 三六,三〇一 〇・〇四三

右の第二表で見ると、いずれの大都市においても例外なく、自府縣人口に對する府縣内他市町村出生人口の割合は、他府縣人口に對する他府縣出生人口の割合よりも遙かに多いことがわかる。たとえば、東京市においては、東京府の人口に對する東京府下の他市町村出生の出生の人口は〇・〇二八四であるが、他府縣人口に對する他府縣出生人口の割合は〇・〇一八六である。殊に名古屋市にあつては、愛知縣の人口に對する愛知縣下の他市町村出生の人口は〇・〇一〇七に達しているが、他府縣人口に對する他府縣出生人口の割合は僅か〇・〇〇四一にすぎない。

大都市に流入する人口をその出生地域における人口との關係から見ると、人口の移動には距離的制約があつて、大都市自らの存在する府縣内から比較的多くの人口を、他府縣から比較的少ない人口を吸引していることがわかる。このことはいわゆるラベインスタイン(Ravenstein)の法則に適合するものである。

しかし、人口の大都市集中の地域的形態を一そう精密に觀察しようとおもえば、大都市を中心にして、遠近の人口吸引圏半徑を描き、それぞれの半徑内における移出人口の大小を計算する必要がある。この問題については、館稔氏および上田正夫氏の共同研究「人口都市集中の地域的形態に關する一つの資料」(人口問題研究第一卷第九號)と題する勞作があつて、詳しく論述されているから、ここで、重ねて同じ計算をくり返さないでおく。

年齢別子女扶養費について

—第三次育児費調査の結果に

關する研究—

三 國 一 義

は し が き

人口の年齢別消費(乃至再生産費用)に就いては古典的なエンゲルやアツトウオーターの研究等があるが、これは孰れも人間の肉體的成長に伴つて必要とされる消費の量をケット(輕重 *centimeter* Gewicht)やカロリー等の一種の物理的尺度に依り測定するものである。この種の純理論的測定は人口の消費を測定するために不可欠の一つの基本的な尺度を提供するものであつて、特に、所謂最低生活水準の測定にとつて缺くべからざるものであるが、然し、社會的、文化的な諸條件に制約された現實の生活水準を把握するには更に社會經濟的な觀點からする調査が必要である。

本研究が利用する育児費調査もこの様な目的の一端を果たすもので、貨幣價値で表わされた子女扶養費用の推移を扶養者の所得及び支出との關聯において觀察することを目的とするものである。

特に、ここでは子女の年齢別生長に伴うその變化を計數的に捉え、社會經濟的な諸條件の下における人口の再生産費用の實態を明らかにし、兼ね

て、この問題に關する一應の基準の策定に資せうとするものである。

ここで利用した第三次育児費調査は全國の代表的地域における中等學校の教育中滿十七歳以下の子女をもつ者の世帯を選んで、その對象としたもので、概ね中流知識階級層を對象としたものである。

而して、本集計は前に述べた趣旨に従つて右調査結果から、特に、一子世帯のみを抽り出し、これを年齢別に分類したものである。そして、その該當調査票數は、總數約千三百中二二九にして、子女年齢別の世帯の分布は次の通りである。

子女の年齢	世帯數
0歳	49
1	50
2	34
3	13
4	13
5	4
6	9
7	6
8	8
9	5
10	10
11	4
12	8
13	5
14	3
15	7
16	6
17	5
計	229

右の如く、各歳別世帯の事例數が少なく、又、その觀察期間が昭和十九年十一月の戦時中の僅か一ヶ月間に過ぎないため、例えば、子女の衣服費の如きは第1表の十一歳の世帯においては零となつてゐる如く、ある程度の不規則さは免かれ得ない。

第一 育児費は子女の成長に従つて如何に變化するか

最初に、世帯の他の費用と切り離し、純育児費と考えられるものが子女の生長するに従つて如何に變化するかを内譯別に觀察する。

先づ、各歳別育児費の内譯は第1表の示す如くである。(但し、本表における子女の食費は、零才を除いて、世帯の食費中に計上されてゐてこの育児費中には含まれてゐない)。

一歳—五歳	三・三	七・七	五・四	二・三	三・九	二・九	〇・元	一・四	〇・七	〇・三	〇・三	〇・三	一・八	二・五	二・五
六歳—一二歳	五・三	四・九	五・三	三・四	二・三	二・八	三・七	三・五	三・六	〇・三	一・三	〇・五	三・七	三・六	三・五
一三歳—一七歳	七・五	六・五	七・五	六・三	三・八	八・八	二・三	二・九	二・七	二・八	〇・七	二・三	四・八	五・六	四・六

即ち、育児費内容の推移傾向はヨリ明確に観取せられる。又、男女別にみると性の相違に因る消費内容の相違が明確に観取されるのである。

最後に、總育児費と年齢との關係をみるために、前に述べた如き理由から、一歳以上の子女の食費を加へた年齢別育児費を示せば第3表の如くである。但し、この子女の食費の計算はエンゲルのケツトに依つた。又、零歳においても食費として牛乳代の外になお母乳代等が加へらる可きであるが、之等は計量し得ない。

第3表 子女の年齢別育児費(食費を加算)

年齢別	育児費	世帯の食費	子女のケツト割合	子女の食費	食費を含む育児費
〇歳	三・〇二七	—	—	—	三・〇二七
一歳	二二・七八	四二・六三	一七・七六	六・二七	二八・九五
二歳	二五・五一	五〇・一七	二七・七	七・八二	三三・三三
三歳	三〇・八三	五六・六五	三七・八	九・四四	四〇・二七
四歳	二一・一四	四七・四五	四七・九	八・四一	二九・五五
五歳	一七・八七	四六・三七	三八・〇	八・八一	二六・六八
六歳	四〇・四二	六〇・八六	六六・二	一三・〇二	五二・四四
七歳	一九・九六	五七・七七	三三・二	一三・〇〇	三一・九六
八歳	二一・五三	四〇・六二	五二・三	八・八一	三〇・三四
九歳	一七・四七	六四・二六	二六・四	一四・五二	三一・九九
一〇歳	二二・五九	二九・九一	七・五	七・〇四	二九・六三
一一歳	一〇・五四	五三・六五	一八・六	一三・一〇	二三・六四

即ち、本表においては、前段において観取された育児費の年齢的な推移傾向と特殊な抑揚の傾向は、特に、ヨリ明確に観取せられるのである。

更に、この表から、右の平均的關係をみるために、年齢(X)の増加に對し育児費(Y)の増加の關係について、この關係が直線で進むものと假定して、その回歸線を作つてみると

$$Y = 0.72 + 0.074x$$

を得る。(三二頁附表参照)。

なお、右の平均値の信頼度も問題であるから、念のため、附表からこの相關係數を計算してみると $r = 0.72 + 0.074x$ であり、即ち、略々一意的な關係を云々し得る。(又、以下に示す回歸線においてもこの關係は性質上同様であるので相關係數を一々示さないことにする)。

第二 右の育児費は扶養者の所得及一般生計費と

如何なる關係に立つか

右にみた様に育児費そのものは主として子女の自然的社會的な成長と

共に増大せざるを得ないものであるが、他方、この増加支出を制約する社會經濟的な枠、即ち、所得とか一般生活水準とかがある。そこで、次にこの枠と育児費が如何なる關係に立つかをみよう。

先づ、子女の年齢別にみた世帯の所得及び一般生計費内譯を示せば第4表の如くである。又之を乳兒、幼兒、學童、生徒別に集約分類すれば第5表の1の如く、更に、上段の計算例に従ひ(註)、右の育児費に子女の食費を加算し、従つて世帯の食費からそれ相當額を控除して示すと第5表の2の如くなる。なほ、第5表においては、比較の便宜上、相對數をも作り、又、無子世帯をも併せて示す。

第4表 子女の年齢別世帯の所得及生計費

年齢別	所得				支出				合計
	平均	月収	食費	住居費	光熱費	被服費	育児及其他の諸費		
0	一四・七	一七・七	四・八	一〇・九	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
1	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
2	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
3	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
4	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
5	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
6	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
7	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
8	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
9	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
10	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	
11	一四・七	一八・〇	四・八	一〇・二	二・三	三・八	三・〇	一七・〇	

年齢別子女扶養費に就いて

年齢別	親の世帯				子の世帯				合計
	食費	住居費	光熱費	被服費	食費	住居費	光熱費	被服費	
0	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
1	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
2	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
3	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
4	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
5	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
6	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
7	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
8	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
9	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
10	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
11	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	

第5表の2 世帯の乳幼児學童生徒別生計費

年齢別	親の世帯				子の世帯				合計
	食費	住居費	光熱費	被服費	食費	住居費	光熱費	被服費	
0	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
1	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
2	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
3	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
4	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
5	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
6	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
7	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
8	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
9	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
10	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	
11	四・八	一〇・九	二・三	三・八	四・八	一〇・九	二・三	三・八	

三歳一七歳 一八〇・二〇 六・八 一七・一 一五四 六・三 三・七 一〇〇・〇
 平均 一 一 一 一 一 一 一 一〇〇・〇
 無子世帯 三三三・〇四・六 九・八 一〇・一 三三・二 一 一 一〇〇・〇

先づ、育児費以外の生計費目の配分關係を觀察する。既に第4表からも各歳別に大凡窺えるのであるが、ヨリ明確に捕捉するために第5表の2に依つて觀ると、被服費は兎も角、食費、住居費、光熱費の所謂基本的生計費は相對的には勿論、絶體的にも殆んど年齢と共に増加を示さず、食費の如きは極めて明瞭かつ規則的な減少傾向を示している。そこで支出の所得弾力性の最も小さいといはれる食費について、第5表の1から、ケツト當り食費額を算出してみると左表の示す如くである。

世帯別	食費	世帯の總ケツト	ケツト當り食費
無子世帯	四三・九三	六・五	七・六八
〇歳	四七・八二	七・五	六・三八
一―五歳	四七・一六	七・八	六・〇四
六―一二歳	四九・四一	八・四	五・八八
一三―一七歳	四八・五二	九・〇	五・三九

即ち、ケツト當り食費は無子世帯が最大で、子女の年齢の進むと共に低下し、生徒をもつ世帯において最小である。なお、乳兒世帯のケツト當り食費のhighことは、既に第5表の2からも窺へるのであるが、注意されるべき事柄であらう。

なお、乳兒、幼兒、學童、生徒別に支出傾向を第5表の2によつてみるに、學童の世帯において育児費以外の支出が絶體的にも相對的にも平均(一〇六圓一九錢及七五%)以下になつてゐることは特に注目し値するであらう。(この點は後段のグラフ参照)。

一般に上記の如く基本的生計水準は子女の年齢が進むに従い寧ろ低下し

てくると考えられる。然し乍ら、他方において第5表の2でみられる如く調査集團における生活慣習では「其の他」の費目はやはり若干増加するので、育児費以外の支出は全體としては若干増加している。

更に、この平均の増加關係をみるため、第4表から、上段同様に回歸線を作ると

$$U = 0.91 + 0.0128x$$

となる。但し、 x は年齢、 U は育児費以外の其の他の支出とする。

次に、總支出の増加關係について觀察する。

前段同様の理由から、第5表の2によつてみると、上段の如く育児費は絶體的にも相對的にも増加するのであるが、育児費以外の支出は殆ど増加せず、基本的生計水準においては若干の低下すら示している。總支出は、初めの數年間、つまり、乳幼兒、學童に至る數年間は殆ど同一水準に止つてゐるが、生徒に達すると急激な増加を示している。

いま、この平均の關係をみるために、前と同様に、總支出を Z として第4表から回歸線を作ると

$$Z = 0.81 + 0.0325x$$

となる。

即ち、育児費は一歳につき〇・〇七四單位増加するが、育児費以外の其の他の支出は〇・〇二八單位増加するに過ぎないので、總支出の増加は、この兩者の中間、即ち、〇・〇三二五單位である。而して、總支出は一歳につき〇・三二五單位の増加に過ぎぬに對し育児費は〇・〇七四單位の増加をもつので、數年後、つまり、子女が學童に達する頃には、上段にみた如く世帯の基本的生計水準の切り下げを餘儀なくせしめられるという結果になつてゐる。(なお、グラフ参照)

第三に、總支出の増加関係は右の如くであるとして、之を賄うべき所得（平均月收）の増加率は如何であらうか。

これも第4表から大凡窺へるのであるが、更により明確に把握するため、前と同様にこの回歸線を作ると

$$E = 1.08 + 0.022x$$

を得る。但し、所得をEとする。

即ち、總支出は上段に示した如く一歳につき〇・〇三二五單位の速度で進むのであるが、これを賄うべき所得は〇・〇二二單位の速度で進むに過ぎなく。

最後に、以上の四回歸線の相互関係を總括すれば次の如くである。

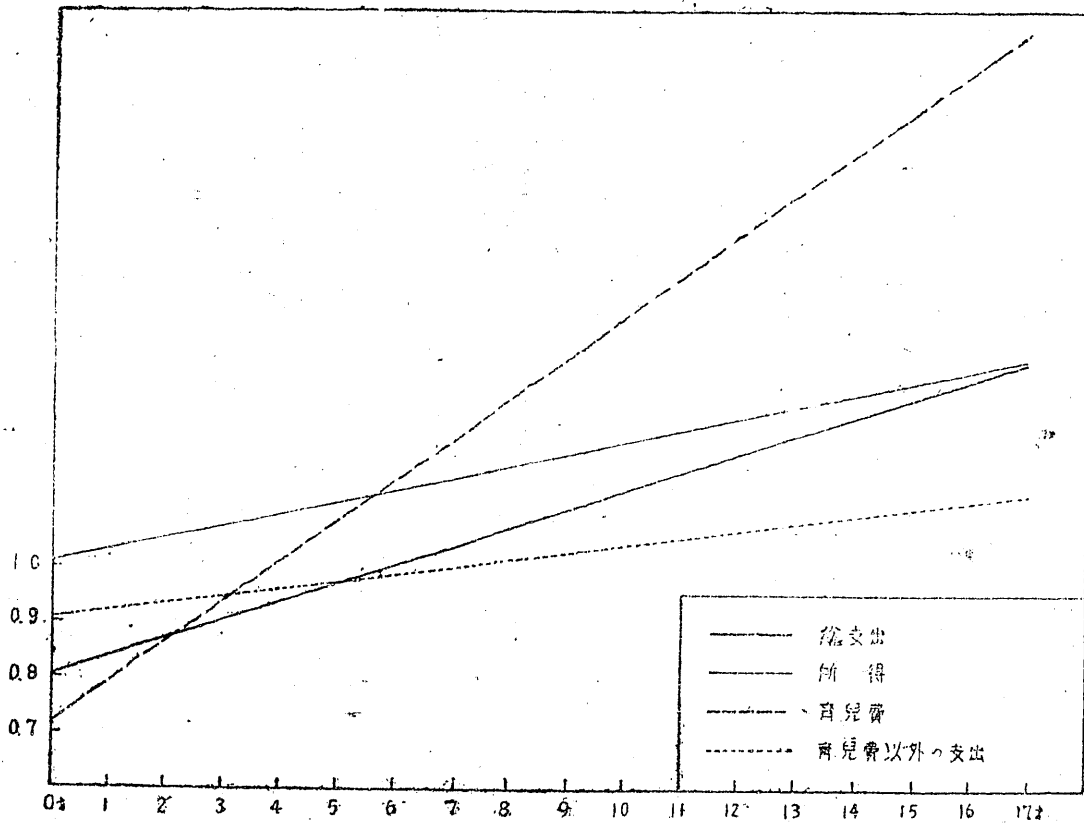
先づ、この所得乃至支出の截片は何れもプラスで、年齢も性質上プラスであるから、此の關係は、幾何學的に表現すれば、直交坐標系の第一象限のみに關している。従つて、年齢と所得又は支出との比は、年齢が増加するに従つて減少し、且つ、その截片の大きいもの程ヨリ多く減少することとなる。（註）即ち、ここでは年齢に對する所得の増加率の減少が最も大きく、育児費のそれが最も小さいのである。

次に、この四本の直線の關係を圖示すれば次圖を得る。（但し、育児費は總支出の平均四分の一、育児費以外の支出は四分の三である。第5表の2）。

即ち、支出の關係では、乳幼児迄は大凡基本的生計水準の低下を來たすことなくして育児費を賄い得る。又、所得と總支出とは乳幼児迄は相當な餘裕（開き）がみられるのであるが、子女の年齢が増すと共に漸次この餘裕が狭められ、一七歳の子女をもつ世帯では殆ど總支出は所得に追い付いてゐる。つまり、育児費の増加は、先づ、餘裕への喰い込みに依り賄はれ、更に、基本的生計水準の壓迫に依り賄はれてゐることになる。

年齢別子女扶養費に就いて

子女の年齢と所得及支出の關係



(註) 今、直線式を $y = a + bx$ とする。(但し、 x は年齢、 y は所得乃至支出とす。)

兩邊を x で除すると、 $\frac{y}{x} = \frac{a}{x} + b$

今、 $\frac{y}{x} = z$ とおけば、 $z = \frac{a}{x} + b$

微分すれば、 $\frac{dz}{dx} = -\frac{a}{x^2}$

次に $a \sqrt{a_0}$ として、夫々の微分商を求めれば

$\frac{dx_1}{dx} = -\frac{a_1}{x^2}$, $\frac{dx_0}{dz} = -\frac{a_2}{x^2}$

$a_1 \sqrt{a_0}$ であるから、 $-\frac{a_1}{x^2} \sqrt{a_0}$

故に、 $\frac{dx_1}{dx} \sqrt{\frac{dz_0}{dx}}$

産兒制限實態調査結果の

概要(第一次報告)

篠崎信男

金子章

小林和正

目次

- 一、序
- 二、回収率
- 三、有効率

- 四、受胎調節實行者の割合
- 五、受胎調節の意圖及び實行不實行の理由
- 六、受胎調節と収入
- 七、受胎調節と教育程度
- 八、受胎調節と年齢
- 九、受胎調節と結婚年齢
- 十、受胎調節と婚姻持續期間
- 十一、受胎調節とその開始の時期
- 十二、受胎調節と子供數
- 1. 現存子供數
- 2. 希望子供數
- 3. 受胎調節開始時の生存子供數
- 十三、受胎調節の出産間隔に及ぼす影響
- 十四、受胎調節の方法及びその効果
- 十五、實行者が最良と思う受胎調節の方法
- 十六、受胎調節の知識を得た事情
- 十七、將來における受胎調節の希望
- 十八、人工妊娠中絶

一、序

今回行つた産兒制限實態調査は昭和二十二年一月十五日現在にて、厚生省、都廳、東京大學醫學部の職員、及び日本鋼管株式會社、富士電機株式會社、味の素株式會社の工場勤務者を對象として、第一回配票調査を行い更に四月一日現在にて、内務省、商工省、運輸省、農林省の職員を對象として、第二回配票調査を行いその結果を集計したものである。

- 調査の中心課題は
1. 「産兒制限」が社會の各層にどれだけ行われているか？
 2. どういう理由で行われているのか？

3. 「産児制限」の効果は家族にどう現われているか？
4. 「産児制限」を行つてゐるものはどんな方法を選んでゐるか？
5. 社會の各層から産児制限がどんなに希望されてゐるか？
などである。

あらゆる努力をもつて調査の正確を期したのであるが、何分その性質上非常に困難な調査であるし、特になおパイロット・サーヴェイとして、対象の數や範圍が限られてゐるから、この結果の取扱ひについてはこの點十分に注意されねばなるまい。たゞ本邦には從來産児制限の實態に関する何等見るべき資料がなかつたので、一應の参考資料としてここに發表する次第で、決定的な論斷は今後繼續して行われる本格的調査にまつこととする。

二、回収率

第一表に依れば官公職員に對する配布數計三五七二票中、回収數は一五七票で、その回収率三三・四％である。これに對し、工場勞務者の回収率が一五〇〇票中、八五〇票の五六・七％で特に好成绩を示してゐるのは、組織立つた勞働組合を介して調査した結果と考えられる。

官公職員中特に、農林省が四九・六％の好成绩をあげてゐるのも同省職員組合の手を経て行つたためであると考へられる。

第一表 回収率

官公職員	配布數	回収數	回収率
内務省	三五七二	一、一五七	三三・四％
商工省	三〇〇〇	九一	三〇・三
運輸省	三〇〇〇	七五	二五・〇
農林省	一、五〇〇	三八〇	二五・三
工場勞務者	二七二	一三五	四九・六

産児制限實態調査結果の概要(第一次報告)

厚生省	東大醫學部教職員	工場勞務者	内務省	富田電機	味の素	總計
三〇〇	七〇〇	一、五〇〇	七〇〇	四〇〇	四〇〇	五、〇七二
九九	三三〇	八五〇	三三四	二〇三	三三三	二、〇〇七
三三・〇	四八・九	五六・七	四四・九	五〇・八	八三・三	三九・六

しかし乍ら總計して、配布數五〇七七票中二〇〇七票、三九・六％の回収率は、調査の性質上として悪成績とは言ひ得まい。蓋し回収成績は被調査者の性生活に對する關心に左右されるところが極めて大きいからで、特にまた過去戦時中出産奨励の聲が高かつた爲に斯かる調査に對して戸迷う傾向も見られ、白紙の票も相當あつた。しかしその反面回答者は一般に非常に眞面目で、正直に記入してゐる。

三、有効率

回収票二〇〇七票について、その内容のいかかわしきものを除き、記入事項に多少空白があつても集計の可能なるものを有効票としたが、その結果は第二表の示す如くで、官公職員も工場勞務者も共に有効率は八五％以上の成績である。調査内容自體の困難性に加えて、調査票様式の不備もあつたことを考へると、八五％以上の有効票を得たことは比較的的好成绩と言わねばなるまい。

第二表 有効票無効票別

官公職員	工場勞務者	有効票	% 無効票	%
一、〇〇四	七六〇	八六・八	一五三	一三・二
八九・四	九〇	一〇・六		

總計 一、七六四 八七・九 二四三 一一・一

四、受胎調節實行者の割合

有効票一七六四票について、受胎調節實行者不實行者の割合を示すと第三表の如くである。本表に依れば受胎調節實行者は總計四六〇人にて、二六・一%の實行率であるが、職業によつて實行者の割合は相當ちがつてゐる。官公職員は三二・六%で工場勞務者の一七・五%より高い。更にこれらを内譯別にみると教官技官において、最も高く四〇%以上であり、工員において最も低く、一五・七%となつてゐる。

第三表 避妊實行不實行の別

官公職員	實行者		不實行者		總計	實行率
	現在	過去	不明	不明		
官公職員	三七	二九	二九	三七	一、〇四	三・六
事務官	一五	一五	一	一	三二	三・一
技官	九	五	七	一	二二	四・四
教官	六	七	二	三	一八	三三・三
官吏と記入せる者及その他	七	一〇	三	三	一三	五三・五
工場勞務者	一三	一	六	七	二一	六一・九
技術者、事務費	三	三	八	二	一六	一八・八
工員	一〇	三	二	四	一九	五二・六
總計	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	二五・〇

〔註〕 現在は現在實行の中の者

過去は過去實行して現在實行していないもの

時期不明は實行時期の記入していないもの

更に實行者中過去に實行したが現在は實行していないものを取り出して見ると、官公職員では三二七名中八九名、工場勞務者では一三三名中二八名

である。但しこれら現在不實行の理由が年齢上最早受胎調節の必要がなくなつたためであるか、或は出産を欲するがためであるかは不明で、少くともこの中にあるものは、次の子供が出生すれば、再び實行を開始するものと想像される。

五、受胎調節の意圖及び實行不實行の理由

第四表は第二回調査において新に追加した質問事項「如何なる目的意圖を以て實行したか」についての集計結果である。(故に總數は第二回調査者中實行者の數であつて全體の數ではない。) 出産間隔を延ばすためと、計畫的に子供を産むためとが壓倒的に多いのは問題の性質上當然のことである。その他の意圖によるものが多少あり、無計畫的な實行者はわづかに一名に過ぎない。兩次調査に共通な細目記式の實行理由を適當に集約分類して

第四表 受胎調節の意圖別頻度

事務官	技官	官吏と記入せる者及びその他	總計	割合	
計畫的に子供を産むため	二一	一七	一六	五四	三三・八%
出産間隔をのばすため	二二	一九	一七	五九	三九・一
計畫的に子供を産むため	四	三	二	九	五・九
計畫的に子供を産むため	一	一	一	一	〇・七
その他	一四	七	七	二八	一八・五
無記	六三	四六	四二	一五二	一〇〇・〇
無記	一一	一〇	一一	三三	

〔註〕 第四表は第二回調査においてのみ調査した事項で〔計〕の數字が該調査票數を示す。

集計せる結果は第五表の示すが如くで、これに依ると子供の養育に關する

経済上の理由が何れも多い。特に工員においては回答者中四〇%以上を占めている。次は妊娠出産に関する母體上の理由であり、更に第三位は以上の二つの理由を併記したものである。この數字は避妊行為が出産それ自體よりもその後に来るべき、經濟問題により多く左右されていることを示すものといえよう。右に對照し不實行者の不實行理由を問うたものが第六表

第五表 實行者實行理由

	官公職員	工場技術員	事務員	工員	總計	割合
A	五〇	二	一一	六三	一四・九%	
B	九七	九	三三	一三八	三二・七%	
C	三三	一	一	三五	八・三%	
D	七	二	七	一六	三・八%	
AB	三七	五	三	四五	一〇・七%	
AC	一七	二	一	一九	四・五%	
AD	二	一	六	八	一・九%	
BC	三四	一	一	三五	八・三%	
BD	五	三	六	一四	三・三%	
CD	一	一	一	一	〇・二%	
ABC	二二	一	一	二二	五・二%	
ABD	二	二	五	九	二・一%	
ACD	四	一	二	七	一・七%	
BCD	四	二	一	六	一・四%	
ABCD	二	一	一	四	一・〇%	
計	三二六	三二	七五	四三二	一〇〇・〇%	
無記入	一一	一	二六	三八		

- 〔註〕 A … 妊娠出産に関する母體上の理由
 B … 子供の養育に関する經濟上の理由
 C … 子供の養育に伴う兩親の負擔に関する理由

産兒制限實態調査結果の概要(第一次報告)

D … その他

である。これに依ると無關心及び不必要とするものが最も多く、回答者中三七・九%を占め、特に工員において最も多く、右については子供數の關係から實行を望まざるものが多く二六・五%を占め、特に官公職員では、無關心及び不必要とするものよりも多い。なお、この種の行為を嫌悪していると答えたものも一四・五%あり不實行理由の第三位を占めている。

第六表 不實行者不實行理由

	官公職員	工場技術員	事務員	工員	總計	割合
A	一六六	二七	一四二	三三五	三七・九%	
B	八二	一一	三五	一二八	一四・五%	
C	一九二	九	三三	二三四	二六・五%	
D	一六	一	一五	三二	三・六%	
E	二	一	一	二	〇・二%	
F	六	一	一	八	〇・九%	
G	六七	一	一七	八五	九・六%	
AB	三	一	四	八	〇・九%	
AC	一〇	三	二九	四二	四・八%	
AD	三	一	六	一〇	一・一%	
計	五四七	五五	二八二	八八四	一〇〇・〇%	
無記入	一三〇	二九	二六一	四二〇		

- 〔註〕 A … 無關心及び不必要
 B … 不希望(嫌厭)
 C … 不希望(子供數上の理由)
 D … 希望するも實行不能
 (器具藥品に関するもの)
 E … 希望するも實行不能
 (環境上の理由)

F... 夫妻の意見不一致
G... その他

分であり、民族全體とか社會全體に對する考慮は見られなかつた。

六、受胎調節と收入

實行者と不實行者の夫の收入月額を職業地位別に集計した結果は第七表の如くであるが、これに依ると官公職員は實行者の方が高く、工場事務者は不實行者の方が若干高くなつてゐる。避妊實行の理由が、上にみたよう

第七表 平均收入月額(夫)

職業	平均收入月額(夫)	
	實行者	不實行者
事務官	一、六九五	一、三七一
技官	一、八三四	一、〇四七
教官	一、四一一	一、一五三
官吏と記入せる者及びその他	一、六五四	一、四九七
工場事務員	一、五二三	一、四五二
工場技員	一、二七九	一、二八五
計	一、六〇八	一、二四七

に經濟的考慮を中心としてゐる以上、官公職員にあつて實行者の方の收入が却つて高いのは一見奇異に感ぜられるが、しかし不實行者の收入が低いのは、恐らく年齢が若い事、従つてまた子供數も少くて未だ實行しないものが多いためと考へられよう。

七、受胎調節と教育程度

教育程度別はその實行率を見た結果は第八表の如くであるが、觀察數の

第八表 教育程度別實行率

教育程度	實行者		不實行者	
	實數	%	實數	%
計	101 (100.0)	91 (100.0)	101 (100.0)	91 (100.0)
小學校	4 (4.0)	4 (4.4)	4 (4.0)	4 (4.4)
中等學校	18 (17.8)	13 (14.3)	18 (17.8)	13 (14.3)
專門以上	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)
無記入	8 (7.9)	8 (8.8)	8 (7.9)	8 (8.8)

職業	實行者		不實行者	
	實數	%	實數	%
計	39 (100.0)	39 (100.0)	39 (100.0)	39 (100.0)
小學校	9 (23.1)	23 (58.9)	9 (23.1)	23 (58.9)
中等學校	15 (38.5)	12 (30.8)	15 (38.5)	12 (30.8)
專門以上	3 (7.7)	8 (20.5)	3 (7.7)	8 (20.5)
無記入	2 (5.1)	2 (5.1)	2 (5.1)	2 (5.1)

職業	實行者		不實行者	
	實數	%	實數	%
計	101 (100.0)	91 (100.0)	101 (100.0)	91 (100.0)
小學校	4 (4.0)	4 (4.4)	4 (4.0)	4 (4.4)
中等學校	18 (17.8)	13 (14.3)	18 (17.8)	13 (14.3)
專門以上	1 (1.0)	0 (0.0)	1 (1.0)	0 (0.0)
無記入	8 (7.9)	8 (8.8)	8 (7.9)	8 (8.8)

〔註〕 工員の夫の専門以上の實行者は一名である。

第八表 附表(イ) 教育程度別の分布

無記入 一 二 八 二

官公職員	實數	夫	妻	夫	妻	夫	妻
	%	實數	%	實數	%	實數	%
專門以上	四〇	六	三	三	二	二	二
中等學校	一五	四	三	三	六	三	三
小學校	三	九	五	一	八	三	三
計	六〇	一五	一〇	九	一〇	一〇	一〇
無記入	七	三	五	三	三	三	三

工場技術員、事務員	實數	夫	妻	夫	妻	夫	妻
	%	實數	%	實數	%	實數	%
專門以上	〇	二	五	〇	〇	〇	〇
中等學校	五	四	三	四	五	三	三
小學校	四	一	二	一	一	一	一
計	五	七	一〇	五	六	四	四
無記入	三	三	三	三	三	三	三

第八表 附表(口) 教育程度別夫妻組合せ

官公職員	實行者	不實行者	工場技術員、事務員	實行者	不實行者
	計	計		計	計
高専	四〇	八〇	〇	一	二
中専	一八〇	三六九	一九	二九	一
計	二二〇	四五三	二〇	三〇	三
中専	五五	一一一	七	二八	一
小専	一五	二三	〇	一	〇
計	七二	一三四	七	二九	〇

産兒制限實態調査結果の概要(第一次報告)

官公職員	實行者	不實行者	工場技術員、事務員	實行者	不實行者
	計	計		計	計
低小	二〇	四二	二	四	
中	三	九	〇	二	
計	二五	五一	二	六	
無記入	二八	六五	四	一九	
計	三二七	六七七	三三二	八四	

官公職員	實行者	不實行者	工場技術員、事務員	實行者	不實行者
	計	計		計	計
高専	〇	〇	〇	〇	
中専	一	二	一	二	
計	一	二	一	二	
中	八	二九	七〇	一六八	
小	〇	〇	一五	二四	
計	八	二九	八六	一九二	
無記入	二	三	三	三	
計	一〇	一三	一〇	一三	

官公職員	實行者	不實行者	工場技術員、事務員	實行者	不實行者
	計	計		計	計
低小	二	三	二	三	
中	六	一四	一五	二四	
計	八	一七	一七	二七	
無記入	九	一四	一三	一八	
計	一七	三一	一六	二五	

過少な官公職員の内譯を除いてその實行率は概ね教育程度の上昇に伴い高くなつてゐる。たゞ官公職員の妻の場合に全く逆の傾向がでていることについては、教育程度別の差異が官公職員よりも工員において一層強くあらわれていること、特に小學校卒業者の實行率において顯著な差異のあることを考へ合せてみると、職場環境の影響による生活意識の相違は無視し難い事實で、教育程度の低下に伴う低地位と低収入とが知的労働を中心とす

る職場環境にあつては、却つて一層強くその實行率を高めることになるのだと考えることもできよう。勿論正確なる論断は更に今後の本格的調査の結果にまたねばならぬ。

八、受胎調節と年齢

實行不實行の別を失妻の年齢からみた結果は第九表の如くで、實行者は不實行者に比して概して平均年齢が高い。上掲第七表における平均収入が實行者において高い一つの原因はこの事實によつても説明せられよう。

第九章 平均年齢

職業	夫		妻	
	實行者	不實行者	實行者	不實行者
事務官	現在 31.0	過去 28.1	現在 28.0	過去 29.9
技官	現在 31.7	過去 28.0	現在 31.2	過去 28.0
教官	現在 30.8	過去 28.1	現在 31.4	過去 28.0
官吏と記入せる者及びその他	現在 29.9	過去 28.1	現在 31.8	過去 28.1
工場事務員	現在 29.3	過去 28.1	現在 29.0	過去 28.2
工場事務員	現在 29.3	過去 28.1	現在 29.0	過去 28.2
工員	現在 29.3	過去 28.1	現在 29.0	過去 28.2
總計	現在 29.4	過去 28.1	現在 29.0	過去 28.2

〔註〕 現在及び過去に實行した者の平均年齢を見たので時期不明の者は算出せず。

更に實行者の中でも特に過去に實行して現在では最早實行していないものの方が、現在も引續き實行しているものよりも大體年齢が高い。即ち避妊の實行に年齢關係が極めて決定的な關聯をもつてゐることが、本表によつて明かになる。しかしそれは年齢關係が結婚持續期間、現在の収入、子供數等に對して極めて決定的な關聯をもつてゐるからで、

本表中異例と考えられるものもその點を分析することによつてその理由を納得し得よう。即ち一般的には過去實行者の方が現在實行中の者より年齢が高いが、特に教官の場合にのみ過去實行者の方が現在實行中のものより却つて低年齢になつてゐる。しかしその収入、子供數等を比較してみると、平均収入は現在實行者の八六四圓に對し過去實行者は一三〇四圓と遙かに高く、又その平均現存子供數は、現在實行者は男兒一・七人女兒一・一人を得て、平均希望子供數男兒一・九人女兒一・〇人に近い實狀にあるに反し、過去に實行し現在實行していない教官は、平均現存子供數男兒〇・九人女兒〇・七人で一人に充たないのである。而も平均希望子供數は、男兒二・〇人女兒一・三人を欲している。即ち年齢は低いが収入は多く、しかも子供數は特に少ないのである。なお不實行者の年齢が特に現在實行者より高いのは、不實行者の凡てが必ずしも低年齢者ばかりではない當然の結果といつてよ。

九、受胎調節と結婚年齢

實行不實行の別を特に夫妻の平均結婚年齢からみた結果は第十表の如くであるがこれをも一般に實行者の方が早婚であることが明瞭である。即ち早婚なるが故に適當な子供を既に得て實行に入つたものと考えられるのであり特に、前表の平均年齢と照合する時その婚姻持續期間において、相當の差が出来ることは肯づけよう。但し工員において夫妻とも實行者の

第十表 平均結婚年齢

職業	夫		妻	
	實行者	不實行者	實行者	不實行者
事務官	27.1	28.1	26.1	27.1
技官	27.1	28.1	26.1	27.1
教官	27.1	28.1	26.1	27.1
官吏と記入せる者及びその他	27.1	28.1	26.1	27.1
工場事務員	27.1	28.1	26.1	27.1
工場事務員	27.1	28.1	26.1	27.1
工員	27.1	28.1	26.1	27.1
總計	27.1	28.1	26.1	27.1

技 官	二六〇	二七一	二一〇	二二一	二二四
教 官	二八一	二八八	二二二	二二二	二二六
官吏と記入せる者及びその他	二七一	二八一	二二二	二二二	二二九
工場事務員	二六八	二七〇	二二一	二二一	二二〇
工場事務員	二七一	二六四	二二二	二二二	二二五
計	二七一	二七四	二二二	二二二	二二七

方が却つて結婚年齢が高いことが注意を惹くが、上掲第八表教育程度別觀察の示すように工員において教育程度別實行率の差異が特に著しいことを考え合せれば實行者の結婚年齢が却つて高いということも一應の説明がつかないことはないが問題の核心は結婚年齢そのものよりも、寧ろ之に伴う結婚持續期間や出産頻度、結局は現在の子女数の如何にかゝつてゐるわけで、結婚年齢だけから一義的な傾向を求めるとはもとゞ無理である。

十、受胎調節と婚姻持續期間

實行不實行の別を更に平均婚姻持續期間からみた結果は第十一表の如くであるが、上掲第九及十表による夫妻の年齢及び結婚年齢の觀察結果は之によつて更に具體的に肯定せられよう。即ち婚姻持續期間よりみても、實行者は概して不實行者より長く、また實行者中でも過去に於いて實行せるものの方が現在實行者よりもその期間は長い、なお特に教官について、さ

第十一表 平均婚姻持續期間

技 官	實 行 者	二二一	二二一	二二一
	不 實 行 者	二二一	二二一	二二一
教 官	實 行 者	二二二	二二二	二二二
	不 實 行 者	二二二	二二二	二二二
官吏と記入せる者及びその他	實 行 者	二二二	二二二	二二二
	不 實 行 者	二二二	二二二	二二二
工場事務員	實 行 者	二二二	二二二	二二二
	不 實 行 者	二二二	二二二	二二二
工場事務員	實 行 者	二二二	二二二	二二二
	不 實 行 者	二二二	二二二	二二二
計	實 行 者	二二二	二二二	二二二
計	不 實 行 者	二二二	二二二	二二二

産兒制限實態調査結果の概要(第一次報告)

官吏と記入せる者及びその他 一一一 五 一六一 五 九一五
 工場事務員 八一三 一三一〇 八一五
 工場事務員 一一一 三 一三二 二 一〇一 九
 計 一一一 三 一三一 六 九一七

きに年齢關係からみたととき、その夫の年齢は現在實行者の方が過去行つて現在行つていないものよりも却つて高くでいたが、婚姻持續期間から之をみると兩者ともに十一年五ヶ月と同じ期間になつてゐる。また特に工場技術員事務員においては不實行者が現在實行者より若干長い期間を示しているのは高年齢の不實行者を含む結果とみるべきであらう。

十一、受胎調節とその開始の時期

轉じて實行者が結婚後何年目より受胎調節を始めてゐるかを見る。第十二表の示す如く、官公職員ではいづれもみな四年より五年の間に始めてゐる、之に較べ工場の技術員、事務員は特に早く三年目より始めており、逆に純工員は特におそく六年二ヶ月より始めてゐる。即ちこれはその經濟的逼迫(第七表参照)にも拘らず、生活合理化の意識の特に立ちおくれれてゐるとがうかがわれよう。尤もかかる職業、職場別の生活意識の相違について

第十二表 結婚後實行開始までの平均期間

技 官	四年
教 官	四年
官吏と記入せる者及びその他	五年
工場事務員	四年
工場事務員	三年
計	四年

は今後の更に詳細なる調査の結果にまたねばならぬ。

十二、受胎調節と子供數

1. 現存子供數

受胎調節に最も關係の深い現存子供數を實行、不實行者別にみた結果は第十三表の示すが如くであるが、これに依ると實行者は男兒は一・五人、女兒一・二人、計二・七人であり、不實行者は男兒一・一人、女兒も一・一人で計二・二人となつてゐる。即ち不實行者の方が子供數が少いが、特に男

第十三表 平均現存子供數

事務官	實行者		不實行者	
	男兒	女兒	男兒	女兒
事務官	一・六	一・一	一・三	〇・九
技官	一・六	一・三	一・二	〇・九
教官	一・三	一・〇	一・二	〇・九
官吏と記入せる者及びその他	一・一	一・一	一・二	〇・九
工場事務員	一・三	〇・九	一・二	〇・九
工場技師	一・四	一・二	一・二	〇・九
總計	一・五	一・二	二・七	二・二

第十四表 希望子供數
(イ) 男女兒別希望子供數組合せ

次にこれら夫妻が如何程の子供數を最も適當なものとして希望しているかを調査した結果が第十四表の示すところである。本表(イ)に依つてみると、實行者の場合は、夫は男兒二名女兒一名、妻は男女兒二名宛を希望するものが最も多く、次に夫が男女兒二名宛を希望し、妻が男兒二名女兒一名を希望するものが多い。次に多いのは夫は男兒三名女兒二名を希望する

事務官	實行者		不實行者	
	男兒	女兒	男兒	女兒
事務官	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇
技官	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇
教官	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇
官吏と記入せる者 及その他	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇
工場事務員	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇
工場技師	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇
總計	一・〇	一・〇	二・〇	二・〇

2. 希望子供數

方は男兒一二・八・三で、不實行者の方は男兒一〇・二・二となる。なお本表中特に注目すべき點は、工員の子供數が避妊開始の時機の違いにも拘らず、事務官、技官等に比して少いことと、これは工員における多産多死の現象と、また墮胎流産などの事實を反映するものではないであろうか。

技官	實行者		不實行者	
	男兒	女兒	男兒	女兒
技官	一・二	一・一	二・三	一・四
教官	〇・八	一・二	二・〇	一・五
官吏と記入せる者 及びその他	一・〇	一・一	二・一	一・四
工場技師	一・二	一・〇	二・一	一・四
工場事務員	一・三	一・二	二・五	一・〇
總計	一・一	一・一	二・二	一・〇

實行者不實行者の現存子供數と希望子供數のひらきは以上の如くであるが、受胎調節と子供數との關係は更に實行者の實行開始時において之を明らかにする必要があろう。その集計結果は第十五表の如くで、これに依つてみると平均男兒一・一人女兒〇・八人計一・九人の子供を持つてから始めている事になる。

特に注目すべきことは右總平均においても、またその職種別内譯においても男兒一名をもつことが恰も實行開始の必要條件であるかの如き觀を呈していることである。内譯別に見て男兒一人をもたないものは、「官吏と

第十五表 實行開始時の平均生存子供數

職 業	男 兒		女 兒		計	性比 (女兒100に對する男兒數)
	數	官	數	官		
事 務 官	一〇	〇・七	一・七	一四八・四		
技 術 官	一・一	一〇	二・一	一一六・七		
教 官	一・一	〇・七	一・八	一六〇・〇		
官吏と記入せる者及びその他	〇・九	〇・九	一・八	一〇〇・〇		
工場 技術員	〇・七	〇・六	一・三	一二七・三		
工場 事務員	一・五	〇・八	二・三	一八二・九		
工 員	一・一	〇・八	一・九	一三八・九		
總 計	一・一	〇・八	一・九	一三八・九		

記入せるもの及びその他」と「工場技術員事務員」とだけであるが、女兒の方は「技術官」がわづかに一人の平均數を示すのみで他は皆一人に達してゐない。いま前十三表によつて不實行者の現存子供數を見ると、何れもこの實行者の實行開始時における子供數を超えていることになる。

このこと自身は、不實行者には無關心からの乃至は主義主張の上からの不實行者がある以上、別に異とするに足る事柄ではないが、子供の性別の問題も無視することのできない強い理由になつてゐるようである。即ち實

行者の實行開始時の男女兒割合は女兒二〇〇に對して男兒一三八・九となつてゐるのに對し、不實行者の現存子供數の性比は女兒一〇〇に對して男兒一〇二・二である。之を更に職種別内譯において對照表示してみると次の如くである。

不實行者の現在 實行者の實行開始時
(女兒一〇〇に對し男兒)

職 業	不實行者の現在		實行者の實行開始時	
	女兒	男兒	女兒	男兒
事 務 官	九四・六	一四八・四	一〇四・一	一一六・七
技 術 官	一〇四・一	一六〇・〇	六一・五	一〇〇・〇
教 官	六一・五	一〇〇・〇	九四・九	一二七・三
官吏と記入せる者及びその他	九四・九	一〇〇・〇	一〇三・六	一一〇・〇
工場 技術員	一〇三・六	一八二・九	一一〇・〇	一三八・九
工場 事務員	一一〇・〇	一三八・九	一〇二・二	
工 員	一〇二・二			
總 計				

十三、受胎調節の出産間隔に及ぼす影響

出産間隔の如何は受胎調節の原因となると共に又この結果としても現われ、そして出産間隔の延長は子供數の制限のための中心的な手段であると共に、又それ自身が第一義的な目的として意圖せられ子供數の制限は却つてこの結果として現われることになる。受胎調節の實態は平均子供數の如何よりも寧ろ出産間隔との關係において之に一般と直接かつ具體的に明らかにされねばならぬ。その集計結果は第十六表の示す如くであるが、本表(イ)に依つてみると實行者においては實行開始前は二年五月であつたものが、實行後は三年十月に延びており、不實行者においては二年十月で丁度この中間に位置してゐる。即ち實行者の實行前の出産間隔は不實行者よりも幾分短かく、そして實行後は格段に長くなつてゐる。この實行者不實行

者別の出産間隔を更に出産順位別に分析して見たものが(ロ)表であるが、

第十六表 平均出産間隔

(イ)

実行者 不実行者	実行者		不実行者	
	実行期間	不実行期間	実行期間	不実行期間
事務官	二一五	二一三	二一三	二一五
技官	三三四	三三八	四一三	四一三
教官	二一八	二一七	二一七	二一九
工場技術員	二一八	二一六	二一五	二一九
工員	三三六	四一四	三二〇	三二〇
總計	二一九	二二一	二二一〇	二二一〇

(ロ)

結婚—第一子 第一子—第二子 第二子—第三子 第三子—第四子 第四子—第五子 第五子—第六子 第六子—第七子 第七子—第八子 第八子—第九子	実行者		不実行者	
	実行期間	不実行期間	実行期間	不実行期間
事務官	二一八	二一四	二一四	二一五
技官	二一八	二一五	二一五	二一九
教官	二一八	二一四	二一四	二一九
工場技術員	二一八	二一四	二一四	二一九
工員	三三九	四一三	三二九	三二九
總計	二一八	二一〇	二一〇	二一〇

結婚—第一子 第一子—第二子 第二子—第三子 第三子—第四子 第四子—第五子 第五子—第六子 第六子—第七子 第七子—第八子 第八子—第九子	実行者		不実行者	
	実行期間	不実行期間	実行期間	不実行期間
工場技術員	一一五	一一〇	一一〇	一一五
工員	三三〇	四一〇	三二四	三二二
總計	二一四	二一〇	二一〇	二一〇

結婚—第一子 第一子—第二子 第二子—第三子 第三子—第四子 第四子—第五子 第五子—第六子 第六子—第七子 第七子—第八子 第八子—第九子	実行者		不実行者	
	実行期間	不実行期間	実行期間	不実行期間
事務官	一一六	一一七	一一七	一一八
技官	二一五	二一九	二一九	二一九
教官	二一七	二一七	二一七	二一七
工場技術員	二一三	二一三	二一三	二一三
工員	二一三	二一三	二一三	二一三
總計	二一三	二一三	二一三	二一三

第四子—第五子	二一—	二一—	二一七
第五子—第六子	二一四	三一—	二一七
第六子—第七子	三一—	二一九	二一〇
第七子—第八子	一一七	三八八	二一八
第八子—第九子	一一一	三一—	三一六

之に依つてみると、實行者における出産間隔の延長は第二子と第三子の間に明瞭に觀取せられ、以後概ねその步調をつづけており、第六子を産むまで尙て三年以上の間隔を保つてゐる。これに對して不實行者は一般に第八子を産むまで平均して間隔三年を越えるものはない。なお職種内譯別に見て注意すべき點は上掲第十二表にみた如き實行開始期間の職種別相違が、出産間隔の延長時期の上にも現われていること、實行開始の特に早い工場技術員、事務員(三年目よりの實行開始)においては第二子を産む時、出産間隔の延長がみられ、反之その特に遅い工員(六年二月より)においては第五子を産む時はじめて出産間隔の延長が現われている。

十四、受胎調節の方法及びその効果

受胎調節の普及状況と、子供數の制限乃至出産間隔の延長等に現われたその効果については凡そ以上の如くであるが、更に右實行者がその實行に當つて實際に使用した技術方法別の種類とその頻度、竝に實行者自身の判定によるそれらの方法別の成功率を示すものが第十七表である。これに依つてみるとコンドーム法が最も多く使用されており、その他の方法との併用の場合を除分しても三五・一〇という割合を示している。なおこれを使用した結果成功と答えたものは六七名でその成功率は五八・三〇である。次に多いのは禁欲法で二一・三〇の割合である。その大部分は所謂荻野學說に依る定期禁欲法であるが、回答上明確に定期禁欲法と判定せらるるものにお

産兒制限實際調査結果の概要(第一次報告)

第十七表 受胎調節方法別頻度及び成功胎

方 法	使用 者	割 合	成 功 率
禁 欲 法	七〇	二一・三	五五・七%
(定期禁欲法)	(四二)	(二二・八)	(五九・五)
コ ン ド ー ム 法	一一五	三五・一	五八・三
中 絶 法	三七	一一・二	六三・二
定期禁欲法	二七	八・二	六六・七
コ ン ド ー ム 法	七	二・一	一一・四
中 絶 法	七	二・一	五七・一
喇 叭 管 結 紮 法	二	〇・六	一〇〇・〇
ベ ッ サ リ ー 法	三	〇・九	六六・七
手 術	四	一一・三	一〇〇・〇
洗 滌 法	四	一一・三	五〇・〇
コ ン ド ー ム 法	二	〇・六	五〇・〇
ベ ッ サ リ ー 法	二	〇・六	七五・〇
コ ン ド ー ム 法	四	一一・三	五〇・〇
洗 滌 法	九	二・七	四四・四
器 具	二	〇・六	五〇・二
藥 品	三	〇・九	四二・九
其 の 他	三五	一〇・七	五六・四
無 記 入	三三八	一〇〇・〇	
計	三三二		

いては五九・五%の成功率をおさめている。これは最も自然的な方法に依るもので、その技術的特性上知識層において多く實行されている。これに比べて多いのは中絶法の二一・二%で、六二・二%の成功率を示している。また定期禁欲法とコンドーム法との併用も多く、その割合八・二%で之につき、その成功率は六六・七%は單獨使用の場合よりも高い結果數字を示して

る。その他の方法は何れも以上に比し例数が少く、はつきりしたことは言えない。本表を通覧するに何れも完全に成功したと言えるものはなく、喇叭管結禁と手術が一〇〇%の成功率を示すのみである。勿論これらを實行するにあつてその技術の拙劣さのための不成功もない譯ではなく、従つて本表の示す成功率は必ずしも各方法の技術的良否を示すものではないことを注意せねばならぬ。

恐らく醫學的手術以外には一〇〇%完全なものは存在しないといつてもよいのではないであらうか。なお本表上特に注目すべき點は方法上特に女性の側に負擔の多い洗滌法、ペツサリー法、又は藥品等が割合に使用されてないことで、それが女性の知識が低いためか、乃至はその實用技術の困難なためかは明らかでないが、恐らく双方の理由に基くものと考えられる。

要之、成功率が五〇%内外であるということは、避妊技術と言う點からみてなお研究を要すべき多くのこと柄が残されていることを示すものといつてよいと思う。

十五、實行者が最良と思う受胎調節の方法

なお本調査は實行者に對して各自が最良と思う方法についての意見を聞いてみたが、その結果は第十八表の示す如くで、コンドーム法と答えたものが六四人で回答者中三五・〇%を占め、次に禁欲法が多く三四名で一八・六%、これに次いで定期禁欲法とコンドーム法との併用が多い。大體

第十八表 最良方法に對する意見別(實行者)

方 法	官公職員	工場技術員	事務員	工 員	總 計	割合 %
禁 欲 法	二八	三	三	三四	一八・六	

(定期禁欲法)	(二)	(一)	(三)	(二五)	(一三七)
コンドーム法	五一	三	一〇	六四	三五・〇
中 絶 法	四	一	三	七	三八
定期禁欲法	一五	一	一	一六	八・七
コンドーム法	二	一	一	四	二・二
定期禁欲法	六	一	三	一〇	五・五
レントゲン照射	五	一	一	五	二・七
洗 滌 法	二	二	一	四	二・二
ペツサリー法	三	一	一	三	一・六
喇叭管結紮	七	一	一	八	四・四
器 具	三	二	四	九	四・九
藥 品	四	一	一	四	二・二
手 術	二	一	一	三	一・六
斷 種	一〇	一	二	一二	六・六
其 他	一四二	一四	二七	一八三	一〇〇・〇
計	一八五	一八	七四	二七七	
無 記 入					

實際の使用割合と似た結果になつてゐる。たゞ特に興味ある事實はレントゲン照射と言う意見が比較的多いことであるが、これは不妊となる恐れがあり、避妊法としての照射技術の問題等について十分な知識をもつた上で、回答であるか如何かは断定し難い。大體各自の實行してゐる方法が最良であると言う結論に終つてゐるようであるが、もつと良い方法を知りたいという回答も相當あつた。

十六、受胎調節の知識を得た事情

また實行者はこれらの實行法をどんな経路から知つたかについて調べた結果は第十九表の示す如くで、書籍から得たものが壓倒的に多く回答者中四七・七%を占めてゐる。「知人」「醫師」等の答えは比較的少く、「其の

他」と答えたものの方が却つて多いが、それが如何なる内容を示すものであるかは詳かでない。

第十九表 受胎調節の知識を得た方法別頻度(實行者)

方法	官公職員	工場技術員	事務員	工員	總計	割合
書籍	一三六	一九	二一	一七六	四七六	四七・七%
知人	二七	五	一三	四五	一三二	一三・二%
醫師	三三	二	四	三九	一〇・六%	
其の他	四八	二	一〇	六〇	一六・二%	
書籍、知人	一四	一	一	一六	四・三%	
書籍、醫師	一一	一	二	一三	三・五%	
書籍、其の他	九	一	一	一一	三・〇%	
書籍、知人、醫師	四	一	一	五	一・三%	
書籍、知人、其の他	一	一	一	三	〇・三%	
知人、醫師	一	一	一	三	〇・三%	
知人、其の他	一	一	一	三	〇・三%	
知人、醫師、其の他	一	一	一	三	〇・三%	
計	二八六	三〇	五三	三六九	一〇〇・〇%	
無記入	四一	二	四八	九一	一	

十七、將來における受胎調節の希望

最後に將來における受胎調節の望否を集計した結果が第二十表の示す如くで、實行者は八〇%以上夫妻とも實行を希望しており、夫妻とも希望しないものは一〇%に足りない。なおこの中には最早實行を考慮する必要のない年齢層に達しているもの、または醫學的處理の結果不妊となつたものが多いと考えられる。なお夫妻意見を異にするものが多少あるが、その中

で夫は望むが妻が望まないという場合よりも、寧ろ妻の方が望むにも拘らず第二十表 將來受胎調節に對する望否

實行者	官公職員		工場技術員		工員		總計	
	實數	%	實數	%	實數	%	實數	%
夫(望)	三三	(四・一)	二	(三・三)	五	(五・六)	三三	(三・二)
妻(望)	三	(九・四)	二	(六・七)	一〇	(三・九)	一六	(九・八)
夫(望)妻(否)	七	(二・五)	〇	(〇・〇)	三	(三・八)	一〇	(三・七)
夫(否)妻(望)	二	(四・〇)	〇	(〇・〇)	六	(七・七)	八	(四・四)
計	三七	(一〇〇・〇)	二	(一〇〇・〇)	一七	(一〇〇・〇)	五六	(一〇〇・〇)
無記入	一		一		一		三	
計	三三	(一〇〇・〇)	三	(一〇〇・〇)	一八	(一〇〇・〇)	五四	(一〇〇・〇)
無記入	一		一		一		三	
計	三三	(一〇〇・〇)	三	(一〇〇・〇)	一八	(一〇〇・〇)	五四	(一〇〇・〇)

ず夫が望まないというものが多し。このことは不實行者の將來の望否についても同様の結果を示している。次に不實行者の將來における望否については夫妻とも希望するものが五〇%を超えている。但し夫妻とも依然として今後も希望しないというものも亦四〇%以上を占めている。

十八、人工妊娠中絶

なお嚴密な意味での受胎調節の範圍を超えるが、特に人工妊娠中絶について附帶調査せる結果の集計は第二一表の如くである。これによつてみると人工妊娠中絶をした頻度は、受胎調節實行者においては九・八%で不實行者の一・三%より遙かに多い。また右實行者中官公職員は一・三%で工

第二十一表 人工妊娠中絶

(イ) 割合

職 業	實行者	不實行者
官 公 職 員	一一・三%	一・〇%
工 場 技 術 員	六・三	六・〇
工 務 員	五・九	〇・八
總 計	九・八	一・三

(ロ) 理由別頻度

理 由	實 數	%
經 濟 上	三	一〇・四
子 供 の 健 康 上	一	三・四
母 親 の 健 康 上	二・三	七・九
經 濟 上 と 母 親 の 健 康 上	一	三・四
受 胎 調 節 失 敗 に よ っ て	一	三・四
計	二・九	一〇・〇
無 記 入	三・三	

場労働者の五・九%より遙かに多い割合を示している。又その理由を見ると親の健康を理由としているものが約八〇%で最も多いが、経済上と明記せるものも一〇%を超えている。

(二二、二一、一〇)

『年齢別子女扶養費に就いて』附表

年 齢	育 兒 費	(年齢)x	(育兒費)Y	x ²	xy
〇 歳	三〇・二七	一	一・〇〇	一	一・〇〇
一 歳	二八・九五	二	〇・九六	四	一・九〇
二 歳	三三・三三	三	一・一〇	九	三・三〇
三 歳	四〇・二七	四	一・三四	一六	五・三二
四 歳	二九・五五	五	〇・九九	二五	四・九〇
五 歳	二六・六八	六	〇・八九	三六	五・二八
六 歳	五二・四四	七	一・七四	四九	一二・一一
七 歳	三一・九六	八	一・五〇	六四	一二・〇〇
八 歳	三〇・三四	九	一・〇〇	八一	九・〇〇
九 歳	三一・九九	一〇	一・五〇	一〇〇	一五・〇〇
一〇 歳	二九・六三	一一	〇・八九	一二一	九・六八
一 一 歳	二六・六四	一二	〇・七九	一四四	九・三六
一 二 歳	四四・六四	一三	一・四八	一六九	一九・一一
一 三 歳	四一・三二	一四	一・三七	一九六	一九・〇四
一 四 歳	六八・〇〇	一五	二・二四	二二五	三三・六〇
一 五 歳	四七・九五	一六	一・五九	二五六	二五・二八
一 六 歳	八四・二四	一七	二・七九	二八九	四七・二六
一 七 歳	七二・四二	一八	二・四〇	三三四	四三・〇二
計		一七一	二五・五七	三〇九	二七七・五六

社會主義的人口論への一つの手引き

—カウツキー晩年の人口論著について—

本 多 龍 雄

分節目次

- 一、序言
- 二、一般生物界における増殖法則
- 三、人間社會における増殖過程の特性
- 四、生活空間の擴大過程と人口増加速度の推移に關する史的展望
- 五、近代資本主義社會における人口問題
- 六、將來社會主義社會における人口問題
- 七、結語

一、序 言

社會主義には人口論がないという通例の批難は人口問題の立地をその自然生物學的内容への反省の中にもとめそこに凡ての社會經濟問題から獨立した超歴史的な問題點があると考え、極めて自然ではあるが、それだけに、また極めて率直で一面的な態度を前提とした批難で、人口問題の社會經濟的制約關係を強調し人口法則なるものの歴史社會的特性を力説するマ

社會主義的人口論への一つの手引き

ルクス主義的社會主義の理論體系にそういういみでの獨立した人口論がないのは寧ろ當然といわねばならぬ。が人口問題は本來多分に生物學的内容を含んでおり、人口法則なるものの歴史社會的本質を力説するためにも一應はそのような生物的自然的の世界にも觀察の視野をひろげ、問題の本質が人間社會の成立と共に新しい推移と轉換を餘儀なくされる所以を明らかにするところがなければならぬ。そして人口問題のかゝる全面的な展望が缺けていたといういみでは右の批難も亦必ずしも理由がないわけではない。資本主義社會における過剰人口の必然性を資本自身の運動法則から解折したマルクスの論斷は問題の史的唯物論的なりあげ方をその最も核心的な所在點において範示したものはあるが、各史代にわたる問題推移の史的展望はなお取り残された課題であつたといつてよい。人間自身の生産及び再生産は財貨のそれと表裏して歴史發展の基本動力であることに着目するのが唯物史觀の根本前提だと定義したのはエンゲルスであつたが、彼自身この提案を具體化したわけではない。そしてエンゲルスが科學の無限の進歩と社會主義的社會における人口收容力の無制限な擴大可能性を力説するとき、この極端に樂觀主義的な態度は社會主義的信條の告白として正當でもあり典型的なものでもあるが、歴史の進行はやはり物の生産及び再生産の面からだけ考えられている。恐らくそれが唯物史觀當然の行き方で、人口の推移を經濟的發展と並んだ獨立の能動因と考えることが唯物史觀的方法論的一義性を侵害するものであることはいうまでもないが、しかし又社會經濟的發展の規制すべき最も基本的なる資料因として之を理論的分析の主題に取り上げることが、社會主義的理論闘争の一論題としても無視することのできなない重要課題の一つでなければならぬ。かゝる理論的要請に答える唯一の文獻として我々はカウツキー晩年の論策「自然と社會における

増殖と發展」(Vermehrung u. Entwicklung in Natur u. Gesellschaft, 1910)を擧げることができる。その所説の凡てが果してマルクス主義的社會主義者の完全に承服するものであるかどうかは問題の性質上當然の疑點があり、またその論旨の一部には修正主義的な妥協と弱氣の跡もないではないが、しかしマルサスの人口論に降服した所謂修正主義者とは他くまで別である。そういういみで右論策は最も穩當にして全面的な社會主義的人口理論といつてよく、社會主義的人口論への一應の手引きとしてこゝに其の大意を紹介する次第である。

なほ本著書の成立にはカウツキーの一生涯にわたる因縁があり、それを知つておくことは本著述の内容を理解するためにも無駄ではない。その青年時代、まだマルクス主義的社會主義の陣營に参加する以前のカウツキーは深くダーヴィンの影響下にあり、ダーヴィニズムと社會主義とを綜合することをその研究の目的としていた。一八七五年發表の「頭腦労働者の立場より見たる社會問題」と「ダーヴィンと社會主義」(共にライプティヒ「フォルクスシュタート」誌)の二論文はこの青年時代の野心的試みであるが、特にマルサス人口論についてはなお通り一遍の社會主義的批評を行つてゐるにすぎない。ところが彼がダーヴィニズムに深入りすればするほど人口問題に對する社會主義的態度に不満を感じるようになり、その點特に當時の社會労働問題における指導的論客アルベルト・ランゲの影響を受けることと尠くなかつた。社會主義に人口論なしと論難したランゲは人口問題こそすべての社會問題の最初の出發點でもあり最後の目標でもあることを強調したものであるが、カウツキーも亦マルサス人口論の中にダーヴィニズムの根本前提をみ、一般生物界における過剩増殖傾向に深く關心するに到つた。一八七八年執筆(翌年出版發禁となる)の論策「人口増加の社會の進歩

に及ぼす影響」はそのような思想的影響下に書かれた青年カウツキーの代表的人口論作である。その後のカウツキーはマルクス及びエンゲルスとの個人的接觸を轉機とし、典型的なマルクス主義的社會主義の立場へ立つに到つた。正統マルクス主義者として「ノイエ・ツァイト」誌を創刊したのは一八八二年のことである。が正統マルクス主義の理論家としてのカウツキーは永く人口問題に觸れなかつた。が晩年たまたまその舊作人口論が當時のマルクス主義再燃の時勢に乗つてロシヤで翻約せられたばかりでなく之に原著者の序文をのせることを請願せられるにおよびカウツキーはこの舊作が社會主義的人口理論として諒解されることを怖れて新しく正統マルクス主義の立場からする新著作を決心に到つた。それがこの「自然と社會における増殖と發展」の一卷で、いわば彼の生涯を貫く人口問題研究は幾變遷を経てここに最後の集成をみたことになる。

右の如き本著成立の事情がその内容論旨にも舊著と對照的な力點を與へるに到つたことは當然で、彼自身その序文の中で青年時代の舊作を若氣のあやまちとさへいつてゐる。一般生物界に適用されたマルサス主義がダーヴィニズムとは全く別物であることを力説詳論してゐることも新著の對照的力點を示すものである。とはいへ社會主義に人口問題の全面的な論述が缺けてゐるという嘗ての考えは前後を通じて一貫する思想であり、正統派マルクス主義の立場を堅持しながらもその問題視野をひろく生物學的世界にまで擴大しようとする努力はそのあらわれの一例といえよう。新マルサス主義的な産兒制限思想についても未來の社會主義的社會における新しい諸條件と新しい目的との下での新しい存在理由を明らかにしようとしており、社會主義の立場からする人口問題の最も穩健妥當にして全面的な論述として遺憾ない體裁をそなへてゐる。全篇十七章。但し以下論述の分節順序

等はすべて筆者の適宜に行えるものである。

二、一般生物界における増殖法則

マルサスの人口論はその根本命題を一般生物界に共通な根本事實と考えられるものから導いている。それは凡ての生物はその生活資料を超えて増殖しようとする不測の傾向を有するという考えて、従つてまた増殖を規制するものはこの生活資料の不足であるという考である。カウツキーのマルサス批評はまづこの事實の眞偽如何の檢證からはじまる。ところでこの問題についてはダーヴィニズムの自然科学的權威がマルサス主義に極めて有利な判決を興えるように考えられている。ダーヴィン自身がマルサスの名をあげ、自説を以つてマルサスの理論を一般生物界に擴張したものだと思懐してさえているのである。がカウツキーにいわせるとダーヴィン自身の述懐は別に證據にはならぬ。そして實際においては一般生物界に適用されたマルサス主義はダーヴィニズムとは似ても似つかぬものである。蓋し無實際の増殖傾向からダーヴィンの導きだすものは生物種の不測の進化の事實であるが、反之、マルサスの結論するものはプロレタリアの窮乏と墮落とである。従つてダーヴィンの説くところは同種の個體間の闘争即ち適者生存の事實であり、更に種全體の他の生物種に對する乃至は一般的な危険に對する闘争の事實であるが、反之、マルサスは同種個體間の食糧の爲の闘争と之に伴うその弱化和退化をしか説かない。即ちマルサス説は自然界の事實には當てはまらぬわけで、従つて無實際の増殖傾向を規制するものは食糧の不足であるという主張も亦問題となつてくる。というのは生物種の増殖力なるものと種々の生命に對する危険、他の生物種に減されるか乃至は天災地災等の一般的な危険に對應するものであつて、食糧關係は

決定的な要因ではないからである。カウツキーがここで觀察の對象を抽象的な個體にではなく種全體に、更に進んでは種相互間の全體的關係に置くべきことを強調し、一個の個體又は一組の雌雄を抽象してその増殖傾向を論ずる通俗的非科學的態度の方法論的缺陷を指摘しているのは確かに傾聴すべき忠告で、經濟學における價值法則の究明と同じく、生物學的増殖法則も亦そのような個別的現象的な外觀を超えた本質必然的法則として究明されるのでなければならぬ。

そこで全體的聯關から反省してみると事象は正反對の様態をさえ展示してくる。というのは榮養需要者としての生物も他の生物に對しては、全部的に乃至は少くとも部分的に榮養供給者としての意味をもつものでなければならぬからで、そういういみでは老大な食糧需要増大の傾向は同時に老大な食糧増加の傾向でもあることになる。だから若し假りに生物界に子供は二人までというような主義が實行されたとしたら生物は立ちどころに食糧不足に撞着することにならう。戲談はともかく、生物は何よりも先づ他の生物の食糧となるために、その他天災地變等による一般的な危険のために、その生命を破滅せられる危険に當面しており、かゝる破滅的傾向に對する對抗手段としてこそ諸種の對抗的諸特性の發達をみ、特に高い妊孕力をも有するに到つたものでなければならぬ。いゝかえればその増殖力は本來そのような危険に對應したもので、食糧の限界を不斷に超えようとするといつたような性質のものではないことになる。食糧不足による生物死滅の事實も勿論ないことはないが、それらは多く局部的例外的な現象でもあり、またその原因は過大な増殖力のためというよりも寧ろ環境の急變にあるものであることをカウツキーは注意している。要之、生物的自然の一般的な法則としてはマルサスの人口法則は完全に無意味であるというのがカウ

ツキ一の批評の骨子である。

尤も生物界には象や獅子や虎などのように他の生物を食料とするが他からは食はれることのない猛獣もいる。これらの場合にも過大増殖の杞憂がないことは生物の増殖力とその個體と種とを保存する力と之を破壊する力との間の均衡を保つように保持されている證據であり、結局すべての歸着するところは自然における均衡 *das Gleichgewicht in der Natur* の存立である。

人間を除く一般生物界には、そして人間がこれになお手を加えない範圍においては、種の生命の保存と破壊の二つの力は全く均衡を得てゐるのが自然法則的な常則で、増殖力も亦生命保存のために大事な一つの力としてかゝる均衡法則の下に立つてゐるといふ右の主張をカウツキイは特に唯物論の立場から次のように説明してゐる。生物現象はすべて外的諸條件を土臺として成立するものでなければならぬ。従つてこの地球上の最初の原生動物發生の事情を考へてみると、それは氣温、濕氣など一聯の好都合な諸條件の成立を前提としたもので、従つてそれは到るところに同時に發生したものに相違ない。従つて又それはその發生と同時にその營養空間を完全に充足してしまつたものと考へざるをえぬ。また假りに百歩を譲つて地上の最初の生物的生命は他の天體から飛來して來たものと考へても、原生物の巨大な蕃殖力は直ちに地上の營養空間を充足して了つたものと考へざるをえぬ。そこでかゝる原生物のみの世界にとつては唯その一部の死滅によつてのみ他の個體に對する新しい營養補給の途は拓かれるわけで、その生命破滅の量は營養補給の量に一致することになり、そしてこの均衡がその増殖力を決定することになる。事實またアメーバの分裂蕃殖はその營養補給に完全に依存し相應してゐるといつてよいのである。尤も生物の進化と發

展につれてかゝる關係はいよ／＼複雑となるばかりでなく、生命破壊力と營養の補給と増殖との三つの要素はそれ／＼獨立化する傾向を生じ、従つて又その間に種々の過不足が生ずることにもなるけれども、しかし生物界全體として右の如き均衡關係は永續的に妨げられることを許さず、個々の生物種に對して飽くまでその原則的法則性を貫徹するものでなければならぬ。即ち妊孕力が過小な場合は種の絶滅を結果するが、過大の場合にはかかる種を食料とする他の種生物が増大することによつて均衡は回復せられる。そしてかゝる敵對關係に立つ他の生物のない場合には過大妊孕力は却つてその種の自滅を結果するわけで、結局は均衡關係に立つものだけが生存權を確保することになるというのがカウツキイの意見である。従つて事實また進化の進んだ且つ強力な動物ほど實際に増殖力は低いことをカウツキイは種々の例をあげて示してゐる。例えば象は二〇ヶ月におよぶ懷妊期間と二〇乃至二四ヶ年の生長期間をもつてゐる如きで、そこに自然的均衡關係は維持されてゐるといふのである。どうしてそのような均衡が實現せられるかについては個體の進化と個體保存のための力の増大が妊孕力の低下を結果するというスペンサーの説を援用し、特に體量の増大に伴う運動エネルギーの加速度的増大が妊孕力の低下を伴わざるを得ないことなどを種々詳論してゐるが、スペンサーの説には専門的に異論もあり、また自然的均衡論にとつてその生理學的説明の如何は本質的な問題ではないともいふよう。唯物論の立場からいつて特に首肯し得る説明はカウツキイが妊孕力の相違をその生活方法の差異より論じてゐる説き方で、例えば野生の牛馬は子供を危険から陰蔽する場所がないために生まれるとすぐ群居移動する必要があり、そのために懷妊期間が長くなり、子供数は少くならざるを得ないといつたような關係である。また巢を造る習性をもつた魚の産卵數が

一般に産卵数の極めて多い魚類中であつて特に少いことなどもその著例の一つとならう。要之、生物界にあつては適者のみがその種の生命を維持し得るのであるが、謂うところの適者とは營養空間の限度を乗り超えようとする増殖力をもつたものゝことではなくて、寧ろかような限度にはなお達しない適度の増殖力を維持して、そのために個體の十分な發達が可能となり、置存と増殖との間の均衡が永續的に推移せられるものゝことなればならぬというのがカツツキーが所謂均衡論の名目の下にマルサスの自然觀に對置しようとする反對論旨に外ならぬ。

三、人間社會における増殖過程の特性

生物的自然界の實情は以上の如く、こゝにマルサス主義の根據を求めるとは全く無意味であるが、人間社會はまた獨特の發展法則をもつたものゝなればならぬ。自然と社會との異同を辨別することは唯物史觀の根本問題の一つであるばかりでなく、特に人口問題の解明に際して大事な最初の仕事でなければならぬ。人間社會の發生と共に現われてくる新しい要素は人間による技術的作爲の介入で、人間は自分の生活空間を自分の力で擴大しながら自然の均衡を攪亂しはじめることになる。人間は自然そのものを變革するのである。とはいへ如何に革命的な技術的變革と雖も全宇宙の廣大さに較べてはその極小部分に係はるに過ぎない。にも拘らず此の極小部分の變革もそれが人間社會即ち人間の共同生活形態の上に及ぼす影響は絶大で、そういういみでこそ自然を永遠とみ社會の本質をその歴史的變革性にみる普通の考えは一應の正當な理由をもつてゐる。

が技術の進歩が人間社會に及ぼす影響は極めて複雑である。それは労働の生産性を増大させるけれども、必ずしも常に労働の需要を増大するわけ

社會主義的人口論への一つの手引き

ではない。例えば技術の進歩は農業における剩餘生産物を増大させて非農業人口の増大を可能にもするが、しかしまた單に農業労働の負擔を軽減するにすぎない場合もある。その結果の如何は社會經濟形態と密接な關聯に立つてゐるわけで、技術の進歩という新しい要素の介入によつて可能となる人間社會の人口收容力は極めて不規則な、變轉極りない發展の途を辿るものでなければならぬ。いゝかえればマルサスのいう農業生産の算術級數的増大などということは全く意味のない架空の抽象でなければならぬ。過去の史實にみても人間社會の生活空間は數千年の永きに互つて停滞し乃至は時に狭化したことがあり、また反之、ときに飛躍的な擴大強化を實現した時期もある。特に近代についてみると技術の進歩に伴う農業生産の増大は優に人口増加の勢を超えており、マルサスの人口論が憑據する第二の前提、農業における收穫遞減の法則はこゝではまだ作用していないことをカツツキーは統計的數字をあげて論證している。勿論カツツキーも技術の夫の發展段階には夫々固有の最高能率限度があり、また將來における技術の進歩は専ら労働の生産性を高めるのみで労働需要を増大しなくなるような状況に達するかもしれないことを考慮するに吝かでないことは後段にも再説する折があるが、それは別として、人間社會の歴史における生活空間擴大の過程は農業生産の算術級數的增加説や乃至は收穫遞減法則のいうような單純な過程にあるものでないことだけは疑いない。

要之、人間社會の成立と共に導入される技術的作爲という新しい要素は舊來の自然的均衡を攪亂するものであるばかりでなく、それはまた人間社會の發展に、そしてとりわけその人口現象に自然法則的な一義性のない獨特の歴史的格を與える。そういういみでカツツキーは史的發展段階の相違による人間の生活空間の變遷の跡を問ひ、これと表裏する人口増殖の緩

急過不足の跡を明らかにして、人間社會の各發展段階は夫々固有の人口法則をもつというマルクス主義人口論の根本命題を實證すると共に、生活資料の算術級數的增加や人口の幾何級數的増大傾向などを據りどころとしたマルサスの抽象的人口法則が實際的に全く意味のないものであることを確證しようとするのである。

四、生活空間の擴大過程と人口増加速度の推移に

關する史的展望

地球を取り巻いていた雲霧が消散して太陽の光線が隈なく地上に透過してくるようになったとき、そして大地がその生活に好適な場所となると共に、原始森林の樹上にいた猿人どもは地上に降りてきて果實や魚介を常食とするようになったに相違ないが、この生活様式の變化は何よりも先づ歩行運動を習性づけ、そして手の解放は進んでは武器や道具の發明を可能にしたものと想像される。即ち原始人類はこゝに生まれたわけで、人間の誕生を象徴するこの武器の發明は人間を野獸狩りに驅り立てることによつて人間の食範圍を異常に擴大したばかりでなく、又その衣服資料の提供を通じて人間の居住地域を北寒地帯へまでも擴大した。人間發生の原始的事實そのものが既にその生活空間の異常な擴大と不可分に結びついているわけである。そして又その當然の結果である人口増加時には局部的な過剩人口状態の發生をさえみたと想像してよく、この人口増加も亦人間發生の原始的事實を象徴する事件といつてよいものである。というのは嘗ての猿人たちは外的諸條件の成熟につれて地球上の諸方に多元的發生をみたものといつてよく、従つて又その増殖力は自然的均衡を常則とし、その總數において増減なき一定數を維持する傾向をもつていたものと考えられるからで

ある。人間への進化と共に人口増加の事實も亦はじまり、増加するがゆえに又その緩急過不足の問題も亦はじまることになるわけである。とわいえ原始人の増殖速度はなお極めて緩慢であつたとみてよい。しかもそれは、カウツキーの強調するところによれば、決して食糧の不足のためではなく、寧ろその生活様式の變化に歸すべきもので、植物性食物をとつていた原始林から野獸狩りの原野へ出てきたための不斷の緊張と缺乏とがその増殖力を低下させ、そして屢々人口絶滅の危機にさえ立ち到らしめたと思像される。かゝる推定の傍證としてカウツキーは狩獵民族における性的冷淡さの事實をあげているが、この原始人の低増殖力の解明に際しカウツキーは特に力點を女性勞働の問題におき、女性勞働の過重がその妊孕力を著しく低下させたに相違ないとしている。いずれにせよ或る報告によれば、野蕃人の女は二十五歳位で老境に入り三十歳では既に妊孕力をもたない。且つその短い妊孕期間内でも子供に適當な食物の不足せるため授乳期が長く三、四年は續いており、それがまた一層その妊孕力を狹隘化しているという。右に加へて更に原始人における近親交配の事實がその増殖力に破滅的な影響を興えたであろうことは今日の動物實驗が遺憾なく證明しているところである。この弊害は男女分業の成立が社會群の狹隘化傾向を強くすることによつて特に致命的なものとなつていつたとみてよく、女性の勞働役割りの増大に伴う女權社會の生成と共にそれは愈々甚しくなつたと想像せられる。

かゝる弊害の種族的經驗が特定の社會的制限を伴う婚姻習俗へと發展していつたものであることは周知のことであるが、この婚姻習俗こそ人倫的感覚によつて受け入れられ、又かゝる人倫的感覚を介して貫徹せらるるに到つたところの種族保全の要請に外ならぬのである。その時以來今日に到る

まで性關係が人倫道德の、従つてまた非道德の、中心的領域を形成してお
り、そして人口増殖力の強力な一素因として働いているものであることは
カウツキーの強く指摘するとおりである。それは増殖力を社會的利害に順
應させるための最も適切かつ有力な力ではあるが、併しまた社會的利害の
變化にも拘らず直ちに之に適應することを欲しない保守守舊的な持続性を
ももつており、そして人口増加に時に妨害的に、時にはまた速進的に作用す
ることになる。マルサスの人口教説が人口増加を忌避した小農民階級の性
道德を理論化するものであることは後段再説する如くであるが、それはと
もかく原始社會における性道德の成立は寧ろ人口をその破滅から救うため
の社會的要請として必要であつたことをこゝでは特に強調せねばならぬ。

人間社會の生活空間は原始自然人の狩獵生活を去つて文明の最初の光を
浴する牧畜時代に入るに及んで更に劃時代的な發展をとげた。そして人口
増殖力の上にも同様の劃時代的な轉機が認められる。特に婦人勞働の輕減
と營養資源の規則的恒常化、特にまた牛乳による授乳期間の短縮など一聯
の好條件は遊牧的畜牛飼育時代にはじまり農耕的定居生活の初期に到る時
代の人口増殖力を劃時代的に増大せしめたと想像される。鐵の使用は農耕
勞働を男性の仕事に轉化し、農耕的定居生活の開始は剩餘生産の可能性を
齎した。家族奴隷の發生をもみるのもこのときである。かゝる生活様式下
の高い妊孕力を傍證する實例としてカウツキーは南アフリカにおけるカツ
フェル族及びブール族がなほ狩獵的段階にあるホツテントット族に對比し
て極めて對照的な高妊孕力を示しているという十七世紀末バロウの報告を
引用している。またスペンサーが引例しているカナダのフランス人も同様
の經濟生活段階にあるもので、その子供数は平均八乃至十六人を數へ、
時には二十五人も多子者もみられるという。この多産が民族的特性に歸

社會主義的人口論への一つの手引き

すべからざるものであることはフランス本國を思えば十分であらう。その
他、民族大移動期の以前よりその大移動期にかけてのゲルマン民族や、イ
スラム教發生後百年間の西はスペインから東は印度へまで擴がつていつた
アラビヤ人など皆その社會經濟的背景をひとしくするものであることをカ
ウツキーは強調している。

農耕生活とその技術的發達が全歴史代を通じて生活空間を著しく擴大し
たことについては縷説するまでもない。カウツキーも引用しているラツツ
エルの一千方籽當り人口收容力の推定數字の一端を掲げてみても、北方貧
瘠地帯の狩獵種族や漁撈種族において二乃至五人、ステップ地帯の狩獵種
族(ブツシュマン及オーストラリア人等)で二乃至九人に過ぎなかつたもの
が、若干の農耕を伴う狩獵種族(インディアン及ダラス族等)になると一七
〇乃至七〇〇人となり、内部アフリカ及南東アジアにおける若干の手工業
を伴う農耕種族においては一、七〇〇乃至三、三〇〇人となるといつた状態
である。更にキリスト世紀以前の北方インドゲルマン農耕種族及び牧牛種
族においては三、〇〇〇乃至二、〇〇〇人、三農圃制をとれる、歐諸國
にして都市發生の初期にあり適當な森林資源をもつ場合、例えば紀元前四
世紀のギリシヤや第一——五世紀の中歐等については一七、七〇〇乃至二
六、六〇〇人を算えるに到る。現今の印度、ジャワ、支那の優良農耕地帯が
一千方籽當り一七七、〇〇〇人を收容していることはこゝでは引用する必
要さえないかもしれない。

農耕經濟による生活空間の擴大は特にそれが都市的手工業者と相互扶助
的關係に立つ場合一層顯著であるが、しかしそのような共榮關係はカウツ
キーによれば一種のユートピア的幻想にすぎぬ。歴史上の事實は農民の福
祉がその非武裝化と相伴い、その結果は農民自身の頽廢過程へ、いゝかえれ

ば搾取的貴族制度の發生への途を必至とせざるを得なかつたことを示している。その實際の成り行きについては或は農民が近隣未開種族によつて奴隸化される場合もあり、侵入種族に征服されて臣下となる場合もあり、また農民自身が階級分化して自ら武装化する場合もある。乃至は都市の發達に伴つて之に搾取される場合もあるが、孰れにもせよ生活空間の擴大は同時にまた收奪と隷屬の擴大の歴史であつたといえる。農民にとつての最善の形態はその支配者が地方的豪農として餘剩生産物を自ら消費していた程度で、その支配者の横暴も狩獵權や初夜の權利ぐらゐに止まつていた間である。がそれも支配者が都市の生産物への欲求をもつてくるようになるると直ぐに事情が變つてくる。そして收奪の進行は農業技術の進歩を停止し、飢饉等の頻發と相俟つて生活空間擴大過程にとつては戦争以上の新しい妨害的要素となり、それが時には完全な破滅的結末にさえ到らざるを得なかつたことはローマの史實の示す通りである。そしてかゝる破局的狀況からの解放はローマの場合にみたように他民族の侵入によるか、乃至は近代フランスに見るように自らの革命によつて之を行はざるを得ぬ。要之、生活空間の擴大過程は極めて複雑で、農業生産の算術級數的増大などということは何處をさがしても見當らぬというのがカウツキーの史的考證の示そうとするところである。

右の如き階級社會の發生が人口増加に對して如何なる影響を及ぼしたかを見る。狩獵時代と異なり支配者階級以外の人口が戦争の負擔から解放されるに到つたことが人口増加に好都合なものとなつたに相違ない初期時代を例外とすれば、階級社會の發展は階級的支配下の小農家族の妊孕力を減退傾向へ導いたと考えられる。特に典型的な場合は奴隸經濟下の人口減退で奴隸の懷妊がその主人にとつて勞働力の竊盜と考えられていたことは周

知のことである。従つて奴隸經濟は不斷の奴隸略奪の下にのみ可能であり、奴隸略奪は人口餘剩をもつ農民的經濟の存在を前提としていたわけである。階級的收奪下の農業過剩人口はそのほけ口を農民的移住か都市への流亡に求めたが、更に餘儀なき自己統制の方策として取り入れられた手段こそ私有財産制度を背景とした避妊と人工流産とで、マルサス主義の採用し説教するところの道徳、所有階級のみ結婚すべしというその道徳はかゝる發展段階における農民道徳に外ならぬ。いゝかえればマルサス主義はかかる段階の農民經濟に伴う技術的、知能的、竝に道徳的の狹隘性を自然法則にまで聖化するものに外ならぬとカウツキーはいふ。

都市手工業の發達は農業生産性を増大させたが、しかし收奪の強化が却つて農業の技術的進歩を破滅的な停滞狀況に陥れたことは十八世紀のフランス農民に見られるところで、フランス革命の因由するところも亦そこにあつたといえる。他方この時代の都市の手工業者たちも農民の性道徳を受け入れたのはいふまでもない。たゞこの時代の都市に人工的な産兒制限がなかつたのは當時の都市の殺人的な高死亡率のためで、その結果都市が農村からの不斷の人口流入を必要としていたことは周知のことである。人口の幾何級數的增加などは思ひもよらぬ。數世紀の永きに互つて人口は所謂封建的停滞をつづけた。生産技術の進歩がなかつたのではない。封建的な階級的收奪が生活空間の擴大を許さなかつたのである。

五、近代資本主義社會における人口問題

近代産業革命とその集約的表現である政治革命とが切りひらいた近代世界の實相、その生活空間の測時代的な擴大と史上未曾有の人口増加とについては詳しく語るにも及ぶまい。我々の住んでいる現在の事件でありカウ

ツキも特別の紙幅をさいてはいない。が近代資本主義社會における人口問題の中心點である近代的差別出生率の問題についてカウツキが彼上の如き史的展望下に解釋するところをみると次の如くである。

即ち資本家階級の寡産についてはカウツキは之を財産の細分を恐れる經濟的理由と並にかゝる階級の女子の生理的弱小化に歸しており、共に階級的史觀を背景としながらも經濟的解釋と生理學的解釋とが併用されているのが注意をひく。従つて人口の壓倒的部分を占めるプロレタリア階級についてもカウツキは資本家的收奪下の過勞が、特に女性の家庭外勞働という人類史上劃時代的な現象を媒介として、當然に妊孕力減退の傾向を伴わざるをえぬ筈であるという。それは嘗て原始狩獵種族の場合に見られたのと同じの傾向であるべき筈のもので、環境の相違は例えば乳兒用ミルクの大量生産というようない事柄にも視はれるけれども、理論的にはさう斷定せざるを得ぬという。しかも事實そのような傾向が看取され難いのは、カウツキによれば、第一には、なお世代が若いことで、プロレタリア階級の日常生活上の劣悪なる諸條件も未だ早期老耗化を結果するほどの症状にまで立ち到つていないからである。また、第二には、不斷に農村からの健全な血液補給があることも注意されてをり、資本主義經濟の存続はこの人的補給の可能性とその運命を共にしているとさえカウツキはいつてゐる。その他、直接の社會心理的理由としては、プロレタリア階級に財産に對する顧慮のないこと、乃至は子女養育に特別の心配の不要なことなどがあり、結局プロレタリア階級多産の現象を生んでいるのだという。その生理學的解釋の當否は別として、今日のプロレタリア的多産の中に重大な人口危機の胚種のひそんでいることを主張する階級的感覺には一應注意を拂う價值はあろう。

また最近の文明諸國における出産減退傾向についてもカウツキはそれが帝制ローマ時代と同じく野蕃人の高出産力の脅威として感ぜられてゐるとし、この傾向を「福祉と文化」の結果であると説くブルジョワ人口學者の通説が結局において過剰人口は窮乏の結果なりとする新人口法則に歸着せざるを得なくなるブルジョワの人口理論の逆説的發展を指摘している。が之に對するカウツキ自身の説明は子供の増加によつて何ら利得することのない大都市の生長、また婦人勞働の増加、新しい避妊手段の發明と普及、その他特に大陸諸國における國民的兵役義務の施行と特に之に隨伴する花柳病の蔓延等の諸事實をあげているだけで、人類の妊孕力の歴史は婦人勞働の歴史であるという立てまえから特に婦人勞働の問題に力點をおいて説いている以外には社會主義的人口理論として特に傾聴すべきものはないようである。但しカウツキの本論執筆當時の獨逸をはじめ西歐諸國における出産減退傾向はなお深刻な人口理論的反省を要請するほどの重大な症状にまでは立ち到つていなかつたことも考慮せねばなるまい。

資本主義下の人口問題の社會主義的見地よりする分析として特に詳論されているのはその生活空間の歴史社會的制縛、特に農業の資本主義的拘束に關する問題である。いかえれば現在の農業がその實際上の進歩にも拘らず自然科學と技術の進歩に對して相對的には寧ろ後退的傾向を辿つてゐること、且つこの愈々増大する後退性の因つて來る理由が農業自體の本性にあるのではなくて寧ろ土地私有と賃勞働の中にこそあることをカウツキは微細に互つて論じている。がその論旨は社會主義の一般經濟論として周知のもので、特にこゝに再録する必要もあるまい。要之、土地私有は地代として農業技術の進歩を妨げている。これは小作に對しては直接に地代として超過利潤を收奪して之を浪費乃至非農業部面へ流用してしまひ超過

利潤を求め、努力即ち技術改善の努力を芽生えさせない。また自作農業の場合にあつても土地の私有は所有關係の交替に際し資本化された地代としてその購買價格を不當に高くするのみならず、多くの場合は抵當利子の形で之を高利貸または銀行に支拂わせることになる。農産物價格の騰貴さえ農民を利用するのは當座限りで、土地所有者の交替と共にそれは直ちにその反對物に轉化せざるをえぬ。しかも土地所有關係の不斷の交替こそ資本主義下の農業の常態なのである。その他土地私有が技術の進歩に伴う經營規模の擴大にとつて障害となることは周知のことである。同様に資本主義的賃労働は嘗ては農業労働の根本形式であつた協同労働を全く解消してしまふ、之を賃労働者を使用する大經營と家族労働による零細經營の二つの形態に替へてしまつた。がブルジョワ經濟學の愛玩物である小農經營は労働の脅迫觀念によつて勤勉を習性づけるだけであり、大經營における技術的進歩の採用は労働を節約するためにはなく唯々それが利潤を齎らす場合に限られている。現在の支配階級は都市におけるプロレタリアに對抗させる反對勢力として農民と土地所有者との保護政策をとつてゐるが、かゝる土地所有の經濟的促進はカウツキーによれば結局において農業の技術的進歩を阻む以外の何ものでもない。

六、將來社會主義社會における人口問題

農業の資本主義的制縛を説くことは將來の社會主義的社會におけるその解放を期待することであり、そこにおける生活空間の劃時代的な擴大を豫料することである。且つまた勝利せるプロレタリア大衆にとつて當然の福社向上の要求は是非ともこのことを不可缺の條件とせねばならぬ。カウツキーは、資本主義は十九世紀中に特に工業と交通との劃時代的な革新

を遂行した、社會主義は望むらくは廿世紀の大部分を特に農業の劃時代的革新作業に充當するであらうと。カウツキーが當時の統計的資料を驅使して讀者に展望させようとしている尤大な農業生産擴充の可能性をその數字について檢證するには及ぶまい。歐露、南北アメリカ、濠洲、印度等現在の大農業地帯の單位面積當り生産力は、今日最も技術的に進歩せる英獨のそれに遙かに及ばず、また大規模な干拓灌漑工事によつて開拓せらるべき土地は北米合衆國だけについてみても十億エーカー、同國の既耕の小麥産地面積の約二十倍に當る。最も手近かなかゝる擴充事業に加えて、更にアラビア、アフリカ等の大開墾事業が残つており、社會主義體制下における此の農業革命の世界的規模における完成には優に百年以上の年月を要するであらうとカウツキーはいつてゐる。そしてこの期間、社會主義下の生活空間は加速化されるであらう社會主義下の人口増加速度に對してさえ更に遙かに大きな加速度的増大傾向を辿るであらうし、かゝる生活空間の擴充は今後恐らく五百年間は社會主義に過剰人口の問題を配應する必要を感じしめないに相違ない。要之、將來社會主義社會にとつて過剰人口問題は跡をたつというのがカウツキーの豫告する將來社會の見取圖である。しかし五百年後はどうなるか？。

五百年後に或は起るかも知れない問題について論議することはカウツキーによれば實際的興味もなければまた學問的に正鵠を期しうるものでもない。とはいへ彼はそのような疑問への解答を忌避してゐるわけではない。社會主義下の人口の推移をその凡ゆる可能性に互つて考察してみることが決して無駄ではなく、特に社會主義の意圖する遠大な目標を明確にするためにも必要である。それに社會主義下百年間の生活空間擴大過程は人口増加より遙かに急速であると推定されるとはいへ、この事實は決して人間は

その自己保存に必要なものよりも更に多くを生産するものだというよ
うな自然法則の結果ではなく、また科學と技術の無限の進歩の結果でもな
い。それはその主因をひとえに社會的諸條件の變化に負うものであるが故
に、従つて又この擴大過程の停止または緩漫化の時代は來らざるをえぬ。

例えば電流の導入その他あらゆる方策を以つてする土地生産性の増大も最
後には超ゆ可からざる限界に衝き當る。それ以後の技術的進歩は土地の生
産性を高めるよりも寧ろ専ら労働の生産性を高めるために作用し、人々に
より多くの閑暇と自由とを興えることになるわけで、それこそまた社會主
義にとつての最高の目的でなければならぬ。それだけ人口増加は社會主義
的理想への脅威とならざるを得ない。そういうわけでカウツキは社會主
義下の人口は果してその社會主義的環境によつて如何に規制せられ如何な
る推移を辿るであらうかの推論を試みるのである。

社會主義の實現と共に人口はその増加速度を増大するであろうことは極
めて蓋然性が張い。貧困の追放と福祉の大衆的普及とが死亡率を著しく低
下さすであろうことは今日の差別死亡率からも充分に推定せられる。それ
に今日は商人、工場主等の富裕階級者さえ生存競争のために神経を消耗し
ており、特にその労働時間が一日中に互り生活の享樂を専ら夜の仕事とし
てゐる非健康的な狀況においては彼等の死亡率さえ猶ほ低下の餘地はなお
多分にあるわけである。労働時間を短縮し夜の享樂に晝間の野外スポーツ
をおきかえるであろう社會主義社會は労働と享樂とのより健康な諸條件を
造り出すわけで、それは死亡率を低下させるばかりでなく、また妊孕力を
も向上させるに相違ない。福祉と文化の向上は妊孕力を低下させるという
福祉論的理論は、一部の社會主義者による賛成にもかゝらず、カウツキ
の斷乎として反對するところで、富裕階級婦人の不妊傾向はその無活動

と榮養過剩、殊に夜の享樂生活の結果であり、反之プロレタリア婦人の高
出産率はその早婚と自由な婚姻關係の結果である以上、經濟的配慮の渺い
ことに基くと考へられる。このプロレタリア的早婚と自由婚姻、今日のプ
ロレタリア婦人の高出産率は社會主義社會においては當然一般化すべき筈
のものでなければならぬ。殊に早婚と自由な婚姻關係は賣淫制度を廢絶
し、性病を根絶して、不妊者の減少を結果することは必至であるとして、
カウツキは來るべき社會主義下の人口増殖力を管てローマ人から「バー
デナ・ゲンティウム」とよばれた民族大移動期のゲルマン人以上のものに買
つてゐる。

しかし又、カウツキによれば、社會主義下の人口には右と反對にその
増加に逆作用し乃至は之を規制する力として働く新しい可能性も亦生まれ
る。それは上掲農業革命と並んで社會主義社會の實現すべき第二の大きな
仕事である婦人解放の事業と結びついたものである。女性をその家庭的雜
務から解放し、その知的能力の向上を喚起し、そして種々の高度の精神的
活動に參與せしめることが人口増殖力を規制する最も大きな力となるとい
うのである。こゝでもカウツキは再びスペンサーの理論をその傍證とし
ているが、しかしスペンサー自身が引用している實例については社會主義
者らしい疑義を表明している。即ち今日教育程度の高い女子に低妊孕力の
事實のみられるのは精神的労働そのものの直接の結果ではなくて現在の學
校教育制度の非健康的な諸條件、例えば身體的運動を伴ぬ教室内の長
時間の勉強など工場労働に似た惡環境に由來するもので純粹な生理學的因
果關係を示すものではないということである。また避妊法の實行により實
際の生理學的事實の檢證は更に一層困難であることも指摘している。そう
いうわけで婦人の精神労働強化によるその妊孕力の生理學的低下にはなお

スペンサー流の理論的假設以上のいみを附與し難いことになるわけであるが、カウツキーが特に人口の過大増殖力に對抗する規制力として婦人解放に期待するところはそのような生理學的事實にあるというよりも寧ろその心理的な効果、特に倫理的感覚の異常な強化にあるといえる。

倫理的感覚が性關係と不可分の關係をもつてゐることは上段史的展望においても關説されたところであるが、確かに原始社會以來結婚や出産が完全な私的自由に放置せられたことはなく、その社會的要請は一定の倫理觀として各人の行爲を規制してゐた。たゞカウツキーによると、資本主義社會はこの倫理的感覚を特に性的事象について極端に鈍磨してしまつた。蓋し資本主義社會は小ブルジョワ的經濟とその法制並に習俗を基礎とし生まれ、その法律及び道德觀を採用したもので、私有財産制度と結婚觀とはその雙璧をなすものであるが、資本主義の發展による條件の變化はそれらを恩恵から苦情へ轉化させてしまつたからで、小市民的社會の中でこそマルサスの教説も教育的意義があるが、大衆的無産化過程の進行する高度資本主義社會ではそれは全く意味のないものとなる。しかも資本主義はこの不用化されたる諸制縛を自ら完全に放棄することもできない。その結果は資本主義下の道德に二元乖離的な傾向を興え、階級分化の尖鋭化は之をいよいよ甚しくする。即ち人倫道德の普遍妥當的自明性を益々薄弱化せざるをえないのである。社會主義社會の實現は、カウツキーによれば、新しい普遍的道德觀によつてこの矛盾を解決し、それと共に倫理的感覚そのものの異常な強化を實現することではなければならぬ。婚姻に法的合法則性の有無は最早問題とならなくなるが、しかし子孫の幸福のための配慮は却つていよいよ純粹なものとなるに相違ない。そして嘗ては非合法的結婚へ反對したその感情は社會主義社會では人口増加を規制する力としてより純粹に作

用することになるであろうことをカウツキーはその唯物論的立場から期待してゐるのである。カウツキーの考へるこの規制力とは單に過剰人口の防止をのみ意味するのではない。出産減退のために人口衰亡の危険が感ぜられればそのような社會的要請に即應して個々人の自發的倫理感の下に出産を増加させることにもなる其の働きをいうわけである。反之、もし過剰人口の杞憂があればそれは又これに順應するところの力でもなければならぬ。そして閑暇と自由とへの要求は社會主義的社會においてこそ愈々強化されねばならないが故に、過剰人口への蓋然性はそれだけ又強化されるわけであるが、この過當な人口増加の抑制は、今日非プロレタリア的階級にあつて凡ての少女に對し強要されてゐるところの義務、いゝかえれば彼女が十分な収入を持つた男性を合法的な夫として見出すことに成功するまでの間強要されるところの處女性の義務が遂行してゐるよりは遙かに有効にまた苦痛なしに實行されることになるであろうことをカウツキーは期待してゐる。しかもカウツキーによれば、恰も社會主義下の生活空間の擴大が現在の技術的進歩を基準としてさへ十分に推論しえたように、この倫理的人口抑制も亦すでに今日知られてゐる諸要素を、いゝかえれば今日周知の遊艇技術や優生學的知識を手段として十分に解決されるところの問題に外ならぬ。

特に社會主義的社會における優生學的配慮についてカウツキーが特別の關心を示してゐるのはこの當來社會における人口規制の根本を人倫道德の力に求める立場からも極めて當然のこと、階級的利害の夾雜物から解放され全社會の社會的要請に想應すべき新しい結婚觀が子孫への配慮を愈々強化するばかりでない。とりわけ社會主義社會は病弱者や不具者の保護に萬全を期することを使命とするが故に優生學的配慮の必要も亦いよく増

大するといえる。が優生學的配慮よりする避妊や斷種は、犯罪者や精神病者の場合を除いては、一般には飽くまで個々人の自發的な倫理的良心から實行せらるべきものであり、又そういう理想は唯、社會主義的社會においてのみその實現を期待することができるというのがカウツキーの主張である。蓋し今日の上層階級にみられる避妊行爲は全く經濟的考慮から出發するもので、優生學的な配慮、泥んや社會的責任感に基く罪の意識の如きは毛頭認め難い。下層階級においては一層そうである。そも、下層階級として劣悪な生活環境の下に生活しているのに、如何して子供の惡質の原因を更に遺傳的事實にまで反省する餘裕があるであらうか。社會主義的社會においてこそはじめて惡質の子孫の發生は兩親の個人的責任として考慮せられ得る外的諸條件は與えられるのだというのがカウツキーの特に當來社會における優生學的配慮に期待する理由である。

七、結 語

マルクス主義社會主義の人口論は、自然主義的なマルサスの人口論に對する反對主張として、人口現象に對する社會經濟的要因を強調し主題化するところから出發した。マルクスによる資本主義的過剰人口の構造的分析はその先鞭をなすものであるが、それは經濟が完全に人口を規制し、勞働の需要が人間の再生産を恰も商品生産の如くに決定することを説いたものではない。ゾムバルトの所謂「經濟主義的人口理論」は必ずしもマルクス主義社會主義の人口理論を特性づける名稱ではないと思う。人口法則の歴史社會的特性を主張したマルクス人口論の基本命題は更に廣汎多岐な史的唯物論的展望を要求したものであつた筈で、以上に紹介したカウツキーの論策は即ちこの要望に一應の解答を與えたものといえようかと思ふ。

従つて所謂「經濟主義的」臭味を離脱せる點において、特にまた人口増殖過程における自然生物學的要因の獨立性を無視せざる點において本論策は社會主義的人口論中特に異色あるものともいえよう。人間の自然的な妊孕力は特定の社會的要求に順應するなどと考えるのは自然科学の全經驗を否定し最も悪いみでの目的論を驅ることに外ならぬとさえカウツキーは斷言している。とはいへカウツキーが人口問題の立場からこゝに注意を喚起するところの自然生物學的事實はマルサスの考えるような過大増殖傾向ではない。自然生物界の原則的傾向は、カウツキーによれば寧ろこれとは反對に、適正な均衡性の中になければならぬ。そればかりでない。この自然の均衡も、カウツキーによれば、實は人間が歴史的に干渉する以前の自然についてであつて、人間の出現と共に逆にこの自然的均衡の不斷の攪亂も亦はじまる。人間は自然を離れることはできないが、しかも同時に自然を超えたものでなければならぬという人間の存在そのものゝ存在論的矛盾がかゝる攪亂の不斷の繼續を不可避とするわけで、人間の自然的妊孕力もまた自然の均衡を喪ひ、人口増殖力の不斷の過不足こそが人間社會の常態的傾向となる。

人間の技術的作爲が外的自然に對して導入する攪亂作用は特に人間の利害を中心として特定の生物種を絶滅しようとし乃至は他の生物種の過大増殖をほう助しようとするところにあるわけであるが、かゝる干渉行爲は自然的均衡を喪失してしまつた人間の自然増殖力自身を規制するために適用することができない。しかし又その代りに出てきた新しい人間の能力がある。人倫的道德性の發達が即ちそれに當るわけで、カウツキーが人口規制力としての人倫的道德性を重視する點は人口増殖力における自然生物學的要因の獨立性を無視しないことと表裏相呼應するものといつてよいことに

なる。總じて倫理的意識は自然に對する一定の距離の意識、自然との對立的矛盾の自覺に上の成立するのである。そして自然生物學的要因への注目と倫理問題への關心とが果して人口論の史的唯物論的展開の深さと廣さをいみするか、乃至は所謂修正主義的な退歩と妥協とをいみするかは、結局は兩者の史的唯物論的な連繋と媒介に關する理論的分析の精粗當否の如何にかゝるといえよう。

倫理の強調は、それゆゑに、必ずしも空疎な觀念論的倫理主義ではない。カウツキーは確固たる史的唯物論の見地に立とうとしている。また謂うところの人倫的道德性なるものも自然生物學的な力と永遠の敵對關係に立つてゐるものではない。既に原始社會ではそれは特に近親交配による種の絶滅の危険を防止し人口増殖力を健康化し強化するためにこそ必要なものであつた。たゞ技術の進歩と表裏した階級社會の發生とその階級的對立の深刻化と共に倫理性も亦階級的葛藤を餘儀なくせられ、そして遂には倫理性そのものゝ退化と弱體化とをさへ結果せざるを得なくなつた。そのよゝうな史的展望の上からカウツキーは階級社會の廢絶後の社會主義的社會における人倫的道德性にその異常な強化と人口現象に對する唯一最善の規制者たる力とを期待するのである。

要之、カウツキーの人口論は人間の自然的妊孕力と生活空間擴大過程の間に存在する本質的な乖離と不相應の傾向を力説する點においては極めて現實主義的かつ悲觀主義的であるが、しかし將來社會における人倫的道德性の強化とその人口規制力としての萬全さを推論する點においては極めて理想主義的ないし樂觀主義的であるといえよう。がこの永い階級社會的葛藤の後に完全せられる人間社會に特有な人倫的道德性は自然生物界を貫く

原則的な均衡化的傾向を眞の人間の自覺を媒介として再現し完成するものであるといふみではその全理論を蔽ふ思想傾向は飽くまで理想主義的であり、また樂觀主義的であるといつてよい。いゝかえればその樂觀主義は深刻な歴史的現實意識を媒介としながら歴史的發展の必然的傾向を據りどころとするところの樂觀主義であり、自然主義が人間の善意と努力とに對する惡魔的な敵對關係をしか見ない「自然」自體の中に人間の作爲を媒介として實現せらるべき永遠の課題を洞見しようとする歴史主義的精神をその世界觀的背景とするところの樂觀主義だということもできよう。そういうみで我々は之を社會主義的人口論の一應の體系的見本として推挽してもさして當を失するともないのではないかと思う。(昭和二三・二・二八)

ヘンリー・ウォーレス著「六千萬人

の雇傭」

Henry A. Wallace, Sixty Million

Jobs, 1945.

黒田 俊夫

一、緒言

今次大戦後特に英米に於て完全雇傭の問題が眞剣に取り上げられ立法化までされつゝある事は前大戦後の經濟施策とは著しく趣を異にしている。前大戦後に於て戦敗戦勝何れの國に於ても専ら自國を中心とした復舊或は繁榮の永續を狙つた經濟政策が執られその結果は經濟的國家主義、延いて

はブロック経済へと、世界経済は分離と抗争の過程に入つたのであるが、今次大戦後の各國は、特に米國を中心として世界の復興、人類の平和そしてこれが支柱としての經濟の繁榮が眞先に取り擧げられ、然も施策的には國家を超越した機構・組織の下に各國が従つてゆく、言はゞかゝる機構に關する限り國家と竝んだ世界國家―國家主權の相對化は―理想と自覺によつて世界の平和と經濟生活の豊富と繁榮を確保せんとして動いてゐると言ひ得るのではなからうか。國聯機構はその最も代表的な表現であり、ブレトン・ウツツ協定、世界雇傭貿易會議は又かゝる經濟的努力の傾向を示すものと言ひ得る。

世界に於ける安全保障機構が恒久的な且効果的なものであるための前提條件は何よりもまづ經濟の安定と繁榮である事は、特に今次大戦後に於て普遍的な自覺となつたところであるが、この經濟の安定も前大戦後の如き自國本位のものであつてはならず、世界的な經濟計畫でなければならぬ。それでは戦後の經濟問題を解決し世界經濟の安定と繁榮を齎すにはどうすればよしか。この點に關し A. H. Hansen はその著 *America's role in the world economy. (1945.)* に於て、次の二つの條件に依存すると言つてゐる。即ち

- (1) アメリカ國內に於ける完全雇傭の達成
- (2) 新世界秩序を支うべき國際組織の結成と發展に對するアメリカの犠牲的且熱意ある協力

尙このやうな國際組織機構という一つの目的を設定して、これを中心として各國民經濟の自覺的協力と自覺的運營が必要であるという彼の主張は、戦後のアメリカの對内外經濟施策の上に現實に具體化されつゝあるやうである。Hansen の前掲二條件は究局する處アメリカの繁榮維持發展と

對外協力に歸する譯であつて極めて端的にアメリカの世界的役割とその能力を表明している。がさてアメリカの完全雇傭は如何にして達成出来るであらうか。この點についてアメリカの一流政治家であり、且前大統領ローズヴェルトの片腕としてニュー・デイル推進に重大な役割と經驗を持つた前商務省長ヘンリー・ウォーレスの近著「六千萬人の雇傭」は一應眞正面から具體的に完全雇傭と取組んだ著作として考慮に値するものと思はれる。

彼は一九四六年九月舌禍事件で商務長官を辭任するに至つたのであるが彼の主張が同年十二月「完全雇傭法」として成立したことは、彼の思想立案が中心になつていたものではないかと推察される。

本書は内容的に見て専門的理論的研究ではなく、經濟政策的のものであり、且彼の政治的立場より發散する政治家的信念の吐露に近いといふ點、可成り宣傳的の面のある事も否定出来ないが、反つてそれだけ立論の根據も極力數字を以てしている事は、アメリカ經濟の實體を窺ひ且將來の動きを下するに足る資料的價値を持つと共にニュー・デイル以來の進歩的政治家の思想の一端を知る好資料といふべきであらう。

ケインズの雇傭理論が現代的マルサス人口理論であると言はれる如く雇傭問題は今日の人口問題と不可分の關係をもつており、特にアメリカの生活水準の維持とその全國民的普及を第一義的課題とするアメリカ人口問題にとつて一層その感慨を深くする。そういう意味で本書は人口問題の上からも無視し難い好資料の一つであるにも拘らず我が國では尙部分的紹介乃至思想的傾向の斷片的引用のみであるため、茲に改めて具體的にその思想と統計數字を引用紹介する事は尙徒事でないと思ふ。

二、アメリカ經濟繁榮の基礎條件

第一次大戰以後特に一九二九年の大恐慌以來、世界に於ける「資本主義の一般的危機」或は「經濟の成熟」の言葉を以て表現されて來た如くに果して資本主義社會特にアメリカ經濟は資本主義の構造自體に於て既に「成熟」の限度に達したのであらうか、或は經濟社會の質的變化なしにはもはや繁榮は望み得ないものであらうか。第二次世界戦争によつてその破綻の時期を延期せしめ得たと言はれるアメリカ經濟社會の戦後の推移は如何なる變化と進展を辿るであらうか。ヴァルガは戦争中の巨大な生産力の膨脹によつてアメリカは戦後過剰生産恐慌に陥ると豫言したが、戦後一九四六年、四七年と勞働攻勢の激化に抗しつゝ、經濟界は活況を維持し、昨一九四七年に於ては雇傭界は一時六、〇〇〇萬を突破するに至るといふ狀況であつた。ウォーレスの主張する一九五〇年に於ける完全雇傭目標六、〇〇〇萬は低きに失するかの如き觀を興え、之に符を合はず如く去る一月十四日トルーマン大統領提出の年次經濟報告書に於て一九四八年度計畫として平均雇傭數五、九〇〇萬、次期目標として次の十年間の雇傭六、四〇〇萬以上として掲げてゐる事は、ウォーレス計畫當時の六、〇〇〇萬が決して過大の數字でなく、寧ろ現實に即應したものととして彼の達議を證明するものと言つても過言でないであらう。

このようなアメリカ資本主義を通じて見たる資本主義一般は尙量的發展の構造的餘裕を有するものゝ如き觀を示している。マルクス主義的公式論によつて、資本主義の質的變化即ち社會主義社會への必然的轉移の原則の面のみを通じて資本主義社會に於ける計畫化或は社會化現象を判断せねばならぬ根據はあるであらうか。何れにしてもアメリカ資本主義社會の新し

き發展と施策は、資本主義の將來に、最も雄辯な解答を與えることであらう。

ウォーレス自身も屢々、完全雇傭政策を以て、計畫經濟であり全體主義經濟への一歩前進であると見る論者に極力反對し、民主主義と自由企業體制の内に於て完全雇傭を實現し得るのみならず、完全雇傭政策こそ自由企業制度の防壁であると主張している。

翻つてアメリカに於ける完全雇傭の實現、換言すればアメリカ資本主義の將來的發展の可能性即ちその未成熟性を、ウォーレスは主張するのであるが、その根據は如何なる點に存するであらうか。アメリカ流に言へば、アメリカは無限の「豊穡」"abundance" の「邊境」"frontiers" を有すると。彼の見解に依れば、それは第一に國內のフロンティアであり、第二は海外のフロンティアである。アメリカの將來はこの新しいフロンティアに滿ち溢れて居り、決して「成熟經濟」ではなかつた。このフロンティアについては第四章 new frontiers of abundance に於て詳細に論じているがその大綱を述べると次の如きものである。前者の國內フロンティアというのは第一には戦時中に於ける各産業部門に於ける新發明、科學技術の進歩改良等に基いて戦後幾多の新産業の勃興が期待され、それに要する技術労働者は、戦時中軍隊勤務に於て貴重な技術的訓練を受けた無数の人々が存在して居り、その點技術的に困難な人的資源については心配はない。第二は人間のフロンティアと言はれものであつて、これは一般生活水準の向上のための餘地を言うもので、例えば貧民窟、榮養失調的な下層階級の存在の廢除、住宅復舊増加、教育、衛生施設の擴充等であつて、これ等に對する社會政策的施策に基く企業分野を指している。

次に後者の海外フロンティアであるが、これは戦後に於けるアメリカ

の世界協力の熱意を示すと共に世界指導的立場、能力を前提としているのであるが、先づ第一には今次戦争による荒廢諸國の救済、復舊、復興であり、第二には後進諸國の工業化援助、斯くて世界の生活水準向上のためにはアメリカはその優秀なる技術と熟練と豊富な生産力を總動員せねばならない。茲に世界に對するアメリカの寄與すべき無限の需要換言すれば海外フロンティアは無限であると言う。ウォーレスはこの海外フロンティアについて述べるに當り、世界の生活水準の低いこと並びに産業文明の恩恵を受けない土地と人口の如何に大きいかについて次の如く言っている。

『産業革命が世界の二〇億の人間の大部分に與える利益は、あるとしても極めて少い。世界の人間の四分の三—亞細亞、アフリカの大部分、中央ならびに南アメリカの多くの部分、南歐の一部でさえ—はその都市工場や農村に於て殆んど機械を使用していない。そこでは人口の大部分は土地に依存し、原始的な手段によつて最低限の食料と衣料を生産しているに過ぎない。』(五一頁)

以上はアメリカ産業活動の維持發展の對象となる可能性を有するフロンティアを羅列したに過ぎないが次に此等のフロンティアが如何にして現實に完全雇傭の對象として具體化されるかをウォーレスの言う new frontiers of abundance について検討して見よう。

「豊穡のフロンティア」というのは彼によれば「無限の註文」である。即ちケインズの言ふ有効需要に當る。戦時中は巨大な軍需のため企業活動は無限の多忙さを持つていたが、戦争の終結に伴い軍需は消滅し、茲に有効需要の巨大支柱は消滅するが故に、完全雇傭を維持するためにはこれに代るべき支柱を樹立せねばならない。戦後の轉換期に於ては戦時中の抑制蓄積された資金が戦後解放されるが故に強力な有効需要として機能し消費財

ヘンリー・ウォーレス著「六千萬人の雇傭」

のみならず、戦時中の消耗老朽による機械器具、施設の更新、更に耐久消費財又戦時中抑制乃至禁止されていた産業部門即ち纖維製品・紙製品・出版・娯樂・建築その他サービス産業に對する需要となつて現われる。

然しかゝる蓄積資金のみの需要による企業の自然的擴張のみを以てしては産業界全般の創造的活動を完全雇傭の高さに維持することは極めて困難であつて、國民全體の幸福生活水準の引上げという高い立場からの社會經濟政策的活動を政府が補充刺戟する必要が起きて来る。この國家的需要換言すれば財政面よりする企業活動こそ國民の企業の人民的支柱であつて豊穡の新しいフロンティアを提供するものである。所謂ケインズの公共投資理論の展開を見る點である。

この國民全體の福祉という立場からする政府の計畫事業としては

- (イ) 住宅建築
- (ロ) 病院建設
- (ハ) 學校建設
- (ニ) 農村電化
- (ホ) 溪谷開發
- (ヘ) 運輸機關の改善
- (ト) 南部その他未開發地區の開拓
- (チ) 世界に於ける未開發後進國の開拓或は工業化と生活水準の向上に對する協力

等種々あるのであるが、特に重點が指向されているのは個人企業を以てしては金融・利潤その他の點で建設、經營困難な自然資源の開發事業であつて完全雇傭政策に對する政府の役割として重要な意義が與えられている。これに關聯してウォーレスは「邊境に於ける民生主義—TVA」の著者デ

ドイツ・リリエントールの經營擔當したる「テネツインイ開發局」の企業運営形態を極力賞讃し、この形態は將來に於けるアメリカ企業形態として或は政府、民間協力體系として完全雇傭の實現に大きな暗示を與えていと云つてゐる。

三、完全雇傭の思想的基盤

雇傭問題が景氣循環に於ける不況對策乃至景氣恢復對策として取り上げられこれが現實に政府の經濟政策として實施されたのはアメリカに於けるローズヴェルト政権のニュー・ディールであつて、特に公共投資の問題として當時の米國の深刻な不況克服の唯一の手段として實施された。この施策がケインズの一般理論を背景に行はれた事は周知の事實であるが、政府の經濟に對する積極的關與の問題、この思い切つた新處置も當時の深刻な不況に沈淪するアメリカ經濟に取つては大した反對を受けることなく、何もか前途に光明を期待し得るものとして歡迎された。また今次大戰の勃發と共に政府の戰爭經濟計畫は老大な需要と共に推進されて行つたのであるが、戰爭の終了と共に一九三三年以來のニュー・ディールに引き続き戰時經濟統制施策は、漸くアメリカ人の自由主義、民主主義の批判の對象化されるに至つた。従つて政府を中心とする經濟の計畫化の傾向を有する施策や統制的な立場に嫌惡の態度を示すに至つてゐる。

然し反面に於てアメリカの大衆は大恐慌の齎らした深刻な經濟不況と悲惨な事實は忘れ難く、今次戰後の經濟の動きに對しても過剩生産恐慌に對して不安を持ち、戰時中の活潑な經濟活動と繁榮を何等かの方法を以て維持推進することに眞剣な關心を示してゐる。

このような環境の中に完全雇傭政策は一つの有力な解決策として登場し

てゐるのであるが、ウォーレスは政治家らしくかゝる大衆の微妙な心理をよく把握してケインズの膨脹的公共事業政策即ち政府の積極的な活動を必要とする雇傭政策はある程度抑制し、専ら私的企業を中軸して政府活動に對しては補轉的役割を負わしめ、又政府の事業計畫を必要とする場合に於ても事業の實施は極力民間に行わしめるといふように「統制」とか「計畫」の感を與えざるよう配慮してゐる。然し後述する如く完全雇傭を實現するためにウォーレスが提案してゐる「國民豫算」の如き政策は、ソ聯に於ける「國民經濟バランス」の如きものでは勿論ないにしても一種の國民經濟計畫である以上、茲に政府の指導的、計畫的な任務が必然的に出て來る事となる。

従つて反對論者達はこのような性格を有する完全雇傭の状態といふものは、資本主義的自由企業制度下に於ては達成出來ない、自由企業と完全雇傭とは兩立し得ないものであつて、この政策は當然政府の經濟に對する直接的統制を不可避ならしめ、自由企業制度の存續を否定するに至ると言う。

これに對しウォーレスはアメリカに於ける傳統的な政治制度と經濟制度の關係、換言すれば政治と經濟の民主主義的な融合關係に基いて建國以來順調に運営されてゐるといふ事實を指摘してこのやうなアメリカ的民主主義は政治と經濟の調和的發展の歴史的訓練を受けてゐるが故に反對論者の言うが如き心配はないのであるし、歴史的にそのような不安を與えた事實もないという。この點について多少歴史的に回顧して見るならば、アメリカが建國以來政治と經濟との關聯に於て最も必要だつた事は、人民の自由獨立の氣風に對し政府は如何にして最少限の刺戟或は關與によつて最大限の民間の創意と企業を生ぜしめるかの方法論であつた。

初代の財務長官 Alexander Hamilton はこの原則の線に沿つて經濟政策

を積極的に推進し、特權階級の排除と多數者の利益のための經濟的地盤形成と擴大に努めたのであつて、このハミルトン理念はアメリカの傳統的な經濟政策の基本方式となつたとも言えるのである。當時のアメリカは豊饒な沃野に自由と獨立の精神と勇氣に富んだ開拓者達が無限の生産力に對し活潑に働きかけ、急速な成長發展を示しつゝあつたのであつたが、他方に於てある種の産業については政府の適切な指導と参加を必要とすることを認めこの分野に關する限り育成保護を積極的に行つたのである。

ハミルトンの工業報告書に於ける彼の言葉を用いて彼の經濟施策方針を聞いて見よう。『人は日常の毎日の經驗から、通常の仕事に於ける最も單純な明瞭な改善さえも中々行つとしない。新企業へ自然的に移行するとは比較的大きな困難が伴う。従來の仕事が充分な利益を生じなくなつた時とか或は勞力の過剩のために、雇傭の絶對的不足が存在するに至つた時とかには、變化が行われるであらう。然し此等の變化も極めて緩慢でありがちである。だから出来るだけ早く好都合な望ましい變化を生み出すことは、政府の誘導と保護を必要とするであらう。

新計畫に於て失敗するかも知れないという心配は、凡らくより重大な障害であらう。單に企業の新奇さだけで誘導される傾向があるが、然しこれらは必ずしも成功するようには出來てゐるわけではない。このためには注意深い賢明な資本家の信念が昂揚されることが必要である。この種の信念を持つた人々を激勵するためには、新しい——その理由だけでは不安定であるが——計畫に於て最初の經驗に不可避的な障害を克服し得るが如き程度に政府の援助と支持の見込を彼等に與えてやるようにすることが必要である。』

以上の如きハミルトンの思想は、換言すればアメリカの民主政府は、一

（ヘンリー・ウォーレス著、六千萬人の雇傭）

般的福祉のためばかりでなく自由企業制の永續的な圓滑な運用のために、自由企業制度を刺戟促進すべき責任を有することを主張しているのである。

かくてハミルトンの政府の民間支援的志向政策は常にアメリカ國民の活潑な活動をその方向に誘導したのであるが、更に後に至りかゝる政治的施策を端的に表現したものは所謂西漸運動“westward movement or westward program”或は邊境運動“frontier movement”と言われているものである。

この西部發展に於ては國民のパイオニア的精神と政府の積極的開發策の二大支柱の下に未開の邊境に國家的發展の地盤を形成したのであるが、この西部未開地の開拓という自主獨立の氣風は個人的デモクラシーを強力に培養し、東部北部の資本家的自由主義とある意味で對立の素因を醸成したのであるが、反面この西部デモクラシーと東部自由主義は兩々相俟つて米國の經濟的、政治的民主主義的發展に寄與したのである。

當時、政府の民間の援助は家宅法その他補助金支給等の大膽な方法が執られたのであるが、爾來この政府の刺戟、援助は種々の形態を以て繼續されて來てゐる。例えば道路の建設、改善による自動車工業に對する援助、補助金制度による造船、航空工業の發展援助或は航空郵便事業の創設に當つては當初の凡ゆる危険を政府が負擔する等の方策が行われた。

このような政府と民間との協力、政治と經濟との民主的な、均衡の取れた運用は、よくアメリカ經濟の飛躍的發展を齎し、この三代に互つて各世代毎に國民生産高を倍加するに至り、國民がその生産力と消費力を充分に發揮するならば一九六〇年代に三〇〇億弗生産を期待することも決して夢想ではなくなつてゐる。

以上述べ來つた如くウォーレスは完全雇傭政策の推進に當り、アメリカの傳統的な自由企業制度を飽くまで中核としてこれが維持發展を計りつつ、政府の「呼び水政策」の重要性と有効性を主張し、自由と統制の調和的均衡の中に完全雇傭の實現の可能性を肯定している。

四、六、〇〇〇萬人雇傭の内容

一九五〇年に六、〇〇〇萬人の雇傭の實現という事は反面から見れば、この雇傭人口の生産高(財貨及勤勞)は、現在の物價水準(但し一九四四年の物價)で二、〇〇〇億弗となる。(且この場合の労働時間は週四〇時間とす。)

この場合の六、〇〇〇萬人の有業人口は如何なる配分状態となるか。ウォーレスはこの點について具體的に數字の根據を示しつつ説明を加えている。これは、アメリカの産業構造とその將來的發展を暗示する一指標であると共に我が國の人口配分計畫の一参考資料になるとも考えられるので可成り詳細に紹介して置きたい。

ウォーレスは六、〇〇〇萬人の雇傭人口の配分については收容部門の安定度合によつて「安定性の強い部門」と「安定性の弱い部門」の二つの範疇に分類している。即ち前者の部門に入るべきものとしては農業、官吏(軍隊を含む)、自營、家庭勞務の四者としその雇傭人口を二、三〇〇萬と推計している。これはコリン・クラークの分類に従へば彼の言う第一次産業に含まれている農業を除外すれば大體第三次産業のサービス産業に該當するものである。但しクラークに於ては商業を含めては、ウォーレスの場合には除外されて、「不安定部門」に含まれている。

前述四者の雇傭配分は

農業

八〇〇萬

官吏 七〇〇萬

家庭勞務 二〇〇萬

自營 六〇〇萬

であつて合計二、三〇〇萬となり、總雇傭量に對し三八・三三%を占めてゐる。そして此等の四項目について次の如く數字的に根據を説明している。

イ、農業 この部門八〇〇萬は戦前よりも二〇〇萬の減少であつて大體

戦時中の數字に相應するものである。戦後復員に伴い多少の増加を見られるかも知れないが、戦前の水準に復歸するとは到底豫想されな

ク、官吏 七〇〇萬

一九四〇年に四〇〇萬を數えた文官は戦時中激増して殆んど六〇〇萬となつたが、戦後當然縮減され四五〇萬乃至五〇〇萬見當となるものと推定される。常備兵力については政治状態如何に依存するため豫想は困難であるが、平時常備軍としては大體二五〇萬は必然的であり、兩者合計で七〇〇萬が合理的な數字と思われる。

ハ、家庭勞務 二〇〇萬

この部門の二〇〇萬は戦時中の數字よりも多少多いか、然しこの部門に失業人口が殺到した不況時代程多くはな

ニ、自營 六〇〇萬

この部門には企業の所有者、獨立の自由職業者や有給經營者等が含まれるのであるが、この部門の六〇〇萬の雇傭政策に對する意義は他の如何なる部門よりも重大である。何故ならばこの六〇〇萬の内半分の三〇〇萬は企業の經營者即ち雇傭主達であつて直接に雇傭を行ひ或は企業政策を決定する人口であつて、その活動行動の如何は他の雇傭

量達成に基本的な影響を與えるからである。

次に三、七〇〇萬を收容する「不安定部門」の構成を見るに次の五種類となつてゐる。

- イ、製造工業、鑛業 一、五〇〇萬
- ロ、建築業 三五〇萬
- ハ、公共事業、運輸業 三五〇萬
- ニ、商業 九〇〇萬
- ホ、食糧並サービス産業 六〇〇萬
- 合計 三、七〇〇萬

以上の各産業部門は「不安定部門」と言われる如く、その産業活動の變動性が極めて高いのである。特に(イ)(ロ)の三者産業の盛衰は極めて激烈であり、従つて雇傭の變化も甚しい。

イ、製造工業、鑛業 一、五〇〇萬

「製造工業」は戦時中膨脹を來したのであるが、これを歴史的に見ると一九三二年頃の大不況時代にはこの部門の就業人口僅かに六〇〇萬に過ぎなかつたが、一九四〇年には一、〇〇〇萬人となり(一九二九年當時に同數)、一九四三年の戦時中には一、七〇〇萬人に激増しつゝある。故に戦後軍需の消滅と共に激減するものと思はれるが少く共一、四〇〇萬は確實な雇傭量と推定される。

「鑛業」一〇〇萬は一九二九年頃と同數であり、一九四〇年より多少多し數字である。

以上二者合計一、五〇〇萬となるが、此等の部門に於て一、四〇〇萬以下となる事は不況の開始、大量失業發生の前提と見ることが出來、一、五〇〇萬以上は繁榮を約束するものと考へて妥當である。戦後の現状を見るに昨

ヘンリー・ウォーレス著「六千萬人の雇傭」

一九四七度平均雇傭五、八〇〇萬と傳えられているのはこの部門の雇傭がウォーレスの豫期した如き戦後減少を來して居らず戦時雇傭水準を維持していることによるものと思はれる。

ロ、建築業 三五〇萬

この部門の三五〇萬は比率の點より見ると戦後最も顯著な膨脹を期待されているものである。戦時中は民間建築は一切禁止されたため、一時は雇傭人口僅かに五〇萬と激減したのであつてこの數字は大恐慌の底をついた時代に比較してさへ尙少なかつたのである。従つて戦後に於ける公私凡ゆる種類の建築活動は極めて活潑化するものと見られ、三〇〇萬乃至三五〇萬は寧ろ少なすぎると評する者もある。

ハ、公共事業並に運輸業 三五〇萬

この部門には三五〇萬乃至四〇〇萬の吸収が豫想されるのであるが、この數字は一九四〇年より多少多いが一九二九年と比較すれば殆んど同じである。特に鐵道關係の雇傭は、製造工業、鑛業、建築業活動に直接依存している。

ニ、商業 九〇〇萬

この部門に於ける雇傭はその他の産業の繁榮に直接依存するものであるが、一九二九年には約六〇〇萬を數え、戦時中可成り廣範圍の閉鎖を見たにも拘はらず尙七〇〇萬に達したのであるから戦後完全雇傭と戦前の短時間労働制度への復歸と共にこの部門に九〇〇萬の雇傭を期待することは不合理でないと思はれる。

ホ、金融業並サービス産業 六〇〇萬

殘餘の六〇〇萬は金融、娯樂その他のサービス産業に吸収される。一九二九年には約四〇〇萬であつたが、戦時中には四〇〇萬以下に減

少した。然し戦後この分野に五〇〇萬或は六〇〇萬の需要を見ることがも充分豫想されるところである。

以上の「不安定部門」に三、七〇〇萬の雇傭を吸収することは困難であると反對する論者は、一九四〇年に於けるこの部門の雇傭二、五〇〇萬を根據としているが、これは一九四〇年を正常な年度を認めるかどうかの問題に係つてゐる。即ち七四〇萬の失業人口を包藏してゐた一九三九年、一九四〇年を正常な經濟構造と認めこの失業人口を不可避的現象として是認すると共に且その後於ける經濟構造の變化發展を無視することが正しいかどうか。或は戦時中厩大化する生産機構が戦後如何なる再轉換の下に如何なる程度の操業を維持し得るか。或は又所謂過剰生産恐慌に陥るか。というが如き、米國經濟の本質論に關する問題に還元される譯であるが、ウォーレスは次に述べる如く完全雇傭達成のため必要とならば政府支出に基づく雇傭増加によつて總雇傭量を補強し得ること、従つて摩擦的失業は不可避的であるが、一九四〇年の七四〇萬の失業人口は正常ではないとするのである。

次に雇傭政策に關して政府の役割を述べてゐるが、それは完全雇傭達成上「製造工場」と「建築業」とは戰略的な意義を有してゐる、即ち、これらの部分に對して政府の政策と操作が完全雇傭達成上基本的な役割を持つてゐるといふことである。換言すれば政府は戦後の再轉換過程に於て此等産業に對し死活の權を握つて居り、茲にウォーレスの完全雇傭達成可能の目的論的合理的根據があると言ひ得るのである。

以上述べたところによつて大體ウォーレスの六、〇〇〇萬の雇傭が一九五〇年頃に如何に配分されるかの根據を見たのであるが、その配分の原則的方針は一九二九年或は一九四〇年の最近年に於ける好況時代を基準とし

て此等の時代の失業人口を經濟の成長と政府の助長政策によつて吸収しようとするものである。

尙最後に考慮すべきは失業人口の點であるが、この點に關してはケインズの摩擦的失業人口の不可避的現象論を取り入れ、一五〇萬乃至二〇〇萬の摩擦的失業人口を認めてゐる。しかしてこの六、〇〇〇萬の雇傭人口に人口統計の推計より導き出されたものである。そしてこの六、〇〇〇萬の雇傭に對して五、九〇〇萬以下に減少したる時は失業現象に對する警戒點を示し、五、八〇〇萬を下る時は重大な危機點を示すものとして認識すべき必要を力説し、完全雇傭と失業の危機の到來を數字的に暗示してゐる。

第一表 (一九四〇年に於ける雇傭人口の配分表(四〇頁―四一頁より引用))

雇傭區分	年度別	一九四〇年	一九五〇年
失業(摩擦的失業)		一四〇萬	一四〇萬
失業(一般失業)		六〇〇萬	なし
常備軍		六〇萬	二五〇萬
政府官吏		三九〇萬	四五〇萬
農業		九一〇萬	八〇〇萬
家庭勞務		二〇〇萬	二〇〇萬
自營		六四〇萬	六〇〇萬
製造工業・鑛業		一、〇九〇萬	一、五〇〇萬
公共事業・運輸業		一六〇萬	三五〇萬
建築業		二七〇萬	三五〇萬
商業		六一〇萬	九〇〇萬
金融業その他		三六〇萬	六〇〇萬
合計(雇傭人口)		四、六九〇萬	六、〇〇〇萬

五、國民豫算

前項で述べて来た如き完全雇傭と二、〇〇〇億弗總生産高の國民經濟構造は如何にして實現されるであらうか。このような雇傭計畫實現だけを目的とするならば大した困難はない。例えば全體主義國家に於ける計畫經濟によつて雇傭の割當、貨銀物價の固定その他國民生活全般に互る統制によつて容易に出来るし、又すべての人間に一人當り所要貨幣を無條件に支給する方法によつても完全雇傭の達成は可能であるが、何れも我々の取るべき途ではない。第三により現實的な政策として勞働の意思と能力を有する者にはすべて公共事業に政府が雇傭するという無制限の政府財政による膨脹的公共事業政策を行うことによつて非自發的失業を全部吸収し完全雇傭を達成出来る。然しこのような政策は國民の租稅負擔の過重と企業に於ける政府の競争を齎らすと共に政府の經濟への參加干渉の増大はやがて全體主義に陥るの危険が大であつてこれ亦賛成し難い。

そこで最も妥當な途は、前述の政策に於ける政府施策という統制主義と國民の經濟的自由主義との間に適切に均衡を取ること、換言すれば政府の完全雇傭推進の努力と自由企業制の維持の兩者の均衡を維持し得るが如き途を見出さねばならない。これに應えるものがウオーレス提案の「國民豫算」計畫の方法である。この「國民豫算」なるものは特にウオーレスの功績に歸すべき程のものでもなく又既に W. H. Beveridge がその著書 Full employment in a free society, 1944. に於て提案して居り、又フランクリン・ローズヴェルトの最後の教書に参考的に記載されたのである。特にウオーレスは本書に於てこのローズヴェルトの教書中國民豫算計畫を中心として論じてゐるのであるが或は當時この豫算計畫もウオーレスの企畫せし

ヘンリー・ウオーレス著「六千萬人の雇傭」

ものかとも推測されるのである。然し何れにしても茲でいう「國民豫算」とは、もとより單なる政府の財政豫算を意味するものでなく生産總額としての總國民所得の消費者、企業、財政の三者への支出の配分を示す國民經濟全體の豫算であり計畫である。然しそれはいうまでもなく國民經濟を計畫化するものでなく又計畫しようとするものでもなく、ウオーレスの場合は寧ろ完全雇傭状態を國民所得の支出者である消費者、企業、政府の三者の間に豫め適切な配分を行つた貸借豫算を作製して置き、これを羅針盤として經濟の動きをこの枠から外れないよう絶えず處分を加えて行くという一つの政策目標であると言つて差支えないであらう。換言すれば完全雇傭の維持、インフレーション、デフレーション防止のため、政府が必要な施策を講ずる場合この國民豫算に基いて具體的な對策を講じようとするものである。

この國民豫算は大統領が毎年一年若くは一年以上に互る豫算を計畫し、更に四半期毎に情勢の變化に對應して再檢討を行うことが必要である。そしてこの豫算を編成するに當つては過去の經驗と現在の傾向並びに各產業界の消費、投資等に關する報告に基き可成り正確な計畫を作製することが出来る。

それでは我々はこの國民豫算の編成に當り一九五〇年に於ける六、〇〇〇萬雇傭と二、〇〇〇億弗所得という大きな枠を内容的には如何なる構造を持たしめ又均衡を計らねばならぬだらうか。前にも述べた如くこの完全雇傭の成立ということの前提條件としてこの雇傭人口の生産する財貨とサービスの市場の存在が豫定されてゐるのであるが、これらの市場は個人消費者であり、企業であり、政府であるわけであるが、それではこの二、〇〇〇億弗は以上の三者の間に如何なる割合を以て配分されるべきである

が。この間の消費均衡が問題となつてくるのであるが、この問題が即ち完全雇傭の均衡の問題でもある。これに對しウォーレスはこの決定は何等困難な事でもなければ、大變な研究を要するものでもない。國民經濟的な枠が決つてゐる以上その内容については、只消費構成群の三者の何れかに重點を置いた形態を取るか或は中間形態的なものを取るかを決定しよへすればよいのであるという。

この形態について歴史的に例を取つて検討してみると、例えば第一次大戦後の不況を克服して大恐慌勃發の直前の好況時代一九二九年と今次大戦耐なりし一九四四年を比較して見るのに、聯邦政府豫算が國民豫算總額に對し占める比率が前者に於ては僅かに四〇%(四〇億弗)であつたのに對し後者に於ては殆んど五〇%を占めていた。従つて前述の構造形態の内容より見ると一九四四年は政府支出に最大の重點を志向したものと言うことが出来る。

だから我々の現在の目標である一九五〇年に於ける二、〇〇〇億弗國民所得と六、〇〇〇萬雇傭の國民豫算の下に聯邦豫算の均衡を保持するためには種々の形態があり得るわけであるが、先づローズヴェルトが議會に提出せる豫算教書に於て示した一九三九年度と一九四四年度との兩年度に於ける聯邦豫算と國民豫算を一表にして引用しその形態を研究して見よう。

第二表 聯邦豫算と國民豫算

一九三九會計年度		一九四四會計年度	
經濟	收入	支出	過不足
群	六三	六七	三四・五
所	得	支	出
消費者	支	出	過不足
時	蓄(+) 一	蓄(+) 一	蓄(+) 一
	(+) 五・六	(+) 五・六	(+) 五・九

企業	利潤並準備金		資本形成	收入超過(+)又は資本形成(-)	地方		聯邦		合計—總國民生産高
	歳入	歳出			歳入	歳出			
	八三	一〇九	一〇六	一八	八九	九二	六五	九三	二四
		(-) 二六				(-) 〇三			(-) 二八
									四・六
									四・六
									(-) 四・五
									〇

〔註〕 1. 六七頁より引用。

2. 政府支出中財貨、サービスに對するもの以外のもの。

3. 價格單位は十億弗で一九四五年價格にて計算。

右表の兩年度に於ける特徴的な差異、變化は

(イ) 一九四四年度に於ける總國民所得が一九三九年度に比し二倍以上に激増していること。

(ロ) 一九四四年度に於て政府の借入額が激増すること、即ち一九三九年度に於ける聯邦政府借入額は僅かに二八億に過ぎないのに比し一九四四年度に於ては消費者、企業、地方政府の貯蓄、利潤、剩餘金等の國民經濟の全剩餘分四七五億を借入使用していることは戦時の理由によるものにせよ國民豫算構造から言つて如何に政府支出中心であるかを示している。

(ハ) 然るに一九三九年に於ては總支出八八六億中、消費者支出が六一七億即ち七〇%を占め、極めて明瞭な「消費者型」の國民豫算形態を示し、一九四四年の戦時型と好対照をなしている。

以上述べる如く兩年度の國民豫算構造は一見してその不均衡が窺われるのであるが、戦後に於ては如何なる國民豫算型を選択すべきであらうか。これについてウォーレスは大體明瞭な既知項として次の二箇の基準を掲げ、これに基いて國民豫算の構造選擇の判斷の資料としいる。即ち

イ、聯邦政府支出

戦後当分の間聯邦政府が當然負擔してゆかねばならぬ支出として二〇〇億乃至二五〇億弗が所要であること。この内容は聯邦負債利子、復員者關係、常備軍、その他當然聯邦政府が負擔しなければならぬ項目の最低額を見積つてゐる。

ロ、國民生産高

一八九〇年以降概ね廿年毎に財貨並勤勞の生産高が倍加している。即ち一八九〇年約二五〇億弗、一九一〇年約五〇〇億弗、一九二九年約一、〇〇〇億弗となつて居り、従つて一九五〇年頃には二、〇〇〇億弗生産は可能であること。既に戦時中一九四四年に於て二、〇〇〇億生産の實績を示している。

以上の極めて現實的事實と傾向に基き、聯邦豫算の均衡、六、〇〇〇萬雇傭、二、〇〇〇億弗所得の三大目標を含む國民豫算構造の中であり得べき諸形態を検討しつゝ、ウォーレスは各經濟群の均衡と最大の生産力、最高生活水準を招來すべき形態を選択すべきことを主張している。

その諸形態は概ね左表の如く五箇のものが過去の經驗から想定されるわけである。

ヘンリー・ウォーレス著「六千萬人の雇傭」

第三表 六千萬の國民豫算構造

國民豫算の型	消費者支出	企業支出	政府支出	合計
一九二九年(決算)	七一	一八	一一	一〇〇
一九四四年()	九七	三	九八	一九八
一九五〇年の諸型				
一、一九二九年度型	一四二	三六	二二	二〇〇
二、政府型	一一〇	一五	六五	二〇〇
三、企業型	一三〇	三五	三五	二〇〇
四、消費者型	一四〇	二五	三五	二〇〇
五、消費者—企業型	一三五	三〇	三五	二〇〇

〔註〕 1. 價格單位は十億弗。

2. 一九五〇年はすべて一九四四年物價を以て表示。

3. 政府支出は州及地方政府を含む。

4. 企業支出を主として工場、機械施設、住宅その他の民間建築並びに輸出品に對する支出を含む。

右表に示された一九五〇年の五個の型の内「一九二九年度型」と「政府型」は前にも述べた如く均衡を失したものであつて例へば「政府型」の如きに於て民間支出が僅かに一五〇億に止まり、政府支出が前に述べた如く現實に三〇〇億弗限度であるとすれば總支出は一六五〇億弗となり、凡らくこの場合一、〇〇〇萬人以上の失業者を生ぜしめるであらうし、又無理にこの差額を全部政府支出に向けるならば、國民負擔は巨額となり國民や議會の承認を得ることは到底見込がない。

以上のやうに検討して見ると残る處は「企業型」と「消費者型」或はこの兩者の中間型の三者になるのであるが、「企業型」に於ては生産施設に過大の投資が行われ易くそれによつて生ずる増加生産物に對する追加購買力が必要となつて來るので寧ろ一、四〇〇億弗を消費支出する「消費者型」が望ま

しい事となつてくる。この場合の消費者支出額は戦時中の一九四四年の場合よりも約四〇億非多く又従來の平和時代よりも企業支出、政府支出共多いわけであるが、國民經濟の成長、完全雇傭を考慮に入れるならばこの程度の増加は合理的であると言つてよい。然し消費者支出に重點があるため、もし消費者が短期間に消費財でなく耐久消費費を過度に行うならば經濟界の均衡を破壊し不安定を招來する危険がある。この點から言えば或は以上の二箇の型の間安定型とも言うべき「消費者—企業型」を取るのが賢明であり、現實的であるというべきである。換言すれば消費者の購買力と企業の生産力との間に均衡が必要だと言ふことである。

尙以上の國民豫算に於ける構成經濟單位の消費者—企業—政府の三者の均衡という點で重要な役割を演ずるものとして政府の租稅政策をウォーレスは主張し、戦後に於ける課稅政策の目標を、國民生産を最大限に刺戟すると共に消費者購買力の減退を防止するが如きものでなければならぬ事と、前述の均衡的作用の具體例として小規模會社の課稅引下げ、社會保證稅の國家負擔等を主張していることは注目すべき點である。

六、結 論

以上述べ來つたウォーレスの完全雇傭政策論が更にアメリカに於て現實に實現されるための經濟外的條件として

(一) 國內並びに世界に於ける眞の平和の樹立

(二) 國內に於ける政府、企業、農民、労働の四者間の積極的協力

を擧げ、最後に彼は政治の經濟に對する重要性を論じ、賢明なる市民の賢明な政治家の選出こそ最も重大であり、そのために市民が心得べき左記の如き Civic Index 十ヶ條を掲げ、完全雇傭の實現による「より完全な生

活」を、優秀な政黨と政治家の努力によつてその實效を期せねばならないと言ふ。

1. 雇傭、投資の國民豫算を編成する責任を政府に與へること。
2. 私的創意の促進、消費の増加、租稅特權に對する公共の利益の保護のため減稅を行うこと。
3. 實質賃銀の維持と、最低水準の生活のための最低賃銀の引上げ。
4. 農村所得と消費を支持するため農産物價格の維持と消費促進のための工業生産品の價格調整。
5. 私的雇傭の支柱として溪谷開發、農村電化、土壤保全等のために聯邦投資を行い資源開發を促進すること。
6. 國の内外に於けるカルテル・トラスト・労働組合・農村組織等何れにせよ獨占的操作を抑壓して商業障壁を排除すること。
7. 政府の住宅建築機關の調整の下にあらゆる人民層に適切な住宅確保のための住宅計畫を準備すること。
8. 失業・老齡保險の一般化、健康保險の普遍化と適切な醫療施設、公衆衛生サービスの擴充等によつて社會保護と健康保險を擴充すること。
9. 聯邦政府の援助の下に全國的に教育の平等を促進すること。
10. 人種的、宗教的無差別待遇と國際間の好意と協力を醸成して國內外に於ける安全を保證すること。

以上を以てウォーレス紹介を終了したわけであるが、一應彼の所論について二三の所感を述べて置こう。

完全雇傭政策或は雇傭理論と言われている經濟的施策の論據は周知の如くケインズに出發しているのであるか、完全雇傭成立の根本前提條件が設定されていることは注意せねばならない。即ち完全雇傭を實現する如く

努力が要望せられる時には不安全雇傭状態にある譯であるが、この場合不完全雇傭にあるのは労働のみでなく凡ゆる生産手段、生産資源をも含んでゐるのである。然るに若し凡てが完全雇傭状態にある時、政府の公共投資の如き施策によつて追加購買力が市場に賦與されるならば單に物價騰貴を惹き起しインフレーションの危機を醸成することとなる。ケインズが一九三〇年名著貨幣論出版後「一般理論」再版の一九三六年に至る數年間は、世界が一九二九年以來の大恐慌下に無數の労働者は職を失ひ、遊休生産設備は徒らに塵埃の中に眠つていた時代であつて、この言わば「豊富の中の貧困」を眺めたケインズがこの不況打開策として不完全雇傭の労働、生産手段、生産資源の完全雇傭理論を研究したのである。翻つて若し日本の現状を見る時、寧ろ現状は戦争の破壊作用により生産力は、最低水準の生活支持の力迄も喪失してゐると考えられ、その結果ある意味では完全雇傭の状態にありとも言ひ得られ雇大なる財政的追加購買力は、不完全雇傭を雇傭化すべき何物もなく、只徒らに物價を上昇せしめインフレーションを破局化に導く以外の何物でもないと言ひ得られるのではなからうか。

次にウォーレスは政府投資を控へ目に主張しつつも尙これが重要な役割を力説し特に巨額の支出を要すべき資源開發例えば溪谷開發の如きに雇傭増加を大いに期待してゐるが、かゝる場合政府支出は当然莫大ものとなり、財政的負擔の問題となつて来る。ウォーレスの反對論者達もこの點に於て賛成し得ない根據を見出しているのであるが、彼は公債主義を唱へ、公債の増加は決して心配の要らぬ事、一つの社會經濟は常に成長してゐるのであつてその成長と共に公債の負擔能力も大となるのであるから公債累増は決して經濟發展を害するものではないと言つてマコーレ卿の言を引用し極めて簡単に財政問題を片附けてゐるが、戦後アメリカの國家負債が三、

〇〇〇億を超過している事、又戦後三年目の今日アメリカに於てもインフレの問題が大きく切實な國民の關心となつてゐる現状に於て果してウォーレスの言う如く公債膨脹を手放しに樂觀出来るであらうか。かゝる見解もケインズがその著「The means to prosperity, 1933」に於て述べた不均衡財政の肯定論に通ずるものがあるが、然し完全雇傭に近い好況時に於て一層の生活水準の向上或は無限の需要のために生産力がフルに近い操業を行いつゝある時、更に擴充するため政府投資が行われるとしたら、必要以上の追加購買力を放出する事となり、インフレへの危機を表現するに至るのではなからうか。何れにせよウォーレスの財政論がウォール街に於て可成り強力な反對のある事は尙檢討の餘地あるものと言わねばならない。

然しながら彼が「國民豫算」なる國民經濟全般にわたる計畫的圖式の中で民間企業の推進を母胎として財政政策を實施して行こうとする考えは、最も現實的であり、危険性の少いものであつてその運営宜しきを得れば、或はかゝる經濟運營の中にアメリカ資本主義の成熟を否定し、更に躍進すべき鍵を発見するのではなからうか。(四三二、四三三、四三四)

外國書籍の入手し難い析柄參考のため本書の目次を掲載して置く。

Part one. the people's peace

1. the climate of full employment and peace
2. setting the sights
3. the high cost of failure

Part two. the sixty million jobs

1. the component parts
2. the interdependence of the parts

Part three. the American approach to abundance

1. the framework of freedom
2. keeping free enterprise free

Part four. new frontiers of abundance

1. the backlog of abundance
2. new horizons in industry
3. new frontiers abroad

Part five. the budget for abundance

1. the nation's budget for full employment
2. balancing the nation's budget
3. the low cost of full employment

Part six. the fuller life for all

調査部長の更迭

昭和二十二年十月十六日調査部長左右田技官死去のため本多技官が後任調査部長として同日付を以つて發令された。

前調査部長左右田武夫氏は昭和四年東京帝國大學經濟學部を卒業後財團法人協同會、財團法人人口問題研究會を経て昭和十四年八月人口問題研究所の創立せらるゝと同時に任官、昭和二十一年五月研究所の改組と同時に調査部長となり戦後の我が國人口問題の調査研究の企劃指導に當り特に農村人口收容力調査や産兒制限實際調査の立案及び施行につくされるところ極めて大きかつた。

研究報告會の開催

昭和二十二年第四四半期における定例研究報告會の報告題目、及報告者名は次の如くである。

- 十月三日 篠崎技官 身體的特長及生物學的遺傳
- 十月十日 篠崎技官 健康と身體的發展
- 十月二十四日 本多技官 國家資源調査局人口問題委員會報告

「アメリカの生活における文化的多様性について」
十一月十四日 中島技官

奈良の農村調査報告
十一月二十一日 鹽月囃託

精神、神經病學最近の傾向
十一月二十八日 黑田囃託

ウオーレス「六千萬人の雇傭」
十二月五日 中島技官

農家の生活形態と人口收容力
十二月二十二日 三國技官

將來における産業別人口の推計
三國技官

研究資料の作成

昭和二十二年第四四半期において作成した人口問題研究資料の資料番號、題目及び執筆者は左の如くである。

- (18) 過剩人口論の史的展望 其の二 執筆者
- (19) リューメリンの過剩人口論 三國技官
- (20) パーバ・ワードの植民地バランスシート論 島村技官
- (21) 年齢別子女扶養費に就いて 三國技官
- (22) 産兒制限實際調査結果の概要 篠崎技官
- (23) アメリカ人口問題資料 其の一 島村技官
- (24) アメリカ人口問題資料 其の二 篠崎技官
- (25) アメリカ人口問題資料 其の三 篠崎技官
- (26) アメリカ人口問題資料 其の四 本多技官
- (27) アメリカ人口問題資料 其の五 中島技官

(27) アメリカ人口問題資料 其の六 中島技官

(28) アメリカ人口問題資料 其の七 本多技官

(29) フェアチャイルドの移民無効論について 島村技官

(30) ワードの日本移民不必要論について 島村技官

研究所官制の一部改正

昭和二十二年十二月二十七日政令第二百八十六號厚生省官制中改正により本研究官制の一部も改正された。之を掲ぐれば左の如くである。

厚生省官制中改正 (昭和二十二年十二月二十七日政令第二百八十六號)

第一條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第十條 厚生事務官の部中「專任二百九十三人 專任千八百八十八人」を

「專任三百三十二人 專任二千四百七十九人」に、同條厚生技官の部中「專任二千六百八十二人」を「專任二千六百八十八人 專任二千二百二十人」を「專任二千二百二十七人」に改める。

第二條 引揚援護院官制の一部を次のように改正する。

第二條 厚生事務官の部中「專任百四十八人」を「專任百六十三人」に改める。

第三條 衛生試驗所官制の一部を次のように改正する。

第三條 衛生事務官の部中「專任三人」を「專任六人」に改める。

第四條 國立少年教護院官制の一部を次のように改正

に改める。

する。

第二條厚生事務官の部中「専任二人」を「専任五人」に改める。

第五條 公衆衛生院官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任四人」を「専任七人」に改める。

第六條 人口問題研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「専任二人」を「専任五人」に改める。

第七條 検疫所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任二十七人」を「専任四十二人」に改める。

第八條 国立染毒研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條第一項厚生事務官の部中「専任三人」を「専任六人」に改める。

第九條 予防衛生研究所官制の一部を次のように改正する。

第二條厚生事務官の部中「専任十人」を「専任十三人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

生活保護法並に施行令等の公布

政府は現下の社會經濟情勢に鑑み、民主々義的な社會福祉を増進するため、昭和二十一年九月七日附を以て生活保護法を公布し、同年十月一日より施行することとなり、夫々、同年九月十九日附で同法施行令 九月二十日附で同令施行規則を公布した。

生活保護法 (昭和二十一年九月七日) 法律 第十七號

第一章 總 則

第一條 この法律は、生活の保護を要する状態にある者の生活を、國が差別的又は優先的な取扱をなすこととなく平等に保護して、社會の福祉を増進することを目的とする。

第二條 左の各號の一に該当する者には、この法律による保護は、これをなさない。

- 一 能力があるにもかかわらず、勤勞の意思のない者、勤勞を怠る者その他生計の維持に努めない者
- 二 素行不良な者

第三條 扶養義務者が扶養をなし得る者には、急迫した事情がある場合を除いては、この法律による保護は、これをなさない。

第二章 保護機關

第四條 保護は、保護を受ける者の居住地の市町村長（東京都の區のある區域においては東京都長官とする。以下同じ。）、居住地がないか、又は明かでないときは、現在地の市町村長が行ふ。

第五條 民生委員令による民生委員は、命令の定めるところにより、保護事務に關して市町村長を補助する。

第三章 保護施設

第六條 この法律において保護施設とは、この法律による保護を目的とする施設又はこの法律による保護を受ける者の援護のために必要な施設をいふ。

前項の援護とは、宿所の提供その他この法律による保護を全うするため必要な事項で命令をもつて定めるものをいふ。

第七條 市町村が保護施設を設置しようとするときは、その設備について、地方長官の認可を受けなければならない。

市町村以外の者（都道府縣を除く。以下同じ。）が保護施設を設置しようとするときは、地方長官の認可を受けなければならない。

第八條 前條第二項の規定により設置した保護施設は、市町村長が保護又は援護のため行ふ委託を拒むことができない。

第九條 この法律で定めるものの外、保護施設の設置、管理、廢止その他保護施設に關して必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 保護の種類、程度及び方法

第十條 保護は、生活に必要な限度を超えることができない。

第十一條 保護の種類は、左の通りである。

- 一 生活扶助
- 二 醫療
- 三 助産
- 四 生業扶助
- 五 葬祭扶助

前項各號の保護の程度及び方法は、勅令でこれを定める。

第十二條 市町村長は、必要と認めるときは、保護を受ける者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は私人の家庭若しくは適當な施設に收容を委託する。

託することができる。

第十三條 市町村長は、保護を受ける者の親権者又は後見人がその権利を適切に行はない場合は、その異議があつても、前條の規定による處分をなすことができる。

第十四條 保護施設の長は、命令の定めるところにより、その施設に收容された者に對して、適當な作業を行はせることができる。

第十五條 第十二條の規定により收容され、又は收容を委託された未成年者については、親権者及び後見人の職務を行ふ者がないときは、市町村長又はその指定した者が、命令の定めるところにより、後見人の職務を行ふ。

第十六條 市町村長は保護を受ける者に對して、勤務その他生計の維持に必要なことに關して指示をなすことができる。

第十七條 保護を受ける者が死亡した場合は、命令の定めるところにより、葬祭を行ふ者に對して、葬祭費を給することができる。

保護をうける者が死亡した場合に、葬祭を行ふ者がないときは、保護をなした市町村長が、葬祭を行はなければならない。

第五章 保護費

第十八條 保護を受ける者が同一の市町村に一箇年以上引續いて居住する者であるときは、保護に要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

保護を受ける者が東京都の區のある區域に居住する者であるときは、保護に要する費用は、東京都の負擔とする。

第十九條 保護を受ける者が左の各號の一に該當する者であるときは、その居住期間が一箇年に満たない場合においても、保護に要する費用は、その居住地の市町村の負擔とする。

一 夫婦の一方が居住一箇年以上であるとき、同居の他の一方

二 父母その他の直系尊屬が居住一箇年以上であるとき、同居の子その他の直系卑屬

三 子その他の直系卑屬が居住一箇年以上であるとき、同居の父母その他の直系尊屬

第二十條 第十八條第一項及び前條に規定する期間の計算については、命令の定めるところによる。

第二十一條 保護に要する費用が第十八條第一項及び第十九條の規定により市町村の負擔とならない場合は、その費用は、保護を受ける者の居住地の都道府縣の負擔とする。

保護を受ける者の居住地がないか、又は明かでないときは、保護に要する費用は、その者の現住地の都道府縣の負擔とする。

第二十二條 第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭に要する費用の負擔に關しては、第十八條乃至前條の規定を準用する。

第二十三條 第五條の規定により民生委員が職務を行ふため必要な費用は、市町村（東京都の區のある區域に置かれる民生委員については東京都とする。）の負擔とする。

第二十四條 都道府縣が設置した保護施設及び第七條の規定により市町村又は市町村以外の者が設置した保護施設の事務費は、命令の定めるところにより、

第十八條、第十九條及び第二十一條の規定によりその施設で保護又は援護を受ける者の保護に要する費用を負擔する市町村又は都道府縣がこれを負擔する。

第二十五條 第二十一條及び第二十二條の規定により

都道府縣が負擔する費用は、保護を行つた地の市町村が、一時これを繰替支辨しなければならない。

第二十六條 都道府縣は、命令の定めるところにより、第七條第二項の規定により市町村以外の者が設置した保護施設の設備に要する費用に對して、その

四分の三を補助しなければならない。

第二十七條 都道府縣は、命令の定めるところにより、左の費用に對して、その四分の一を補助しなければならない。

一 第二十三條の規定により市町村が負擔した費用

二 第七條第一項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用

第二十八條 都道府縣は、命令の定めるところにより、第十八條第一項、第十九條、第二十二條及び第二十四條の規定により市町村が負擔した費用に對して、その十分の一を補助しなければならない。

第二十九條 國庫は、命令の定めるところにより、第十八條、第十九條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定により市町村又は都道府縣が負擔した費用に對して、その十分の八を補助する。

第三十條 國庫は、命令の定めるところにより、第二十六條の規定により都道府縣が負擔した費用に對して、その三分の二を補助する。

第三十一條 國庫は、命令の定めるところにより、左

の費用に對して、その二分の一を補助する。

一 第二十三條の規定により市町村又は東京都が負擔した費用

二 都道府縣が設置した保護施設及び第七條第一項の規定により市町村が設置した保護施設の設備に要する費用

第三十二條 保護を受ける者に資力があるにもかかわらず保護をなしたときは、保護に要する費用を負担した市町村又は都道府縣は、その費用の全部又は一部を徴收することができる。

第三十三條 保護を受けた者が保護に要した費用を償する資力を有するやうになつたときは、保護の費用を負担した市町村又は都道府縣は、保護を廢止した日から五箇年以内、その費用の全部又は一部の償還を命ずることができる。

第三十四條 保護を受ける者に對して民法により扶養の義務を履行しなければならぬ者があるときは、その義務の範囲内において、保護に要する費用を負担した市町村又は都道府縣は、その費用の全部又は一部をその者から徴收することができる。

前項の規定による費用の徴收に關して争があるときは、民事訴訟による。

第三十五條 保護を受ける者が死亡したときは、市町村長は、命令の定めるところにより、遺留の金銭を保護に要した費用、第十七條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭に要した費用に充て、なほ足りないときは、遺留した物品を賣却して、これに充てることができる。

第六章 雜 則

第三十六條 保護を受ける者が左の各號の一に該當するときは、市町村長は、保護をなさないことができる。

一 この法律又はこの法律に基いて發する命令により市町村長又は保護施設の長がなした處分又は指示に従はないとき

二 正當な理由がなく保護に關する檢診又は調査を拒んだとき

第三十七條 第七條第二項の規定により設置した保護施設が、この法律若しくはこの法律に基いて發する命令又はこれに基いてなす處分に違反したとき、地方官は、同項の認可を取り消すことができる。

第三十八條 この法律により給與を受けた保護金品を標準として、租税その他の公課を課することができる。

第三十九條 この法律による保護金品は、既に給與を受けたものであるとないにかかはらず、これを差し押へることができる。

第四十條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の建物及び土地に對しては、有料で使用させるものを除いては、租税その他の公課を課することができる。

一 主として保護施設のために使ふ建物
二 前號の建物の敷地その他主として保護施設のために使ふ土地

第四十一條 詐偽その他不正な手段により保護を受け、又は受けさせた者は、六箇月以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處する。

第四十二條 この法律中町村に關する規定は、町村制

を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者にこれを適用する。

附 則

第四十三條 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四十四條 救護法、軍事扶助法、母子保護法、醫療保護法及び戰時災害保護法は、これを廢止する。

第四十五條 救護法第七條若しくは母子保護法第九條第二項の規定により設置した施設又は醫療保護法第六條の規定により經營する施設（都道府縣の施設を除く。）で、この法律施行の際現に存するものは、この法律施行の日から二箇月間を限り、第七條の規定による認可を受けなくても、同條の認可を受けた保護施設とみなす。

前項の施設の設置者が同項の期間内に第七條の認可を申請した場合において、その申請に對する認可又は不認可の處分の日までも、また同項と同様である。

第四十六條 北海道舊土人保護法の一部を次のやうに改正する。

第四條乃至第六條 削除

第八條中「第四條乃至前條」を「前三條」に改める。

第四十七條 罹災救助基金法の一部を次のやうに改正する。

第十五條ノ二中「救護法施行」を「生活保護法施行」に改める。

生活保護法施行令（昭和二十一年九月十九日勅令第四百三十九號）

第一條 民生委員は、保護に關して必要な調査をしな
ければならない。

民生委員は、保護を受ける者について、市町村長
(東京都の區のある區域においては東京都長官とす
る。以下同じ。)にその狀況を通知し、且つ、必要な
保護の種類、程度若しくは方法又は保護の廢止、停
止若しくは變更に關して意見を具申しなければなら
ない。

第二條 生活扶助は、金錢又は物品の給與によつてこ
れを行ふ。

第三條 生活扶助のため給與する金錢又は物品は、一
箇月分以内を限度としてこれを前渡しする。

保護の廢止、停止又は變更の場合において、保護
を受ける者が已むを得ない事由により前渡しした金
錢又は物品を費用し、又は喪失し、且つ返還の資力
がないときは、これを返還させないことができる。

保護の廢止、停止又は變更の場合において、前渡
した金錢又は物品中返還させなければならぬもの
については、これに相當する額を後に給與するも
のから減ずることができる。

第四條 醫療の範圍は、左の通りとする。

一 診療

二 藥劑又は治療材料の支給

三 處置、手術その他の治療

四 看護

第五條 助産の範圍は、左の通りとする。

一 分娩の介助

二 分娩前及び分娩後の處置

三 看護

第六條 醫療又は助産は、保護施設、厚生大臣の指定
した醫療施設又は市町村長の指定した醫師、齒科醫
師若しくは産婆についてこれを受けさせる。但し、
急迫した事情がある場合においては、市町村長の指
定しない醫師、齒科醫師又は産婆についてこれを受
けさせることができる。

第七條 醫師又は齒科醫師が處方箋を交付したとき
は、市町村長の指定した藥劑師について藥劑を受け
させる。

第八條 生業扶助は、生業に必要な資金、器具若しく
は資料の給與若しくは貸與をなし、又は生業に必要
な技能を受けることによつてこれを行ふ。

第九條 葬祭扶助は、葬祭に必要な金錢の給與又は器
具の給與若しくは貸與によつてこれを行ふ。

第十條 保護のため支出する費用、生活保護法第十七
條第一項の葬祭費及び同條第二項の規定による葬祭
のため支出する費用の程度は、厚生大臣の認可を受
け、地方長官が、これを定める。

第十一條 保護のため保護を受ける者の移送をなした
場合においては、その實費を支出することができる。

第十二條 生活保護法第十五條の規定により市町村長
又はその指定した者が後見人の職務を行ふ場合にお
いては、後見監督人及び親族會の職務權限は、その
市町村長がこれを行ふ。

第十三條 都道府縣が設置した保護施設及び生活保護
法第七條の規定により市町村又は市町村以外の者が
設置した保護施設の事務費についての市町村又は都
道府縣の負擔は、各年度におけるその施設の事務費

の額から、その費用のための寄附金その他の収入の
額を控除した精算額を、その施設において保護又は
援護を受ける者の延人員數を標準として按分負擔す
る。

前項の規定により控除しなければならない金額が
その年度における事務費の額を超過した場合におい
ては、その超過額は、後年度における支出額からこ
れを控除する。

保護施設が他の目的に利用された場合において
は、第一項の精算額は、保護又は援護のため利用さ
れた程度を標準としてこれを定める。

第十四條 生活保護法第七條の規定により市町村又は
市町村以外の者が設置した保護施設の設備に要する
費用に對する都道府縣の補助は、保護施設の創設
費、改良費、擴張費、修理費及びこれに伴ふ初年度調
辨費の合計額から、その費用のための寄附金その他
の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。
保護施設が他の目的に利用される場合において
は、前項の精算額は、保護又は援護のため利用され
る程度を標準としてこれを定める。

第十五條 生活保護法第二十三條の規定により市町村
が負擔した費用に對する都道府縣の補助は、各年度
において市町村が民生委員に關して支出した費用の
額から、その年度におけるその費用のための寄附金
その他の収入の額を控除した精算額に對してこれ
を行ふ。

第十三條第二項の規定は、前項の場合にこれを準
用する。

第十六條 生活保護法第十八條第一項、第十九條、第

二十二條及び第二十四條の規定により市町村が負擔した費用に對する都道府縣の補助は、各年度において市町村が保護に要した費用、葬祭費として支出した費用、葬祭に要した費用及び保護施設の事務費として支出した費用の合計額から、その年度において生活保護法第三十二條乃至第三十五條の規定により徴收し、償還させ又は充當した金額及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

第十三條第二項の規定は、前項の場合これを準用する。

第十七條 前三條の規定は、國庫の補助について、これを準用する。

第十八條 生活保護法第二十六條の規定により都道府縣が負擔した費用に對する國庫の補助は、生活保護法第七條第二項の規定により市町村以外の者の設置した保護施設の設備に要する費用に對する都道府縣の補助費の額から、その補助費のための寄附金その他の収入の額を控除した精算額に對してこれを行ふ。

第十九條 生活保護法第二十六條乃至第三十一條の規定による都道府縣及び國庫の補助金の額は、第十四條乃至前條の場合における控除額にこれを算入しない。

第二十條 第十四條乃至前條の規定により交付した都道府縣及び國庫の補助金は、左に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができ

一 保護施設が生活保護法若しくは同法に基いて發

する命令又はこれに基いてなす處分に違反したとき

二 保護施設の事業の全部若しくは一部を廢止し、又は當初豫定した目的以外の用途に利用するやうになつたとき

三 補助金交付の條件に違反したとき

四 詐偽の手段を以て補助金の交付を受けたとき

第二十一條 保護を受ける者が收容保護を受け、又は保護施設において宿所の提供を受けるときは、生活

保護法第十八條第一項及び第十九條の期間計算については、收容又は宿泊の期間は、收容され、又は宿所の提供を受けるやうになつた時までの居住地における居住の期間とする。

第二十二條 この勅令中、町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は、町村長に準ずる者に、これを適用する。

附則

第二十三條 この勅令は、生活保護法施行の日から、これを施行する。

第二十四條 この法律施行の際厚生大臣の指定した保護事業の保護を受けてゐる者が引き続き生活保護法による保護を設けるときは、同法第十八條第一項及び第十九條の期間計算については、當該保護事業の保護を受けてゐる期間は、その保護を受けるやうになつた時までの居住地における居住の期間とする。

第二十五條 救護法施行令、軍事扶助法施行令、母子保護法施行令、醫療保護法施行令及び戰時災害保護法施行令は、これを廢止する。

第二十六條 昭和十三年勅令第四百四十五條の一部を次のやうに改正する。

第二條第一號中「救護法、母子保護法」を「生活保護法」に改め、同條第二號を削除する。

第二十七條 昭和二十年勅令第五百六十六號の一部を次のやうに改正する。

附則第三項を削る。

生活保護法施行規則

(昭和二十一年九月二十日 厚生省令第三十八號)

第一條 生活保護法第六條の授護とは、左のものをいふ。

一 宿所を提供する事業

二 託兒事業

三 授産事業

第二條 生活保護法第七條の規定による認可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名稱、種類及び位置

二 建物その他設備の規模、構造

三 事業經營の方法及び收支豫算

四 事業開始の豫定日

五 設備に要する經費

生活保護法第七條第二項の規定による認可申請書には、左の事項を記載した書類を添附しなければならない。

一 設置する者の履歴及び資産狀況

二 法人又は團體においては定款、寄附行爲その他の規約

第三條 保護施設を設置した者がその事業を開始したときは、直ちにその旨を地方長官に届出でなければ

ならない。

ならない。

第四條 保護施設を設置した者がその管理規則を設けたときは、これを地方長官に届出でなければならぬ。その者がこれを變更したときも同じである。

第五條 保護施設を設置した者が、これを廢止しようとするときは、左の事項を記載して地方長官の許可を受けなければならない。

一 廢止の事由

二 保護又は援護を受ける者の處置

三 財産の處分

第六條 地方長官は、保護施設から必要な報告を提出させ、又はその設備、事業若しくは會社の状況を調査することができる。

第七條 生活保護法第十四條の規定による作業は、保護を受ける者の能力に應じたものでなければならぬ。

地方長官は、必要を認めるときは、前項の作業を制限し又は禁止することができる。

第八條 保護の申請は、左の事項を記載して本人又は親族その他の縁故者がこれをなさなければならぬ。

い。

一 保護を必要とする者の氏名、生年月日及び職業

二 居住地及び居住期間又は現在地

三 保護を必要とする事由

市町村長（東京都の區のある區域においては東京都長官とする。以下同じ。）が必要と認めるときは、前項の規定による申請がない場合と雖も保護を行はなければならない。

第九條 左の場合においては、保護を受ける者（收容

保護を受ける者を除く）は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならぬ。

一 居住地又は現在地に異動があつたとき

二 世帯の構成に異動があつたとき、又は收支の状況に著しい異論があつたとき

三 保護を必要とする事由が消滅したとき

保護を受ける者が死亡したときは、同じ世帯にある者は、直ちにその旨を市町村長に届出でなければならぬ。

第十條 市町村長は、保護を受ける者の收容の委託を受けた者から、必要な報告を提出させ、又はその状況を視察することができる。

第十一條 左の場合においては、保護を受ける者の收容の委託を受けた者は、直ちにその旨を市町村長に提出でなければならぬ。

一 保護を受ける者が死亡したとき

二 保護を受ける者が生活保護法第二條又は同法第三十六條各號の一に該當すると認められたとき

三 前二號に掲げる場合の外保護の廢止、停止は變更を要すると認められたとき

第十二條 市町村長は、その指定した醫師、歯科醫師、藥劑師又は産婆から必要な報告を提出させることができる。

第十三條 生活保護法第十七條第一項の規定による葬祭費支給の申請書には、左の事項を記載し、且つ葬祭費の額を證する書類を添附しなければならない。

一 死亡者の氏名

二 死亡及び葬祭の年月日

三 葬祭費の額

四 死亡者との續柄

第十四條 都道府縣又は市町村が保護の費用を徴収する場合においては、その費用の計算書を添へ、納付することを要する金額及びその期限を指定しなければならない。

第十五條 生活保護法第三十五條の規定により、市町村長が遺留物品を賣却する場合には、これを競争入札に附さなければならない。

有價證券及び見積價格百圓未満の物品は、競争入札に附さないで賣却することができる。前項の規定により競争入札に附しても落札者がなかつたときも同じである。

第十六條 この省令中町村に關する規定は、町村制を施行しない地においては町村に準ずるものに、町村長に關する規定は町村長に準ずる者にこれを適用する。

附則

第十七條 この省令は、生活保護法施行の日から、これを施行する。

第十八條 救護法施行規則、母子保護法施行規則、醫療保護法施行規則及び戰時災害保護法施行規則は、これを廢止する。

第十九條 昭和二十年厚生、陸軍、海軍、文部省令第一號の一部を次のやうに改正する。

附則第二項を削る。

兒童福祉法の制定

政府は次の世代を担当すべき兒童の保護の徹底を期するため、二十二年十二月十二日法律第六十四號を

以て児童福祉法を制定公布したが、その全文は次の通りである。

児童福祉法 (昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

第一章 總 則

第一條 すべて國民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二條 國民及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三條 前二條に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に關する法令の施行にあつて、常に尊重しなければならない。

第一節 定 義

第四條 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳兒 満一歳に満たない者
- 二 幼兒 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

第五條 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六條 この法律で、保護者とは、親権者(親権者のないときは、後見人とする。以下同じ。)その他の者

で、児童を現に監護する者をいう。

第七條 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳兒院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設及び教護院とする。

第二節 児童福祉委員会

第八條 児童及び妊産婦の福祉に關する事項を調査審議するため、中央児童福祉委員会及び地方児童福祉委員会を置く。

地方児童福祉委員会は、都道府縣ごとに、これを置く。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の、地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の管理に属する。

中央児童福祉委員会は、厚生大臣の諮問に答え、又は關係各大臣に意見を具申することができる。

地方児童福祉委員会は、都道府縣知事の諮問に答え、又は關係行政廳に意見を具申することができる。

児童福祉委員会は、特に必要があると認めるときは、關係行政廳に対し、所屬職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第九條 中央児童福祉委員会は、委員四十五人以内で、地方児童福祉委員会は、委員二十人以内でこれを組織する。

児童福祉委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

中央児童福祉委員会又は地方児童福祉委員会の委員及び臨時委員は、關係行政廳の官吏又は吏員、児童の保護、保健その他福祉に關する事業に従事する

者及び学識経験のある者の中から、厚生大臣又は都道府縣知事が、夫々これを命ずる。

児童福祉委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。

第十條 この法律で定めるものの外、委員の任期及び委員長の職務その他児童福祉委員会の運営に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 児童福祉司及び児童委員

第十一條 都道府縣に、児童福祉司を置く。

児童福祉司は、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に關する事項について、相談に應じ、必要な注意を與える等これらの者の福祉増進に努める。

児童福祉司は、都道府縣知事の定める担当区域により、前項の職務を行う。

児童福祉司は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充て、児童及び妊産婦の保護、保健その他福祉に關する事業につき経験又は学識のある者の中から、これを任用しなければならない。

第十二條 市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域に児童委員を置く。

児童委員は、児童福祉司の行う職務につき、これに協力するものとする。

民生委員命による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

児童委員は、都道府縣知事の指揮監督を受ける。

第十三條 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、第十一條第三項に規定する事項に關して、児童福祉司及び児童委員に意見を述べることができ

第十四條 この法律で定めるものの外、児童福祉司の任用級級その他児童福祉司及び児童委員に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 児童相談所

第十五條 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

児童相談所は、児童の福祉増進について相談に應じ、必要があるときは、児童の資質の鑑別を行うことを目的とする。

第十六條 児童相談所には、所長及び所員を置く。

所長及び所員は、事務吏員又は技術吏員を以て、これに充てる。

所長は、都道府県知事の監督を受け、所務を掌理する。

所員は、所長の監督を受け、前條に規定する相談又は鑑別を掌る。

児童相談所には、第一項に規定するものの外、必要な職員を置くことができる。

第十七條 児童相談所には、必要に應じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない。

第十八條 この法律で定めるものの外、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二章 福祉の措置及び保障

第十九條 都道府県知事は、妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、保健所又は医師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に關し、保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

妊産婦及び乳児又は幼児の保護者は、保健所又は

医師、助産婦若しくは保健婦につき、妊娠、出産又は育児に關し、保健指導を受けなければならない。

都道府県知事は、乳児又は幼児に対して、健康診査を施行することができる。

都道府県知事は、経済的理由により、保健指導を受ける費用を負担することができない妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対しては、命令の定めるところにより、その費用を代わつて負担する措置をとらなければならない。

第二十條 妊娠した者は、速やかに、医師又は助産婦の妊娠証明書を添え、市町村長に妊娠の届出をしなければならぬ。但し、附近に医師及び助産婦がない等やむを得ない事由があるときは、医師又は助産婦の妊娠証明書を添えることを要しない。

第二十一條 都道府県知事は、命令の定めるところにより、前條の規定により、妊娠の届出をした者に対して、母子手帳を交付しなければならない。

妊産婦が、保健所又は医師、助産婦若しくは保健婦につき、保健指導を受けたときは、その都度、母子手帳に保健指導上必要な事項の記載を受けなければならない。乳児又は幼児の保護者が、保健所又は医師助産婦若しくは保健婦につき、乳児又は幼児の保健指導を受けたときも、また同様である。

この法律で定めるものの外、母子手帳に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第二十二條 市町村長は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせなくてはならない。但し、附近に助産施設

がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十三條 市町村長は、保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認めるときは、その保護者及び児童を母子寮に入所させて保護しなければならない。但し、附近に母子寮がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十四條 市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児又は幼児の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第二十五條 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童を発見した者は、これを児童相談所又はその職員に通告しなければならない。但し、少年審判所の保護処分をなすべき児童については、この限りでない。

第二十六條 児童相談所長は、前條の規定による通告を受けた児童について、必要があると認めるときは、左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 第二十七條の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること

二 児童又はその保護者を児童福祉司又は児童委員に指導させること

前項第一号の規定による報告書には、児童の住

所、氏名、年齢、履歴、性行、健康状態その他児童の福祉増進に関し、参考となる事項を記載しなければならぬ。

第二十七條 都道府縣知事は、前條第一項第一号の規定による報告のあつた児童につき、命令の定めるところにより、左の各号の一の措置をとらなければならぬ。

一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書提出させること

二 児童又はその保護者を児童福祉司又は児童委員に指導させること

三 児童を里親（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を養育することを希望する者であつて、都道府縣知事が、適當と認める事をいう。以下同じ。）に委託し、又は乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設若しくは教護院に入所させること
前項第三号の措置は、児童に親権者があるときは、その親権者の意に反して、これをとることができない。

第二十八條 保護者が、その児童を虐待し、又は著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に触れ、又は触れる虞のある場合においては、前條第一項第三号の措置をとることが児童の親権者の意に反するとき、都道府縣知事は、左の各号の措置をとることができぬ。

一 保護者が親権者であるときは、家事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとること

二 保護者が親権者でないときは、その児童を親権

者に引き渡すこと。但し、その児童を親権者に引き渡すことが児童の福祉のため不適當であると認めるときは、家事審判所の承認を得て、前條第一項第三号の措置をとること

前項の承認は、家事審判法の適用に関しては、これを同法第九條第一項甲類に掲げる事項とみなす。

第二十九條 都道府縣知事は、前條の規定による措置をとるため、必要があると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する吏員をして、児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯せなければならぬ。

第三十條 都道府縣知事は、里親に、その委託した児童について、必要な報告をさせることができる。

第三十一條 第二十七條第一項第三号の規定により、精神薄弱兒施設、療育施設又は教護院に入所した児童について、厚生大臣又は都道府縣知事は、満二十歳に達するまで、その者をこれらの児童福祉施設に在所させることができる。但し、児童相談所にその児童の資質の再鑑別をさせ、児童相談所が、その必要を認められた場合に限る。

第三十二條 都道府縣知事は、第二十七條第一項の措置をとる権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

第三十三條 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適當な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

都道府縣知事は、必要があると認めるときは、第二十七條第一項の措置をとるに至るまで、児童に一時保護を加え、又は適當な者に委託して、一時保護を加えさせることができる。

この法律で定めるものの外、一時保護に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三十四條 何人も、左の各号に掲げる行爲をしてはならない。

一 不具奇形の児童を公衆の觀覽に供する行爲

二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行爲

三 公衆の娯樂を目的として、満十五歳に満たない児童にかるわざ又は曲馬をさせる行爲

四 満十五歳に満たない児童に戸戸について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊藝その他の演技を業務としてさせる行爲

五 満十五歳に満たない児童に酒席に侍する行爲を業務としてさせる行爲

六 児童に淫行をさせる行爲

七 前各号に掲げる行爲をする虞のある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行爲をなす虞のある者に、情を知つて、児童を引き渡す行爲及び当該引渡し行爲のなされる處があるの情を知つて、他人に児童を引き渡す行爲

養護施設、精神薄弱兒施設、療育施設又は教護院においては、夫、第四十一條、第四十二條、第四十三條又は第四十四條に規定する目的に反して、入所した児童を酷使してはならない。

都道府縣知事は、必要があると認めるときは、第二十七條第一項の措置をとるに至るまで、児童相談所長をして、児童に一時保護を加えさせ、又は適當な者に、一時保護を加えることを委託させることができる。

前項の児童を酷使から保護するため必要な事項は、児童の労働に関する他の法令の趣旨を尊重して、第四十五條の規定による最低基準において、これを定める。

第三章 児童福祉施設

第三十五條 國及び都道府縣は、命令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。市町村その他の者は、命令の定めるところにより、行政廳の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

都道府縣知事は、地方児童福祉委員会の意見を聞き、市町村に対し、児童福祉施設を設置を命ずることが出来る。

児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

第三十六條 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

第三十七條 乳児院は、乳児を入院させて、これを養育することを目的とする施設とする。

前項の規定による養育は、必要があるときは、乳児が満二歳に達するまで、これを継続することができる。

第三十八條 母子寮は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とする施設とする。

第三十九條 保育所は、日日保護者の委託を受けて、

その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

第四十條 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを興えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十一條 養護施設は、乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

第四十二條 精神薄弱児童施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに独立自活に必要な知識技能を興えることを目的とする施設とする。

第四十三條 療育施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を興えて、その健康増進を図ることを目的とする施設又は身体の機能の不自由な児童を治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を興えることを目的とする施設とする。

第四十四條 教護院は、不良行爲をなし、又はなす虞のある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする。

第四十五條 厚生大臣は、中央児童福祉委員会の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない。

第四十六條 行政廳は、前條の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長に対して、必要な報告をさ

せ、児童の福祉に関する事務に従事する官吏又は吏員に、実地につき監督させることができる。

行政廳は、児童福祉施設の設備又は運営が、前條の最低基準に達しないときは、その改善を命じ、又は児童福祉委員会の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第四十七條 児童福祉施設の長は、必要があると認めるときは、入所した児童に対して、親権を行うことができる。但し、親権者のある者の財産の管理については、この限りでない。

第四十八條 養護施設、精神薄弱児童施設及び療育施設に入所中の児童のうち、学校教育法第二十二條又は第三十九條の規定により就学させられるべき者に対する教育については、学校教育法の定めるところによる。

教護院の長は、在院中、学校教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた者に対し、小学校又は中学校の課程を修了したものと認定しなければならぬ。

前項の教科に関する事項については、学校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けなければならない。

前項の規定により、承認を受けた教護院の教科に関する事項については、文部大臣（國の設置する教護院以外の教護院については、学校教育法の規定による都道府縣監督廳）が、これを監督する。

第二項の規定による認定を受けた者は、学校教育法の規定による小学校又は中学校の課程を修了した者とみなす。

第四十九條 この法律で定めるものの外、児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 費用

第五十條 左の各号に掲げる費用は、都道府縣の負担とする。

- 一 地方児童福祉委員会に要する費用
 - 二 児童福祉司及び児童委員に要する費用
 - 三 児童相談所に要する費用（設備に要する費用を除く。）
 - 四 第十九條第四項の措置に要する費用
 - 五 母子手帳に要する費用
 - 六 都道府縣の設置する助産施設母子寮又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用
 - 七 第二十七條の措置に要する費用（國の設置する乳兒院、養護施設、精神薄弱兒施設、寮施設又は教護院に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）
 - 八 一時保護に要する費用
 - 九 児童相談所の設備並びに都道府縣の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用
- 第五十一條 左の各号に掲げる費用は、市町村の負担とする。
- 一 第二十二條から第二十四條までに規定する措置に要する費用（國及び都道府縣の設置する助産施設、母子寮又は保育所に入所させた者につき、その入所後に要する費用を除く。）
 - 二 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員

の養成施設に要する費用

第五十二條 國庫は、第五十條第一号、第二号、第五号及び第九号並びに前條第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その二分の一（第五十條第九号及び前條第二号の費用中、母子寮、保育所及び療育施設の設備については、二分の一乃至三分の一）を補助する。但し、第五十條第九号及び前條第二号の費用中、本人及びその扶養義務者において入院のための費用を負担することができない乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする乳兒院以外の乳兒院及び児童厚生施設の設備に関するものについては、この限りでない。

第五十三條 國庫は、前條に規定するものの外、第五十條及び第五十一條に規定する地方公共團體の負担する費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の八を補助する。

第五十四條 都道府縣は、第五十一條第二号の費用に對して、政令の定めるところにより、その四分の一（保育所及び療育施設の設備については、三分の一乃至四分の一）を補助しなければならない。但し、本人及びその扶養義務者において、入院のための費用を負担することができない乳兒を入院させて、これを養育することを目的とする乳兒院以外の乳兒院及び児童厚生施設の設備に関するものについては、この限りでない。

第五十五條 都道府縣は、第五十一條第一号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その十分の一を補助しなければならない。

第五十六條 厚生大臣、都道府縣知事又は市町村長

は、左の各号の一の費用を、期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。但し、市町村長において、児童福祉司又は児童委員の意見を聞き、本人及びその扶養義務者が、その費用を負担することができないと認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條から第二十四條まで又は第二十七條第一項第三号に規定する措置に要する費用

二 一時保護に要する費用

前項但書の場合において、市町村は、その費用の十分の一を負担しなければならない。但し、命令で定める場合は、この限りでない。

第一項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府縣知事又は市町村長に囑託することができる。

第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、國稅滯納処分例により処分することができる。

第五十七條 都道府縣、市町村その他の公共團體は、左の各号に掲げる建物及び土地に對しては、租税その他の公課を課することができない。但し、有料で使用させるものについては、この限りでない。

一 主として児童福祉施設のために使う建物

二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

第五十八條 第三十五條第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基いて発する命令又はこれらに基いてなす処分違反し

たときは、行政廳は、同項の認可を取り消すことができる。

児童福祉施設であつて、この法律による認可を受けないもの又は前項の規定により認可を取り消されたものについては、行政廳は、児童福祉委員会の意見を聞き、その事業の停止を命ずることができる。

第五十九條 この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、厚生大臣、都道府県知事若しくは市町村長又は児童相談所長のなす処分不服のある者は、行政廳に訴願することができる。

第六十條 第三十四條第一項第六号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処する。

第三十四條第一項第一号から第五号まで若しくは第七号又は同條第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、前二項の規定による処罰を免かれることができない。但し、過失のないときは、この限りでない。

第六十一條 児童相談所において、児童の資質の鑑別に従事した者が、正当の理由なく、その職務上取り扱つたことについて知得した人の秘密を漏らしたときは、これを六箇月以下の懲役又は三千円以下の罰金に処する。

第六十二條 正当の理由なく、第二十九條の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する吏員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚

偽の答弁をし、又は児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、これを五千円以下の罰金に処する。

附 則

第六十三條 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。但し、第十九條、第二十二條から第二十四條まで、第五十條第四号、第六号、第七号及び第九号（児童相談所の設備に関する部分を除く。）第五十一條、第五十四條及び第五十五條の規定並びに第五十二條、第五十三條及び第五十六條の規定中これらの規定に関する部分は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

第六十四條 民生委員令による民生委員は、第十二條第三項の規定の施行の日から、三箇月を経過した日に、その任期が満了したものとみなす。

前項の規定による任期満了の結果、民生委員を選ぶに当つては、第十二條第二項の職務を行うに適することを要件としなければならない。

第六十五條 児童虐待防止法及び少年教護法は、これを廃止する。但し、これらの法律廃止前に、なした行為に関する罰則の適用については、これらの法律は、なおその効力を有する。

第六十六條 児童虐待防止法第二條の規定により、都道府県知事のなした処分は、これをこの法律中の各相当規定による措置とみなす。

第六十七條 この法律施行の際、現に存する少年教護法の規定による少年教護院及び職員養成所は、これをこの法律の規定により設置した教護院及び職員養成施設とみなし、少年教護院に在院中の者は、これ

を第二十七條第一項第三号の規定により、教護院に入院せられた者とみなす。

第六十八條 少年教護法第二十四條第一項但書の規定により、その教科につき、文部大臣の承認を受けた少年教護院であつて、この法律施行の際、現に存するものは、第四十八條第三項の規定により、教科に関する事項につき、学校教育法第二十條又は第三十八條の監督廳の承認を受けたものとみなす。

第六十九條 この法律施行の際、現に存する生活保護法の規定による保護施設中の児童保護施設は、これをこの法律の規定により設置した児童福祉施設とみなす。

第七十條 この法律施行の際、現に存する児童福祉施設であつて、第六十七條及び前條の規定に該当しないものは、命令の定めるところにより、児童福祉施設の認可を得て、この法律による児童福祉施設として存続することができる。

第七十一條 東京都の特別区のある区域においては、当分の間、第二十二條から第二十四條まで及び第五十六條第一項中特別区の「区長」とあるのは、「東京都知事」、「第五十一條及び第五十六條第二項中特別区」とあるのは、「第五十一條第一号の規定に係るもの」としては、「東京都」と読み替えるものとする。

第七十二條 満十四歳以上の児童で、学校教育法第九十六條の規定により、義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者については、第三十四條第三号から第五号までの規定は、これを適用しない。

保健所法の改正

政府は地方における公衆衛生の向上及増進を図るため昭和二十二年九月五日附法律第百一號を以て保健所法を改正したが、その全文は左の如くである。

保健所法

(昭和二十二年九月五日
法律第百一號)

第一條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府縣又は政令で定める市が、これを設置する。

第二條 保健所は、左に掲げる事項につき、指導及びこれに必要な事業を行う。

- 一 衛生思想の普及及び向上に関する事項
- 二 人口動態統計に関する事項
- 三 栄養の改善及び飲食物の衛生に関する事項
- 四 住宅、水道、下水道、汚物掃除その他の環境の衛生に関する事項
- 五 保健婦に関する事項
- 六 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 七 母性及び乳幼児の衛生に関する事項
- 八 歯科衛生に関する事項
- 九 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 十 結核、性病、傳染病その他の疾病の予防に関する事項
- 十一 その他地方における公衆衛生の向上及び増進に関する事項

第三條 第一條に規定する地方公共團體の長は、その職権に属する前條各号に掲げる事項に関する事務を保健所に委任することができる。

第四條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要があるときは、結核、性病、齒科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うことができる。

第五條 保健所は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要な試験及び検査を行うことができる。

保健所は医師、歯科医師、薬剤師その他の者に、前項の試験及び検査に関する施設を利用させることができる。

第六條 厚生大臣は、地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため必要と認めるときは、第一條の地方公共團體に対し、保健所の設置及び運営に関して必要な事項を命ずることができる。

第七條 第一條に規定する地方公共團體は、保健所の事業の執行の便を図るため、その支所を設けることができる。

第八條 この法律による保健所でなければ、その名称中に、保健所たることを示すような文字を用いてはならない。但し、厚生大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

第九條 保健所の施設の利用又は保健所で行う業務については、命令で定める場合を除いては、使用料、手数料又は治療料を徴収してはならない。

第十條 國庫は、保健所に関する経費を支出する地方公共團體に対し、政令の定めるところにより、その支出額の二分の一以内を補助する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

労働省の設置

政府は労働行政の重要性に鑑み、労働省設置のため昭和二十二年八月法律第九十七号を以て労働省設置法を制定公布、政令に依り九月一日より施行され、労働省の設置をみるに到つた。その全文は左の如くである。

労働省設置法

(昭和二十二年八月三十一日
法律第九十七号)

第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て経済の興隆と國民生活の安定とに寄與するために、労働省を設置する。

第二條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働に関する啓蒙宣傳、労働條件、労働者災害補償保険及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労働需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を管理する。

第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。

労働局

労働基準局

婦人少年局

職業安定局

労働統計調査局

第四條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

一 機密に関する事項

二 官吏の進退身分に関する事項但し、大臣が他の部局の專管に属せしめたものを除く

三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項

四 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに綜合調整に関する事項

五 公文書類の接受、発送、編纂及び保存に関する事項

六 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項

七 官有財産及び物品に関する事項

第五條 労政局においては、左の事務を掌る。

一 労働組合法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。

二 労働関係調整法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。

三 労働に関する啓蒙宣傳に関する事項

四 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの

第六條 労働基準局においては、左の事務を掌る。

一 賃金、労働時間及び休息に関する事項

二 産業安全に関する事項

三 労働衛生に関する事項

四 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に関する事項

五 労働能率の増進に関する事項

六 労働者の福利厚生に関する事項

七 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項

八 その他労働基準法の施行に関する事項その他労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの

労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの

第七條 婦人少年局においては、左の事務を掌る。

一 婦人及び年少労働者に特殊の労働条件及び保護に関する事項

二 児童の使用禁止に関する事項

三 家族労働問題及び家事使用人に関する事項

四 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

五 労働者の家族問題に関する事項但し、法律に基いて他省の所管に属せしめられたものを除く

六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

第八條 職業安定局においては、左の事務を掌る。

一 職業の紹介、指導及び補導その他労働需給の調整に関する事項

二 失業対策に関する事項

三 失業保険及び失業手当に関する事項

四 その他職業に関する事項

第九條 労働統計調査局においては、左の事項に関する事務を掌る。

一 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計及び刊行

二 労働条件に関する定期統計及び刊行

三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行

四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行

五 職業に関する定期統計及び刊行

六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行

七 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済問題に関する調査及び刊行

第十條 労働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一條 労働省の部局、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十二條 船員の労働に関する行政の重要事項については、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働省部内及び運輸省部内の関係官を以て組織する船員労働連絡会議を置く。

船員労働連絡会議について必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議して、これを定める。

附則

第十三條 この法律の施行期日は、その成立の日から三十日を超えない期間内において、政令で、これを定める。

第十四條 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第一條中、「勤労」を削り、「社会保険」の下に「労働省ノ所管ニ屬スル事項ヲ除ク」を加える。

第三條中「九局」を「六局」に改め、

「勞政局

勞働基準局 を創る。

職業安定局」

第七條 削除

第七條ノ二及び第七條ノ三を創る。

第八條第一号中「國民健康保險及勞働者災害扶助責任保險」を「國民健康保險」に改める。

第二十三條 削除

第十五條 勞働基準法の一部を次のように改正する。

第百條の二 勞働省の婦人少年局長は、勞働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に

特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、勞働基準局長及びその下級の官廳の長に勸告を行うとともに、勞働基準局長が、その下級の官廳に対して

行つて指揮監督について援助を與える。

婦人少年局長は、自ら又はその指定する所屬官吏をして、女子及び年少者に関し勞働基準局若しくは

その下級の官廳又はその所屬官吏の行つた監督その他に関する文書を閲覽し、又は閲覽せしめることができる。

第百一條第一項及び第五項並びに第百五條の規定は、婦人少年局長又はその指定する所屬官吏が、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行つて調査の場合に、これを準用する。

第百二十條第一号中「第百五條乃至第百九條」を「第百五條(第百條の二第三項において準用する場合を含む。乃至第百九條)」に改め、同條第四号中「第百一條」を「第百一條(第百條の二第三項において準

用する場合を含む。)」に、「勞働基準監督官」を「勞働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所屬官吏」に改める。

政府は現下の失業問題の重要性に鑑み、昭和二十二年十二月一日法律第四百四十五號を以て失業手当法を制定公布したが、その全文は左の如くである。

失業手当法 (昭和二十二年十二月一日法律第四百四十五號)

（法律の目的）

第一條 この法律は、失業保險の被保險者が失業した場合に、失業手当金又は失業保險金を支給することを目的とする。

失業手当法の制定

前項の規定によつて失業手当金（同項に規定する失業保險金を含む。第十六條の場合を除いて、以下同じ。）の支給を受けることができる者が、第六條に規定する期間内に、再び就職した後離職した場合においては、同項に掲げる事項に該当しないときでも、失業手当金を支給する。

（失業の意義）

第三條 この法律で失業とは、勞働者が離職し、勞働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

（支給要件）

第四條 第二條の規定に該当する者（以下受給資格者という。）が、失業手当金の支給を受けようとするときは、左の手續をしなければならない。

一 第二條第一項の規定に該当することを証明する文書その他必要な文書を公共職業安定所に提出すること。

二 離職後、政令の定めるところによつて、公共職業安定所に出頭し求職の申込をした上、失業の認定を受けること。

（支給金額）

第五條 失業手当金は、失業保險の被保險者の離職した月前において、被保險者期間として計算された最後の月及びその前月（月の末日において離職し、その月が被保險者期間として計算される場合は、その月及びその月前において被保險者期間として計算された最後の月）に支拂われた賃金の総額をその期間の

二 前号に該当する者が、昭和二十二年十一月一日から、昭和二十三年四月三十日までの間において離職し、失業保險法第十五條第一項の規定に該当しないこと。

一 離職の日まで六箇月以上、失業保險法に規定する事業所（昭和二十二年十一月一日前の期間については、繼續して同一の事業所に雇用されたこと。

二 前号に該当する者が、昭和二十二年十一月一日から、昭和二十三年四月三十日までの間において離職し、失業保險法第十五條第一項の規定に該当しないこと。

総日数で除した額によつて算定する。但し、その二箇月間における後の月に支拂われた賃金が、法令又は労働協約若しくは就業規則に基く昇給その他これに準ずる賃金の増加によつて、その前の月に支拂われた賃金より高いときは、その後の月に支拂われた賃金の総額をその期間の総日数で除して得た額によつて算定する。

前項の額が左の各号の一によつて計算した額に満たないときは、失業手当金は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一によつて計算した額によつて算定する。

一 賃金が労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、前項の期間に支拂われた賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の七十

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額との合算額

失業手当金は、労働大臣の定める失業手当金額表における賃金等級に属する賃金に應じて定められた定額とする。但し、失業手当金算定の基礎となる賃金の最高額は、一日につき、百七十円を超えてはならない。

失業手当金の額は、第一項及び第二項の規定によつて算定した賃金の額が、四十円以上八十円未満の賃金等級に属する場合には、その賃金の百分の五十五に相当する額、その賃金の額が八十円以上百七十

円以下の賃金等級に属する場合には、百七十円によつて百分の三十五を最低の率として通減した率によつて算定した額、又はその賃金の額が十円（十円未満のものも含む）以上四十円未満の賃金等級に属する場合には、十円によつて百分の七十五を最高の率として通増した率によつて算定した額を基準とした金額とする。

受給資格者は、第四條の規定によつて公共職業安定所において認定を受けた失業の期間中、自己の労働によつて収入を得るに至つた場合において、その収入の額が失業手当金算定の基礎となつた賃金の百分の八十に相当する額を基準とする金額に達しないときは、失業手当金の支給を受けることができる。この場合における失業手当金算定の方法は、政令でこれを定める。

受給資格者が、健康保険法第五十五條の規定によつて傷病手当金の支給を受ける場合においては、失業手当金は、その者に支給すべき失業手当金の額からその支給を受けるべき傷病手当金の額を控除した残りの額を支給する。

(受給期間)
第六條 失業手当金の支給を受ける期間は、受給資格者の最初の離職の日の翌日から起算して、一年間とする。

(待期)
第七條 失業手当金は、受給資格者が公共職業安定所に離職後最初に求職の申込をした日以後において、失業の日数が通算して三十日に満たない間はこれを支給しない。但し、失業手当金の支給を受けること

ができる者が前條に規定する一年の期間内に再び就職した後離職した場合は、この限りでない。

(支給日数)
第八條 失業手当金は、第六條に規定する一年の期間内において、通算して百二十日分を超えては、これを支給しない。

(失業保険との調整)
第九條 受給資格者が、失業保険法第十五條第一項の規定に該当するに至つたときは、失業手当金を支給しない。

(支給の制限)

第十條 受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した職業の補導を受けることを拒んだときは、失業手当金を支給しない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は補導を受けることを指示された職業が、受給資格者の能力からみて不適當と認められるとき。

二 就職するために、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び技能について行われる一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四 職業安定法第二十條の規定に違反して、労働争議の発生している事業所に受給資格者を紹介したとき。

五 その他正当な理由のあるとき。

公共職業安定所は、受給資格者について、前項各号の一に該当するかしないかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十一條 第二條第二項に掲げる事項に該当する者が、自己の責に帰すべき重大な事由によつて解雇され、又はやむを得ない事由がないと認められるにもかかわらず自己の都合によつて退職した者であるときは、失業手当金を支給しない。

公共職業安定所は、受給資格者の離職が前項に規定する事由によるかどうかを認定しようとするときは、労働大臣が失業保険委員会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第十二條 受給資格者が、詐欺その他不正の行爲によつて失業手当金の支給を受け、又は受けようとしたときは、失業手当金を支給しない。

前項の場合において、政府は、失業手当金の支給を受けた者又はその相続人に対し、当該支給金額に相当する金額の返還を命ずることができる。

(支給方法及び支給期日)

第十三條 失業手当金は公共職業安定所において、一週間に一回、その日以前の七日分(失業の認定を受けなかつた日を除く)を支給する。但し、労働大臣は、必要であると認めるときは、失業保険委員会の意見を聞いて、失業手当金の支給について別段の基準を定めることができる。

公共職業安定所は、各受給資格者について、失業手当金を支給すべき日を定め、これをその者に知らせなければならない。

(受給権の譲渡及び差押の禁止)

第十四條 失業手当金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることはできない。

(租税その他の公課の非課税)

第十五條 失業手当金を標準として、租税その他の公課は、これを課さない。

(費用の負担)

第十六條 失業手当金の支給に要する出費は、國庫において、全額これを負担し、第二條第一項の失業保険金の支給に要する費用については、その三分の一は、國庫において、これを負担し、その三分の二は、失業保険法の規定による保険料を以て、これに充てるものとする。

(不服の申立)

第十七條 失業手当金の支給に関する処分不服のある者は、失業手当審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、失業手当審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者は、裁判所に訴訟を提起することができる。

前項の審査の請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

(失業手当審査官)

第十八條 失業手当審査官は、労働大臣がこれを任命する。失業手当審査官の職務は、この法律の定めるところによる。

失業手当審査官は、必要があると認めるときは、職権で審査をすることができる。

失業手当審査官は、審査のため必要があると認めるときは、失業手当金の支給に関する処分

をした官吏に対して、意見を求め、又は受給資格者若しくはその事業主であつた者に対して、報告をさせ、若しくは出頭を命ずることができる。

(失業手当審査会)

第十九條 失業手当審査会は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び公益を代表する者につき、労働大臣が各、同数を委嘱した者でこれを組織する。

(証拠調)

第二十條 失業手当審査官又は失業手当審査会は、審査のため必要があると認めるときは、証人又は鑑定人の尋問その他の証拠調をすることができる。

証拠調については、民事訴訟法の証拠調に関する規定並びに民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、過料に処し、又は拘引を命ずることができない。

(申立の期間)

第二十一條 審査の請求又は訴の提起は、処分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内、これをしなければならぬ。この場合において、審査の請求については、訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起については、民事訴訟法第百五十八條第二項及び第百五十九條の規定を準用する。

(施行規定)

第二十二條 前五條に規定するものの外、失業手当審査官及び失業手当審査会の事務に関する事項は、政令でこれを定める。

(時効)

第二十三條 失業手当金の支給を受ける権利は、一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

前項の時効について、その中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第二十四條 失業手当に關する書類には、印紙税を課さない。

(報告、出頭等の義務)

第二十五條 行政廳は、命令の定めるところによつて、受給資格者を雇用した事業主又は受給資格者に、受給資格者の異動、貸金その他この法律の施行に關し必要な報告、若しくは文書を提出させ、又は受給資格者を出頭させることができる。

離職した失業保険の被保険者は、命令の定めるところによつて、従前の事業主に対し失業手当金の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、事業主は、その請求にかかる証明書を交付しなければならない。

(質問及び検査)

第二十六條 行政廳は、必要があると認める場合においては、当該官吏に、受給資格者を雇用した事業所に立入つて受給資格者の雇用關係及び貸金について、關係者に対し質問し又は帳簿書類の検査をさせることができる。

前項の場合において、当該官吏は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。

(罰則)

第二十七條 事業主、受給資格者その他の關係者が、故なく左の各号の一に該当するときは、これを六ヶ月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第二十五條第二項の規定による証明を拒んだ場合

二

この法律の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合

三

この法律の規定による当該官吏の質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第二十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その法人又は人に對し、同條の罰金を科する。

附則

この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを適用する。

第六條に規定する期間は、昭和二十二年十一月一日以後この法律公布の日前に離職した者については、この法律公布の日から、これを起算するものとする。

農地調整法の一部改正

政府は農地改革を更に徹底するために昭和二十二年十二月二十六日法律第二百四十号を以て同法の一部を次の如く改正した。

農地調整法の一部改正

(昭和二十二年十二月二十六日法律第二百四十号)

農地調整法の一部を次のように改正する。

「地方長官」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第一條中「農地關係」を「農地關係等」に改める。

第二條に次の三項を加える。

本法ニ於テ薪炭林トハ耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ヲ謂フ

本法ニ於テ採草地トハ肥料若ハ飼料又ハ此等ノ原料ニ用フル草又ハ落葉ノ採取ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ放牧地トハ家畜ノ放牧ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

第三條第一項中「市町村農業會」を削る。

第四條第一項中「農地」の下に「採草地又ハ放牧地(農地タル採草地又ハ放牧地ニ植林ノ目的其ノ他採草及家畜ノ放牧以外ノ目的ニ主トシテ供セラルル採草地又ハ放牧地ヲ除ク)を加える。

第五條第二号中「都道府縣又ハ農地開發營團」を「又ハ都道府縣」に改める。

第六條ノ二第一項及び第六條ノ四第一項中「地租法」を「土地台帳法」に改める。

第九條第三項中「解約」を「解約(合意解約ヲ含ム以下同ジ)に、同條第四項中「前項」を「第三項」に改め、同條第三項の次に次の一項を加える。

前項ノ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第九條ノ二第一項但書を削る。

第十條、第十一條第一項及び第十二條第二項中「小作官」を「小作官又は小作主事」に改める。

第十四條ノ二 第八條、第九條及第九條ノ十ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル有償ノ契約ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ三 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體自家ノ薪若ハ木炭ノ原料ニ用フル原木、枝條、落枝等ノ採取、自家用ノ肥料若ハ飼料若ハ此等ノ原料ニ用フル草若ハ落葉ノ採取又ハ耕作者ガ耕作ニ附隨シテ生産シ若ハ飼育スル家畜ノ放牧ヲ目的トスル土地又ハ立木ノ使用收益ノ權利(以下使用權ト稱ス)ヲ取得スルノ必要アルトキハ市町村農地委員會ノ承認ヲ受ケ土地又ハ立木ノ所有者(政府ヲ除ク)其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ使用權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムコトヲ得

市町村農地委員會前項ノ承認ヲ爲サントスルトキハ省令ノ定ムル所ニ依リ同項ノ土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者、同項ノ承認ヲ受ケントスル者、當該市町村ノ長及都道府縣農地委員會、都道府縣開拓委員會又ハ當該市町村ノ區域ヲ其ノ地區ノ全部若ハ一部トスル森林組合、牧野組合其ノ他省令ヲ以テ定ムル團體ヲ代表スル者ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第一項ノ場合ニ於テ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ同項ノ承認ヲ受ケタル者ハ省令ノ定ムル所ニ依リ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ市町村農地委員會ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得但シ同項ノ承認ヲ受ケタル日ヨリ二月ヲ經過シタ

ルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ四 前條第三項ノ規定ニ依ル裁定ノ申請アリタルトキハ市町村農地委員會ハ當該申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ其ノ旨ヲ通知シ且省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

前條第三項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ハ前項ノ公示ノ日ヨリ二週間内ニ市町村農地委員會ニ意見書ヲ差出スコトヲ得

市町村農地委員會ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後審議ヲ開始スベシ

裁定ハ其ノ申請ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ズ、裁定ニ於テハ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ要ス

一 設定ヲ爲スベキ使用權ノ内容及存續期間並ニ當該權利ノ目的タル土地又ハ立木
二 對價並ニ其ノ支拂ノ方法及時期
三 土地又ハ立木ノ引渡ノ時期
四 使用收益開始ノ時期

ル土地(其ノ上ニ在ル立木ヲ含ム)ニ付テハ之ヲ適用セズ

市町村農地委員會ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル使用權ノ設定ニ係ル第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ爲スコトヲ得ズ但シ政令ヲ以テ定ムル場合ニ於テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 昭和二十年十一月二十三日以後耕作者ノ自家用ノ薪又ハ木炭ノ原料ニ用フル原木ノ採取ヲ目的トスル貸借其ノ他ノ契約ノ解除、解約又ハ更新ノ拒絕ノアリタル土地又ハ立木ニ關シ同日現在ニ於テ使用權ヲ有シタル者ガ當該土地又ハ立木ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

二 薪炭林ニ付慣行ニ依リ原木ノ採取ヲ爲ス耕作者又ハ其ノ團體當該薪炭林ニ關スル使用權ノ設定ニ關シ協議ヲ求メントスル場合

第十四條ノ六 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル團體第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ノアリタル日ヨリ二月内ニ同項ノ承認ナキトキハ都道府縣農地委員會ニ市町村農地委員會ニ對シ同項ノ承認ヲ爲スベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求スルコトヲ得

第十四條ノ七 第十四條ノ三第一項ノ承認ニ係ル土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者同項ノ規定ニ依リ協議ヲ受ケタルトキハ當該協議ガ調フニ至ル迄ハ當該承認ニ係ル使用權ノ設定ニ付支障ヲ及ボサザル場合ヲ除クノ外都道府縣知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定

シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木ヲ損壞シ若ハ
收去スルコトヲ得ズ但シ當該協議調ハザル場合ニ於
テ同條第三項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依ル裁定
ノ申請ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ八 第十四條ノ三第二項ニ掲グル者第十四
條ノ四ノ規定ニ依ル裁定ニ對シ不服アルトキハ同條
第六項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一月内ニ都道府縣知
事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項ノ
期間滿了後一月内ニ裁定ヲ爲スベシ
都道府縣知事前項ノ裁決ヲ爲サントスルトキハ都道
府縣薪炭林等委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
都道府縣薪炭林等委員會ニ關スル規程ハ政令ヲ以テ
之ヲ定ム

第十五條第二項中「市町村農地委員會ハ」の下に「主
務大臣及」を加ふる。

第十五條ノ二第三項第二号中「其ノ所有スル農地ニ
付」を削り、同條第四項中「戶主若ハ家族」を親族若ハ
其ノ配偶者」に、同條第五項中「戶主又ハ家族」を親族
又ハ其ノ配偶者」に改め、同條第十項を削る。

第十五條ノ三第一項中「戶主若ハ家族」を「親族若ハ
其ノ配偶者」に改める。

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有
セズ

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及準禁治産者
- 三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又
ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第十五條ノ五 選舉ニ關スル事務ハ地方自治法第百八

十一條ニ規定スル市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管理
ス
第十五條ノ七中「年齡多キ者ヲ取り年齡モ亦同ジキ
トキハ」を削る。

第十五條ノ十五を削る。
第十五條ノ十八を第十五條ノ二十二とし、第十五條
ノ十七條を第十五條ノ二十一とする。
第十五條ノ十六中「第十五條ノ十三」を「第十五條ノ
十五」に改め、同條を第十五條ノ十九とする。

第十五條ノ十四第三項を削り、同條を第十五條ノ十
六とし、第十五條ノ十三を第十五條ノ十五とする。
第十五條ノ十二中「及自己ト同一戶籍内ニ在ル者」
を「並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者」に改め、同條を第十
五條ノ十三とする。

第十五條ノ十一を第十五條ノ十二とし、第十五條ノ
十を第十五條ノ十一とする。

第十五條ノ九第二項中「市町村長」を「市町村ノ選舉
管理委員會」に改め、同條第四項に次の但書を加え、同
條第十五條ノ十とする。
但シ同項本文中總委員トスルハ總委員ノ過半數トス

第十五條ノ八を第十五條ノ九とする。
第十五條ノ八 前六條ニ規定スルモノノ外市町村農地
委員會ノ選舉ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ

定ム
第十五條ノ十四 都道府縣知事ハ都道府縣農地委員會
ノ請求ニ因リ市町村農地委員會ノ解散ヲ命ズルコト

ヲ得
前項ノ規定ニ依ル市町村農地委員會ノ解散アリタル
トキハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ選舉ヲ行フコトヲ要ス

第十五條ノ十七 第十五條ノ二第三項乃至第六項第八
項第九項本文及第十五條ノ三乃至第十五條ノ十四ノ
規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五

條ノ二第六項中五人トアルハ十人、三人トアルハ六
人、二人トアルハ四人、同條第八項中三人トアルハ
五人、第十五條ノ五及第十五條ノ十第二項中市町村
ノ選舉管理委員會トアルハ都道府縣ノ選舉管理委員

會、第十五條ノ二第八項、第十五條ノ十第三項及第
十五條ノ十四第一項中都道府縣知事トアルハ主務大
臣、第十五條ノ十第二項中當該區分ニ屬シ選舉權ヲ
有スル者トアルハ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者
(選舉區ノアル場合ニ在リテハ、同一選舉區ニ屬スル

者ニ限ル)、委員トアルハ委員(選舉區ノアル場合ニ
在リテハ當該選舉區ニ屬スル委員ニ限ル)、第十五條
ノ十四第一項中都道府縣農地委員會トアルハ中央農
地委員會トス

第十五條ノ十八 都道府縣知事都道府縣農地委員會又
ハ市町村農地委員會ノ議決ガ法令ニ違反シ又ハ著シ
ク不當ナリト認ムルトキハ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ

付スルコトヲ得但シ議決ノアリタル日ヨリ一月ヲ經
過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
都道府縣知事前項ノ規定ニ依ル都道府縣農地委員會
又ハ市町村農地委員會ノ議決ガ仍法令ニ違反シ又ハ

著シク不當ナリト認ムルトキハ中央農地委員會又ハ
都道府縣農地委員會ニ對シ其ノ取消ヲ請求スルコト
ヲ得

第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
中央農地委員會又ハ都道府縣農地委員會第二項ノ規
定ニ依ル請求ヲ受ケタルトキハ其ノ請求ノアリタ

ル日ヨリ一月内ニ其ノ取消ノ可否ヲ議決スベシ
第十五條ノ二十 市町村農地委員會又ハ都道府縣農地
委員會ノ委員及其ノ事務ニ從事スル者ハ登_録所、土

地臺帳所管應、家屋臺帳所管應又ハ市町村ノ事務所
ニ就キ無償ニテ第十五條又ハ第十五條ノ十五ニ規定
スル事項ヲ處理スルニ必要ナル簿書ノ閱覽又ハ謄寫
ヲ求ムルコトヲ得

第十七條ノ三 本法中都道府縣又ハ都道府縣知事ニ關
スル規定ハ特別市ノ指定アリタルトキハ政令ヲ以テ
定ムル時期迄ハ當該特別市ノ區域ヲ含ム指定前ノ都
道府縣又ハ其ノ知事ニ、市町村又ハ市町村長ニ關ス
ル規定ハ特別區ノ存スル地ニ在リテハ特別區又ハ特
別區ノ區長ニ、地方自治法第百五十五條第二項ノ市
ニ在リテハ區又ハ區長ニ、特別市ニ在リテハ行政區
又ハ行政區ノ區長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組
合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ
適用ス

第十七條ノ五第二号中「第九條第三項」の下に「第十
四條ノ二ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加え、同條第
三号を第四号とし、同條第二号の次に次の一号を加え
る。

三 第十四條ノ七ノ規定ニ違反シタル者
第十七條ノ六中「若ハ第三號前段」を、「第三號若ハ第
四號前段」に改める。

附 則

第一條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

但し、改正後の第十五條ノ二第四項第五項及び第十
五條ノ三第一項の規定は、昭和二十二年五月三日か
ら、これを適用し、改正後の第十五條ノ十七の規定

中第十五條ノ二第三項乃至第五項及び第十五項ノ三
乃至第十五條ノ五の規定を準用する場合、昭和二
十三年一月一日からこれを施行する。

第二條 第四條の改正規定は、この法律施行の際現
存する採草地又は放牧地（農地たる採草地又は放牧
地並びに植林の目的その他採草及び家畜の放牧以外
の目的に主として供せられてゐる採草地又は放牧地
を除く。以下同じ。）に關する契約で當該契約に係
る権利の設定又は移轉に關する登記及び當該採草地
又は放牧地の引渡のいづれもが完了してないもの
についても、これを適用する。

第三條 昭和二十年十一月二十三日現在における農地
の賃借人で同日以後第九條第三項の改正規定施行の
日前に賃貸借の解除、解約（合意解約を含む。以下同
じ。）又は更新の拒絶に因つて當該農地の賃借人でな
くなつたものは、市町村農地委員會の承認を受け、
當該農地の昭和二十年十一月二十三日現在における
所有者又はその承継人（同日現在における當該賃貸
借の賃貸が新有権に基いてされたものでない場合に
は、賃貸人又はその賃貸の基礎となつた権利の承継
人。以下同じ。）に對し、當該農地につき賃貸借契約
を締結することに關し協議を求めることができ、

左の各号の一に該当する場合、市町村農地委
員会は、前項の承認をすることができない。

一 前項の賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶に係
る農地が昭和二十年十一月二十三日現在における
當該農地の所有者又はその承継人以外の者の耕作
の業務の目的に供されてゐる場合

二 都道府縣農地委員會において前項の賃貸借の解

除、解約又は更新の拒絶のあつたときにおける當
該所有者又は承継人及び賃借人に就いての事情を
調査して當該賃貸借の解除、契約又は更新の拒絶
を適法且つ正当であると認めたる場合

三 前二号の外市町村農地委員會において前項の承
認の申請が信義に反すると認めたる場合

四 前項の承認を申請した者が所有権、賃借権、使
用賃借による権利又は永小作権に基いて自作農創
設特別措置法第三條第一項第三号の面積又は同條
第三項の規定により當該区域につき定められた同
一号の面積に代るべき面積を超える面積の農地に就
き現に耕作の業務を営んでゐる場合

五 昭和二十年十一月二十三日現在における第一号
の農地の所有者又はその承継人が現に當該農地に
就き耕作の業務を営む場合に於ては、その者が
當該農地に就いての耕作の業務をやめるときは、
その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状
態に較べて著しくわるくなる場合

第一項の場合において、協議が調わず、又は協議
をすることができないときは、同項の承認を受けた
者は、命令の定めるところにより、當該農地の賃貸
に關し市町村農地委員會の裁定を申請することがで
きる。但し、同項の承認を受けた後二箇月を経過し
たときは、この限りでない。

市町村農地委員會は、前項の裁定をしたときは、
遅滞なく第一項の規定による協議の当事者にその旨
を通知しなければならない。

第三項の裁定に對し不服ある者は、前項の通知を
受けた日から一箇月以内に都道府縣農地委員會に訴

願することができる。

都道府縣農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項の期間満了後一箇月以内に裁決してなければならぬ。

第一項の請求に係る農地につき、第三項の規定により賃借権を設定すべき旨の裁定があつた場合において第五項の規定による訴願が却下され、若しくは同項の期間内に訴願の提起がないとき、又は前項の規定により賃借権を設定すべき旨の裁決があつたときは、当該裁定又は裁決に定めるところにより、当該農地につき賃借権が設定されたものとみなす。

前項の規定による賃借権の設定については、民法第六百十二條の規定は、これを適用しない。

第四條 市町村農地委員会が前條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定の申請を受けた日から二箇月以内に当該申請に係る農地につき同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をしない場合において、当該申請をした者がその期間経過後一箇月以内に都道府縣農地委員会に対して当該市町村農地委員会に同條第一項又は第三項の規定による承認又は裁定をすべき旨を指示すべきことを請求したときは、都道府縣農地委員会は、当該市町村農地委員会に対して同條第一項又は第三項の規定により承認又は裁定をすべき旨を指示しなければならない。

前項の場合には、前條第二項の規定を準用する。この場合において、同條第三号中「市町村農地委員会」とあるのは、「都道府縣農地委員会」と読み替へるものとする。

第五條 前二條の規定による処分が違法なものの取消

又は変更を求める訴は、昭和二十二年法律第七十五號第八條の規定にかかわらず、当事者がその処分があつたことを知つた日から一箇月以内にこれを提起しなければならぬ。但し、処分の日から二箇月を経過したときは、同條の規定にかかわらず、訴を提起することができない。

前項の訴の提起は、前二條の規定による処分執行を停止しない。

第六條 第九條第三項の改正規定施行後命令で定める時期までは、改正後の第九條第三項（第十四條ノ二）において準用する場合を含む。以下同じ。中「市町村農地委員会ノ承認」とあるのは、「都道府縣知事ノ許可」と、改正後の同條第四項及び第五項中「承認」とあるのは、「許可」と読み替へるものとする。

都道府縣知事は、改正後の第九條第三項及び前項の規定による許可をするには、農地に係る場合にあつては、都道府縣農地委員会の意見、薪炭林、採草地又は放牧地に係る場合にあつては、都道府縣薪炭林等委員会の意見を聴かなければならぬ。

第七條 第十五條ノ十四の改正規定施行の際現に都道府縣農地委員会の委員たる者は、改正前の同條第三項第一号乃至第三号の規定により互選された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條の二第三項各号の規定により選挙されたものとみなし、改正前の第十五條ノ十四第三項第四号の規定により選任された委員にあつては改正後の第十五條ノ十七において準用する第十五條ノ二第八項の規定により、選任されたものとみなす。

前項の規定は、委員の任期に影響を及ぼさない。

第八條 第十五條ノ十八の改正規定施行前にした都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の議決については、同條第一項但書の期間は、この法律施行の日から、これを起算する。

人口動態調査の厚生省移管

人口動態調査が総理廳より厚生省へ移管されたに伴い、昭和二十二年九月八日厚生省令第二十五號を以て人口動態調査令施行規則の一部が次の如く改正された。

人口動態調査令施行規則の改正

(昭和二十二年九月八日
厚生省令第二十五號)

「内閣總理大臣」を「厚生大臣」に、「總理廳統計局長」を「厚生大臣」に、「總理廳事務官」を「厚生事務官」に、「總理廳統計局」を「厚生省」に、「府縣支廳」を「都道府縣支廳」に、「總理廳令」を「省令」に改める。

第二十條第一項中「府縣支廳」には東京都支廳及び北海道廳支廳を含み、「第二項中」第一項」を削る。

附則

この省令は昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

生計費指數資料實地調査の休止

標記調査を當分の間休止するの趣旨により、生計費指數資料實地調査も休止せられることとなり、昭和二十二年十一月十九日政令第二百四十三號の政令を以つて左の如く公布された。

生計費指數資料実地調査令による生計費
指數資料実地調査の休止に関する政令

(昭和二十二年十一月十九日)
政令第二百四十三号

生計費指數資料実地調査令による生計費指數資料実
地調査は、当分の間、これを行わない。

附 則

この政令は、昭和二十二年九月分以降の生計費指數
資料実地調査についてこれを適用する。